

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.14

2014年6月

高齢者を取り巻く地域力の可能性と限界
—孤独死防止対策から見えること—
自治研センター講演会から



あけぼの山農業公園（柏市）

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館別館 3階（教職員福祉会館）

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.14 2014.6

• 巻頭言	衆議院議員 奥野総一郎	2
• 自治研センター講演会 高齢者を取り巻く地域力の可能性と限界 —孤独死防止対策から見えること—	淑徳大学総合福祉学部教授 結城 康博	3
• 自治研センター講演会 パネルディスカッション	司会 主任研究員 申 龍徹 パネラー 淑徳大学総合福祉学部教授 結城 康博 自治労千葉県本部退職者会会長・ケアマネージャー 東出 健治 (有)トータル介護サービスアイ代表取締役 大塚美知雄	16
• 平成26年度 千葉県予算をどう読みとるか	理事 千葉県議会議員 藤代 政夫	27
• 千葉市の平成26年度予算と財政課題について	千葉県議会議員 白鳥 誠	32
• 連載①：数字で掴む自治体の姿…	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	36
• 連載②：自治体政策形成のキーワード	主任研究員（法政大学大学院公共政策研究科客員教授） 申 龍徹	56
• 公共の担い手 東日本大震災東北被災地復興支援 「ちばの絆」プロジェクト推進会議について — 千葉氏の縁で陸前高田と酒々井を結ぶ —	「ちばの絆」プロジェクト推進会議 発起人 鎌田 行平	66
• シリーズ千葉の地域紹介 柏市 みんなでつくる安心、希望、支え合いのまち 柏	柏市職員組合 武田 新	68
• 県議会報告 『千葉県いじめ防止対策推進条例』の成立	千葉県議会議員（松戸市選出） 湯浅 和子	70
• 労働資料コーナー紹介 千葉県労働者福祉協議会所蔵書籍の管理を移管されました	事務局	72
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	73
• 今期の入手資料	編集部	76
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		77
• 編集後記	事務局長 宮原 一夫	78

衆議院議員 奥野総一郎



千葉県地方自治研究センターが、自治体で働く仲間のみならず、地域の課題や地方自治のあり方全体について積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

さて、残念ながら民主党が下野し、自公政権となって足かけ1年半となりました。「集团的自衛権」や「NHK会長・経営委員人事」はもとより、安倍政権は強権的で危険な方向へと日本を引きずりこもうとしています。

地方自治においても、民主党がその政策の「一丁目一番地」としてきた「地域主権改革」の看板を「地方分権」に書き換えただけでなく、その中身もこれまでの論議からは逆行するものとなっています。

民主党は地域主権改革の中で、「国と地方の協議の場」の設置や「義務付け・枠付け」の見直し、あるいは「一括交付金制度」の導入など、地方の自主性を重んじた改革を進めて来ましたが、安倍内閣は政権交代後ただちに一括交付金制度を廃止しました。

昨年の地方分権改革有識者会議の「地方分権改革の総括と展望」では「第二次地方分権改革は一つの区切りを迎える」とされ、安倍内閣が地域主権（地方分権）改革に幕引きを図ろうとしていることを反映している、とさえ思えます。

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」の見直しにしても決して終わっていません。対象となる一万項目を四千項目、そこから絞って千三百項目にしました。だから、検討さえされていないものもあります。また、地方の要望に沿えていない積み残し案件もあり、引き続き検討を重ね、結論を出していかなければなりません。

もう一つ残っているのは、国の出先機関の見直し。これは第二次勧告の中で、国の出先機関改革ということとわざわざ章が設けられており「地方振興局」とか「地方工務局」という名前まで例示をして、組織改革のあり方について議論がされていました。しかし、今回の法案にはこれは含まれませんでした。

第二次勧告の中で、国から地方におろすべき権限、組織とセットで見直すことになっていたのに、組織論

がなくなって、権限論だけになってしまいました。

昨年の暮れの「当面の方針」の中では百項目を、地方におろす権限の見直しの対象として挙げていました。このうち、今回の見直しの方針の中で、六十六項目の権限を地方に渡すことになりました。しかし、このうち地方が求めていた権限移譲は、二十八項目中七項目しかできませんでした。

また、各省が国に残すとしているものについては、地方が求めても、二十二項目中九項目しか盛り込まれませんでした。安倍政権の「中央集権」志向がはっきりでていると言えます。

さらに財政措置についても、今回の一括法の中では入っていません。

権限委譲や、義務付け・枠付けの廃止がそれなりに進む中で、肝心の税財源の議論がすぽっと抜け落ちています。

一例をあげれば、自治体では非常勤職員の待遇などが大きな問題となっていますが、権限が移譲されると、移譲された側は業務が増える。そしてそれをこなすため、人員を増やしていく。しかし、財政状況が厳しい地方では正規職員はなかなか増やせず、ますます臨時職員や非常勤職員を採用して、それに頼っている。

しかし一方で、非常勤職員には期末手当や退職手当の支給が認められていません。また、通勤手当や残業手当さえも総務省通知で支給が可能とされているだけで、法定されていません。

この点はやはり法律で担保すべきであり、民主党は私も提出者の一人となっている「地方自治法一部改正案」を議員立法で提出し、臨時・非常勤職員の処遇改善を目指しています（継続審議中）。

国と地方の財源、税源の配分の見直しは、わが国の借金が1000兆円を超える財政事情の中で非常に難しいことではありますが、それでもなお、真の「地域主権」「地方分権」を実現するためには不可欠です。

そして、こうした本当の意味での改革を進めるためにも、民主党を中心にした政権を再度実現させるしかない決意を新たにしています。

自治研センター講演会

高齢者を取り巻く地域力の 可能性と限界

— 孤独死防止対策から見えること —

2014年2月15日収録



淑徳大学 総合福祉学部 教授

結 城 康 博

今日の話題については、県内でもう30回ぐらい話しています。

介護保険や孤独死対策は、千葉県庁・千葉市役所・柏市役所・松戸市役所、そして木更津の方ということで、とにかく県内は声がかかればどこにでも行くようにしています。ほとんどは民生委員の方とか、ケアマネージャーとか、自治体の職員、それから施設長の会などの集まりです。

私は明日から、ドイツの介護保険を見に行きます。1週間行ってくるのですが、帰って来るとまた、この話題で千葉県内をまわります。もしかしたら、どこかで聞いたことがあるかなと思うかもしれません。

市町村に権限移譲の介護保険改定

介護現場では、2015年4月に介護保険法が改正される予定で通常国会に医療法と介護保険法の法案が上程されています。あとで2人の介護現場の方とお話しますが、この1年間というものの、介護現場は制度改正で大変です。しかも、4月から消費税アップ分の報酬改定も行われます。

どう制度が変わるのか、自分の商売や利用者の生活がどう変わるのかと、もう本当に血眼になってやっています。制度改正というものは、実は利用者と介護で働いている人たちにしてみると非常に面倒です。

もう1つは、今回の制度改正は、市町村に権限を委譲するというのが特徴です。地方自治がご専門の宮崎理事長に怒られるかもしれませんが、私は地方分権が嫌いなのです。はっきり言って、介護とか医療に関してですが。

あとで怒られてしまいますが、私は、医療と介護については中央集権派なのです。先ほどのご挨拶で宮崎先生が言っていたように、雪かきでヘルパーを使うとか、融通のきくところに関しては、地方にあってもいいかと思うのですが。

今回の制度改正は、民主党政権の時の社会保障の制度改正を引きずっております。介護保険法は、色濃く地方分権が出ています。やはりこういう細かい制度改正というのは、政権が変わったからと



いって、簡単に変えられるものではありません。

ですから、例えばケアマネージャーの指定権限や監査は、県から市役所に全部移します。それから10人以下ぐらいのデイサービスという小規模デイについても、許認可権を全部市町村に委譲します。そして、今からお話をする要支援1・2のヘルパーのデイ部分の権限も、全部市町村に委譲します。

もう1つは孤独死です。今日は孤独死を少し中心にお話しますが、インフォーマルサービスである地域福祉の理念を介護保険の中に入れて、その責任を市町村に全部入れます。

私も毎年ドイツに行って介護保険や制度改正を勉強しますが、行政学で言うところの補完性の原理というのでしょうか。ヨーロッパも補完性の原理もやりますが、日本の言っている地方分権は、到底日本の実態には合いません。

市町村に福祉の専門職がいなくなっている

私は介護現場でずっと働いてきて、福祉現場、児童現場での経験もありますが、福祉に対する考え方については、ヨーロッパの考え方と日本の考え方はやっぱり違うと思います。あとはそれだけ市町村の職員が、福祉に対して問題意識が少ないということです。正直に言うと、福祉行政の専門職がいません。いまは全部委託をしていますから。

実は、介護保険というのは地方分権の試金石ですが、これは15年経って、さらにマイナスになっています。これは現場特有のほとんどの共通認識です。社会福祉学会やその辺りの研究者には、地

方分権を後押ししている人が多いのですが、現場では、ただ単に民間や市町村に丸投げをしているというところですよ。

特に、いまはケアマネージャーや施設の職員の方が、技術力は数段上だと私は思います。市町村の職員はほとんど福祉を知りません。いい例がケースワーカーです。ケースワーカーは、ほとんど毎年異動を希望しています。

おかげさまで、千葉市では淑徳大学生を採用していただいて、ありがとうございます。ようやく福祉職を採用していただいて、私のゼミ生も4、5人が入らせていただきました。千葉市も、この3、4年はようやく「専門職を採用しないと本当のケースワークはできないだろう」ということですが、それは千葉市だからできることです。大きな政令市ですから。私は特別区の公務員を13年やっておりました。千葉県には54市町村ありますが、ほとんど福祉の専門職を採用しません。

ヨーロッパでは役所をまわると、専門職は小さい自治体にもいます。ソーシャルワーカーとか、そういう人がいるのです。この行政組織に、専門職がないのに分権しても無理です。なぜなら、経済学部、法学部、教育学部卒等の事務職しかいないですから。かろうじて地方分権してもいい自治体は、専門職をきちっと雇っているところで、それはほんの一部です。だから、ケースワーカーが不正受給とかいろいろなことをやっているのは、事務屋が管理だけをやっているからです。

そういうことも含めて、ケアマネージャーもやったことがないし、ヘルパーでお年寄りの家にも行ったことのない自治体の職員は、今回の2014年の法改正で事業が来ても、それは無理なのです。介護保険・高齢福祉職場では、たぶん早く異動希望を出す人が多いと思います。そういう実態であるのに本当に現場の仕事ができるかというと、最終的には利用者とケアマネージャーやヘルパー、施設の職員が困ります。

今回の孤独死対策についても話しますが、審議会がちょうど1月21日から始まりました。1年間に13～14回ぐらい審議会に加わって、私なりに相当ドラスティックに意見を言ったつもりです。も

ちろん、厚生労働省とは仲がいい時もあるし悪い時もありますが、よく話をしました。じっくり話しました。審議会の議事録に出ていないところの倍ぐらい、私は話しました。

今回は、介護保険ができて15年経つ中での2番目の大改正です。それについて、これからお話をします。会場を見ると、60歳以上の方が結構いらっしゃるので、まもなく要介護者になる人もいるし、約10年以内に認知症になる可能性もある方がいらっしゃいますよね。

若い方については、自分の親の介護とか、介護離職などぜひ一緒に考えてもらいたいと思います。特に、労働組合にも私はよく呼ばれますが、組合関係の男性職員には孤独死予備群が多いですから。ここにも孤独死予備群がいると思います。男性の独り暮らしは圧倒的に孤独死が多いです。私はわからないですが、皆さんは熟年離婚されて孤独死になるかもしれないですし、そういうことも含めて、眠くならないようにお話をします。

基本的に、これからは独居高齢者が非常に増えていきます。いま、岩波新書の『在宅介護』という本を書いています。本に出てくる83歳の方を、私がインタビューしてずっと取材し、調査しています。介護保険の改定は、軽度者のサービスを切って、重度者に充てるのが、いまの大きな制度の流れです。

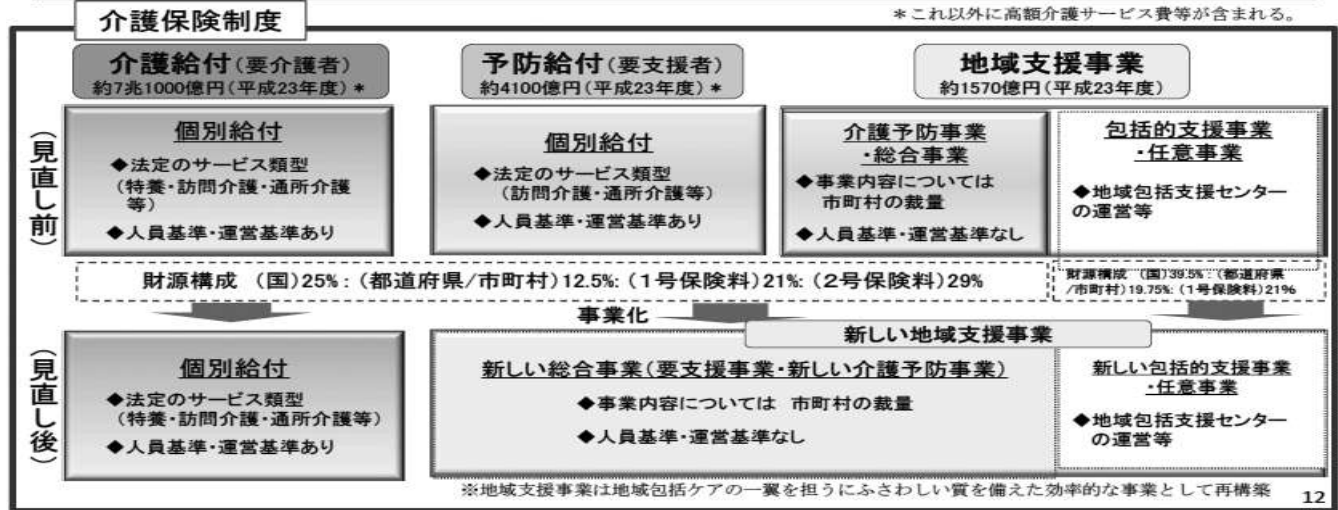
ドイツの介護保険は、要介護3からではないと介護保険が使えません。でも、日本の優れた点と言うと、市民運動からの要望とかいろいろな過程があって、軽度者からも介護保険を使えることです。日本の介護保険というのは、世界でも結構優れている制度だと私は思っています。軽度のうちからヘルパーなどを使って、独り暮らしを支えることにより重度化を防ぐというもので、これは良い制度です。

この83歳の方は、軽い認知症です。ヘルパーが定期的に入ることによって、独りで暮らしています。要介護1ですが、軽度者と言われているこの人たちに対して、ヘルパーの生活援助などのサービスが削減されると、おそらく重度化されてしまい、施設に入ってくる人が増えてきます。しかし、

介護予防給付の地域支援事業への移行(案)

- 要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すことを検討。
- 全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。
- 移行後の事業も、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- 事業への移行にあたっては、既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿を地域に整備するため、地域の実情に合わせて、一定程度時間をかけて行う。

*これ以外に高額介護サービス費等が含まれる。



(出典) 社会保障審議会介護保険部会資料

いまは財政的にお金がないので、軽度者からサービスを切って、負担を増やそうという流れがあります。

「軽度者は自助互助で」との方向

特にこういう自立に関して、社会保障では自助・互助・共助・公助がありますが、ある程度軽い方は「自分でできることはやって下さい」とい

うのが、いまの日本の社会保障の哲学です。最初は自助ということです。こういう軽い方はなるべくサービスを使わないで、自分でやれるところはやって下さいというのですが、私の哲学では、自助というのはある程度の外のサービスを使って、1人でそれをうまく使いながら、独りで暮らしていくのが自立だと思います。つまり、サービスを使って1人でやっていくという考え方が、非常にあやふやだと思います。

都道府県別の高齢者(65歳以上)人口の推移

	2010年時点の 高齢者人口(万人)	2025年時点の 高齢者人口(万人)	増 加 数 (万人)	増 加 率	順 位
沖 縄 県	24.3	35.3	11.1	+46%	1
埼 玉 県	147.0	198.2	51.2	+35%	2
千 葉 県	133.9	179.8	45.8	+34%	3
神 奈 川 県	183.0	244.8	61.8	+34%	4
滋 賀 県	29.2	38.5	9.3	+32%	5
(愛知県)	150.6	194.3	43.7	+29%	(10)
(東京都)	267.9	332.2	64.3	+24%	(13)
(大阪府)	198.5	245.7	47.2	+24%	(16)
山 口 県	40.6	45.1	4.5	+11%	43
和 歌 山 県	27.4	30.3	2.9	+10%	44
秋 田 県	32.1	35.3	3.2	+10%	45
高 知 県	22.0	24.2	2.1	+10%	46
島 根 県	20.9	22.6	1.8	+8%	47
全 国	2,948.4	3,657.3	709.0	+24%	

これは、2015年に独り暮らしと老夫婦世帯がとも多くなるということです。首都圏の、埼玉・千葉・神奈川はかなり独り暮らしが多いですが、特に千葉県は情けないことに、すべてワースト5に入ります。施設の数、看護師・医師の数がそうですし、もう千葉県は何をやっているのだろうというふうに、私はいつも言っています。千葉県は、これだけ独り暮らし高齢者が多くなるのに、これからどうするのかということです。これは、ぜひ自治研センターで研究してください。この問題は労働問題としても深刻です。

結果的に独り暮らしのお年寄りというのは、遠く離れていると思いますが、まだ娘や息子がいます。そういう方が、結局は仕事を辞めて看なければいけないということも、実は出て来ます。

民主党政権時代に、日本の社会保障費というのは110兆円でした。7割をお年寄りに使っていて、3割が現役世代で子育てに関してでした。ある程度限られたお金なので、お年寄りの方よりも、子どもの方に少し配分を厚くした方が良いのではという考え方がずっとあって、いまもあります。

しかし、実はお年寄りのサービスを拡充することによって、結局その子どもや孫にとって、親の介護負担が減ります。だから、ファミリーで社会保障を考えていかないと、単純に二分法では考えられません。

ただ、お年寄りの中で1億円持っている人もいますし、私の時に年金は70歳からかもしれませんが、私も含めて企業年金や共済年金で毎月25万円ぐらいもらっている人がいれば、その人は負担を増やしてもいいと思います。お年寄りの中でも、多少の再分配機能は果たすべきだと思います。お年寄りの社会保障を削減して現役世代にまわすということですが、例えば女性が1人いたとします。保育園と学童保育をいくら拡充しても、ちょうど55歳代ぐらいになると、親の介護に直面して、仕事を辞めなければいけません。ですから、いまの介護離職というのは、非常に深刻になっています。

千葉県の介護資源は不足している

おそらく、千葉県はこれだけ独り暮らしが増えていて、他の埼玉・神奈川・東京に比べると、介護資源が圧倒的に少ないです。だから、これは非常にピンチです。特に松戸市、柏市、我孫子市の辺りの団地はちょうどベッドタウンですし、船橋市辺りでは高度経済成長期の大型団地をたくさんつくっています。柏市では、豊四季台団地とかいっぱいあります。千葉県の北西部では、独り暮らしのお年寄りが、URも含めてですが、たくさん住んでいます。

ほとんど、子どもたちと同居をしていません。あの辺りでは孤独死が非常に増えています。県南部の房総の方が、漁業とか農業に従事している三世代家族とかが多く、一人暮らしの方は少なくなっています。

国が言っている互助とか家族の支援というのは、もしかしたら木更津市とか君津市とか大多喜町の方が、まだあるかもしれません。ですから、千葉県もこれから大きく2つの高齢者施策が必要です。一番深刻なのは、財政力が豊かだと言われている船橋市とか松戸市とか柏市など県北西部で、圧倒的に増加する独り暮らし高齢者対策を急がなくてはいけないと思います。もちろん、鴨川とかそちらの方もそうなのですが。

簡単に申し上げると、これから高齢者の介護の構造は4つに分けられると思います。だから、

①独居高齢者（要介護者）

- ・天涯孤独で、身寄りもない
- ・娘や息子は、遠距離でキーパーソンはいる

②老夫婦世帯

- ・老夫婦が、自分の親を介護
- ・老夫婦で、配偶者が要介護者で、その配偶者が介護者である

③二世帯

- ・50代の娘もしくは息子が働きながら、親の介護（日中独居）
- ・50代の娘もしくは息子が親の介護を理由に介護離職して介護

④三世帯

- ・嫁が看ている昭和型の世帯
- ・夫婦は共働きだが、三世代家族で要介護者

千葉県もこの4つのうちの地域性について、ある程度マップでこれからどの範囲の人が強いかわ分けることだと思います。①、②の独居高齢者や老夫婦世帯が圧倒的に多く住んでいるのは市川市や松戸市、柏市の辺りです。これから、次々と急速に増えてくると思います。そして、県南の房総の方は、多少まだ④の三世代が住んでいると思います。

うちの学生は、房総の方からよく通って来るのです。一番多いのは木更津市や茂原市、いすみ市で、あの辺は三世代で住んでいるという学生も結構います。隣におばあちゃんの家があって、隣が私の家だというぐらいです。

もう1つ増えているのが、この③の二世代です。先ほど言った介護離職です。最近増えていますが、50歳代の娘で結婚をしていません。こういう娘や息子が、働きながら親の介護をしていたり、介護離職をして親を看るという二世代タイプです。こういう家族形態のマップみたいのをつくっていくことが必要です。千葉県というのは、非常にこれが混在している県です。

東京もそうです。東京の23区は、①と②になっていって、三多摩地区もこうなのです。東京は、どちらかというと、あまり④というのは少ないです。埼玉も、どちらかというとさいたま市から東京寄りには①と②です。東松山市とか久喜市の方になってくるとまた別です。こういうことを、まず頭に入れておいた方がいいかと思います。

もう1つは、家族に関係なく、いまだいたい65歳以上の人のうち300万人ぐらいは認知症と言われています。ですから65歳以上は、10人に1人は必ず認知症になります。在宅のケースで1番問題なのが、認知症で独り暮らしです。もしくは、老夫婦でどちらかが認知症です。

この認知症と独り暮らしは最大の支援が必要ですが、実は支援が通りにくいのです。私はエコノミスト（2014.2.4）で「ジニ係数では把握できない格差」と題する記事を書きましたが、ジニ係数をみれば一応所得の再分配は利いていると、厚労省はいつも公表します。年々こういう独居で認知症の人にはサービスが行き届きません。地域包括

支援センターという介護の相談センターが入ることによって、ようやく家の中がゴミ屋敷で、グジャグジャしているのがわかった家もあるわけです。

本当は支援が必要なのに、支援の手が差しのべられていない人たちが、いま非常に増えています。これをどうやって把握しなければいけないのかは喫緊の課題です。

昔の役所は措置制度でした。私が役所に入ったのは、まだ措置時代の1994年です。1994年時代の役所の現場力があれば、事務職であっても、その当時の役所であれば地方分権をしてもよかったと思います。しかし介護保険に入って、次々とすべて民間に投げてしまいました。措置を全部なくしてしまいました。

1994年に私が入った頃は、事務職とはいえ、ケースワーカーでも結構専門的に仕事をしている人がいました。事務職なのですが、何かすごく職人芸のケースワーカーに、私は非常に怒られたりしました。私は当時24歳でしたが、その人は当時50歳ぐらいの事務職のケースワーカーで、ベテランでその道20年とか30年という方でした。

最近入ってくる公務員とか、2000年から入ってくる人というのは、事務職系の職員は非常に割り切っています。だから、役所には本当にこういう潜在的なニーズを引っ張れる能力があるのです。現在ではこれを引っ張っているのは、結局民間の人です。なぜなら、そのノウハウをみんな役所が投げてしまっているからです。

全部が全部ではないですが、一部の役所はやはり措置的な要素は必要だと考えて、現場をもっている自治体もあります。ただ、オールジャパンの1,700の市町村を考えた時に、これは少ないのです。投げteしまっているから、現場力が非常に低下しています。これは認定者数が非常に増えているという話です。

介護は若者の問題でもあり労働問題でもある

先ほど言った介護を理由に、転職とか離職をしている人が年間10万人以上いて、特に女性の数が相当数います。これから少子化対策で日本の労働

力が低減するにあたって、結局50歳のベテランの職員が、介護のために離職し、辞めなくてはいけない状況です。

これは、労働政策上の見えない損失です。これをどうするかということもあると思います。先ほど言ったように、高齢者サービスを手厚くすることによって、間接的に現役世代や若い世代へのメリットがあると私は思っています。

もう1つ、介護現場の特徴で言えるのは、男性介護者が増えていることです。男性の介護者は息子や夫です。この20年間で男性介護者は倍になっています。男性介護者が仕事を辞めて、息子が仕事を辞めて介護をします。すごく家事が長けている人もほんの一部いますが、やはり苦手なのです。

ですから、男性介護者で息子が親の面倒を看ているケースを私も持ったことがあります。ケアマネージャーとしては非常にやりづらいのです。いろいろうるさいですが「私がやっています」と言っても、実はやれてないことが結構あります。男性介護者だけのテーマで講演をすると、1時間半ぐらいかかってしましますが、とにかくこの率は増えています。

特にいま40歳代、50歳代はだんだん核家族化してきていますから、介護離職を理由に離婚ということもあります。お嫁さんがもう面倒を見てあげられないから「離婚します」ということもあります。

政府が社会保障制度改革国民会議の報告書でも謳っているように、自分のことは自分でやろうというのが自助です。2番の互助は、それでもダメだったら家族や地域で助け合っていこう、ダメだったら、社会保険である介護保険や医療保険を使いましょうというもの。そして、4番目の公助は生活保護を最後に使いましょうというもの。

おそらく、この1番、2番については、多少一部の地域では再構築できると思います。しかし、ほとんどこの1番と2番は低迷していくと思います。特に、千葉県はボランティアと一緒に活性化させようとしていますが、これに依存していくのは10年後、15年後はかなり難しいと私は思います。

ボランティアの後継者づくりは難しい

我孫子市には、私は何回か行っていますが、この互助に非常に積極的です。NPOとかボランティアとか配食サービスとかサロンなどが活発です。

いま互助で活発化していくと、後継者問題は非常に深刻です。今後これをどうしていくかという、互助を活性化させるのは一応国の方針ですから、自治体は、このボランティアの人たちの後継者をつくらないといけません。後継者の皆さんを頑張らせてつくるのです。皆さんがボランティアをやるようになるのです。

私はいまマンションの管理組合の役員を担っていますが、今朝も雪かきを少しだけやってきました。任期中は何かボランティアをやらなくてはいけないと思っています。ボランティアを活性化させるのは、すごく大変だと思います。

いまからお話しますが、いまボランティアとして、このNPOのインフォーマルサービスを中心にやっている人たちは、だいたい70歳代前後です。私は東京の多摩センターの生活クラブとも仲がいいのですが、要するに、あの世代は50歳代ぐらいからボランティアを始めて、何か互助組織みたいのが活性化しました。

その当時の50歳代ぐらいの人は専業主婦だったという構図ですが、いまの時代に専業主婦などはほとんどいません。正直に言って、何かパートをしないと生活をしていけません。NPOをつくったり、よくわからないですが、我孫子市だと例えば婦人たちが手賀沼の浄化のための石鹸を使う運動を行っていました。松戸市の常盤平団地などでは、家賃値上げ反対運動とかあったのです。

互助が活発化している時は、まだ日本の高度経済成長期の名残があり、80年代90年代には、全国で言うと互助組織をいくつも見ました。表立っている自治会長やNPOの会長は男性ですが、いろいろなボランティア団体を見ると、支えているのは確かに女性です。男性は表には出ていますが、やはりそのボランティア団体を支えて仕切っているのは、ほとんど女性です。ですから、果たして

互助組織を再構築できるかです。

例えば、国はヘルパーのサービスを削減する代わりに、65歳以上の団塊の世代の人たちが再雇用も全部終わるから、男の人も女の人も含めて地域での買い物を手伝ったりしていきましようというように。でも、男の人が果たしてボランティアをやりますか。はっきり言って、私は無理だと思うのです。いや、今日来ている人はできるかもしれませんが、私の見ているかぎりでは難しいと思います。

私は、基本的には自助・互助というのはなかなか難しいと思います。もちろん、再構築はするべきだと思います。ただ、最終的には、共助と公助を確実にしていかなければいけません。自助・互助にあまりにも代替していくと、逆にまた自助・互助を低下させてしまう可能性があると思っています。

そこで、それに合わせて今回の改正のポイントをいくつかあげました。なお、4月から介護報酬が消費税分上がるので、ご参考に見ていただきたいと思います。

いま、地方分権と絡めるのですが、この予防給付というのは、一番軽い要支援1・2の介護保険サービスです。こちらは要介護1～5の介護サービスです。介護保険がわからない人ということですが、要支援1・2というのはかなり軽いという考えです。要介護1～5というのは、まあちょっと介護が必要な区分で、大きく2つに分けられます。

今回は、この一番軽い区分である要支援1・2のところで、だいたい150万人ぐらいです。要介護が約400万人ぐらいです。この150万人のところで約8割が使っているのは、ヘルパーとデイです。だから、軽い人たち150万人のうち8割使っているヘルパーとデイを、給付から市町村の事業に移すのが、まず制度の改正なのです。

給付と事業の違いは、同じ介護保険のお金を使いますが、給付の場合は国が決めます。だから、これはどちらかというと中央集権です。社会保険であって、私が所属する社会保障審議会がある程度決めます。ですから、多少の融通はありますが、

基本的には国の決めたとおりにやらなければいけません。

しかし、今回、この150万人のうち8割使っているヘルパーとデイの部分を、地域支援事業に移します。地域支援事業に移すと、これは国のガイドラインとか指針はありますが、基本的にこのヘルパーやデイの人員基準や運営基準・利用料は、市町村の裁量になります。ここが大事です。

いまは要支援1・2のヘルパーとデイは単純な見守りなどの簡単なもので、例えば一番わかりやすく言うと、冬物と夏物をタンスから移動させるとかです。単純な雪かきとかは、原則ですがダメです。これは国が決めています。そういうのは公費でやるのではなくて、ボランティアとか、自費でやってくださいということです。

デイサービスもある程度の決まりがあります。専門職が何人かいないとダメとか、きちんと資格を持った人でないとダメとか、特に在宅に行く時は、ヘルパーの資格を持っていないとダメとか、国のきっちりとした施設の決まりがあります。

しかし、これでは融通が利かな過ぎるという話が出てきます。北海道から沖縄まで、融通が利かないから、ヘルパーの使い方は、もう市町村と地域に任せ方がいいのではないかとあります。デイサービスのやり方も国がガチガチに決めるのではなく、市町村に対し、ある程度の国のガイドラインを示しますが、もう任せましよう。介護保険の中のお金は使ってもいいですが、運用の仕方は市町村に責任を持ってもらいましようということです。

地方移譲でいまより投入するお金が減る

非常にいいように聞こえます。しかし、いままで私は地方分権の歴史を見てきました。これは私が自治労の社会福祉評議会で現役の役員をしていた時のことですが、保育の地方分権、養護老人ホームの地方分権をずっと見てくると、地方分権をすると必ず地方に降りてくるお金が減ります。保育の場合もそうですし、養護老人ホームもそうです。今回のこの地域支援事業のヘルパーとデイについ

ては、第6期の2015年から2018年までのお金は保証しますが、第7期の2021年以降の3年間は、いまよりもお金が減る仕組みに今回なっています。

日本の地方分権の悪いところは、いままでのケースでいくと、地方に移すと必ず財源が減ります。地方に委ねても、上手くいくかどうかはわかりません。何で減るかという、財務省も国も、その時についでに減らしたいのでしょう。ですから、全部は保障しません。

今回もそうなると思い、私は反対しました。それには2つの理由があります。財源が減ってしまうという点と、本当にこの人員基準、運営基準や利用料で、いまの市町村1,700自治体がこのマネジメントをできるのかということです。広域連合でやっているところもありますから、保険者というと1,500保険者となりますが。

利用者のデメリットが無い程度にできるのかどうかを、私は審議会で発言しました。できる場所もありますが、多分できないだろうと。介護サービスに関してできる所とできない所の地域格差があって、良いのだろうかということです。

介護保険というのは、やはり一定程度のサービスを、北海道から九州まで、そんなに差がなくやるべきであり、それが社会保険だと私は思っています。しかし、ここは事業なので、実は地域福祉の要素を入れています。社会保険の中に地域福祉の要素を入れているのです。

たぶん、県内でも柏市と大多喜町とでは、今度とはがらりと変わってくると思います。自治体の現場力と自治体の企画力によって違いが出てきます。これは本当にそう思います。正直に申し上げれば、松戸市や柏市や市川市や千葉市なら、いくら現場力がなくても、多少国のガイドラインをきちっと見て、現場のニーズも調査をして、現場の意見も聞くでしょう。

では、小さい自治体はと言うと、もしかしたらやらないかもしれません。逆に小さい自治体だからこそ、住民イコール公務員だから、もっとやるという所もあるかもしれません。例えば、御宿町だったらやるかもしれません。ああいう小さい所だったら、町役場の職員がもう住民なわけですか

ら、役場の中で自分の親についてやっているようなものがあります。ですから、小さい大きいは変わりません。

介護サービスに地域格差があっているのか

ただ、私の言いたいのは、普遍的なサービスで地域格差があっているのかということです。だから、財源と地域格差というのは非常に大きい問題です。

今後、私の意見は全国の地方自治研究活動の方向に反しますし、私の意見は少数派だと思います。なぜかという、自治労も地方分権を進めているのだと思います。公園をつくったり、建物をつくったり、いろんなものをつくるというのは、私も地方分権の方がずっといいと思います。

けれども、介護とか医療は本当にいいのだろうかというのを、もう一度地方自治研究活動として考えていただかないといけないと思います。おそらく自治労社会福祉評議会では、私の考えとはほぼ一緒だと思います。私が全国監事をやっている時に比べると、いま社会福祉評議会はあまりパツとしないので、働きかけています。当時は中西さんとか結構活動的なたくさんの方がいて、私もガンガンやりました。すみません、運動家みたいな話になってしまいました。

いまはっきり言って、退職者会が元気ですよ。現役の執行委員は、何をやっているのかと思っています。東京都の退職者会で話をしたら、72歳の人にすごく怒られます。後期高齢者医療制度のことについてですが、私は一言だけ「退職者会の方は、逃げきりで、勝ち組ですよ」と言ったのです。そうしたら、ワーツと言っていました。

私は、出身の新宿区職労に行ったり、都本部にもたまに行きます。また、来月には都本部の社会福祉評議会でも話をしなければなりません。何だか退職者会の方が、すごく元気ですよ。

社会保障審議会のときに、退職者会の中西さんとか川端さんたちは、必ず傍聴に来ていました。けれども、現役の方はあまり来ません。退職者会は、自分の生活に介護保険とかが関わっているか

ら、傍聴に来るのかもしれませんが。

とにかく、地方分権はどうかということですが。ただ、たぶんいまの国会では、法案は間違いなく通ります。ここが1つのポイントです。ですから、ヘルパーとデイ以外は、基本的には旧状のまま残ります。

もしお金をかけなくなかったら、私が本当に新自由主義的な首長だったら、先ほど言った軽度者には「もう自分でやってください」と、利用料の自己負担を2割にしたっていいわけです。単価だって安くしたっていいわけです。正直にいうと、地方分権だからそれができるわけです。事業だから、それができます。

いまは給付ですから、おそらく、その格差が5年経って、10年経って出てくると思います。もう1つですが、給付というのは、基本的にプロの人にしかお金を出せません。ここが大きな違いです。要支援1のヘルパーとデイは、いまは国が基準で、合格して登録した人にしか、介護保険のお金を使ってはいけないと言っています。

しかし事業になると、運営基準とか人員基準は市町村次第です。例えば、いまヘルパーが1時間

の在宅支援に従事したとします。その中には買い物もあれば、見守りもあれば、掃除もあり、いろいろなものが含まれる1時間です。でも、それを例えば買い物の15分はボランティアにして、そこを切り売りします。

例えば、いまの単価が12,220円の時、事業だからということで、2,220円はボランティアのNPO団体にお金を支払っています。例えば松戸市だったら、松戸市互助何々事業という、オリジナルのものをつくっているのです。でも、お金は決まって減らされますから、プロでやっているいまの報酬から切り売りして、こういうボランティアが行ういろいろなサービスに渡すということです。第6期の3年間については、同じお金だからほとんど差はないでしょう。

第7期から減額になります。ただ、中にはヘルパーやデイの中で、いい加減にやっているところがあります。だから、もしかしたらプロでやっているところは、もったいないお金だったかもしれません。それを切り売りして、いままでは無償で、手弁当でやっているボランティアを、有償ボランティアでやれたらということです。逆に、そうい

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生涯現役コーディネーター（仮称）」の配置や協議体の設置などに対する支援



う市町村のマネジメントができるのであれば、この制度改正は大成功です。

たぶん1,700市町村のうち、このインフォーマルサービスとフォーマルサービスのベストミックスは、どう頑張っても良くて2割ぐらいだけだと思います。あとはほとんどできないと思います。なぜかと言うと、ボランティアを活性化させて、育成する能力があるのかどうかだからです。

あともう1つです。ただ、国はこう言っています。ボランティアは地域でという考え方で、役所も一生懸命活性化させる主人公ですが、地域のことは地域の住民が対応しなければいけないのだと。だから、役所だけに頼らずに、困っているお年寄りがいれば、地域の人たちがボランティア組織をつくって、役所と住民が一体となって、こういうボランティア組織を使いましょうというのです。

私の解釈ですが、逆に言えば、もしそういう役所と住民意識がなかったら、おのずとサービスは減っていきます。それを、自業自得としていいのでしょうか。高齢者といっても虚弱高齢者もいれば、元気高齢者もいますが、元気高齢者はお金を使いやすくなります。この新しい介護予防事業のヘルパーとデイのお金は、使い方が自由ですから、声の大きい人ほどお金を獲得できます。声が小さいと、お金が獲得できません。

3つ目ですが、私はなぜ地方分権をあまり好まないかと言うと、障害者や要介護者が地方分権になっていくと、いまは全国画一の制度ですから、それなりに障害者や高齢者の声が一つになって強者に対してアクションできるのですが、人口1万人とか人口10万人の中では、その社会的弱者はごく少数派になってしまいます。声が出にくくなってしまいます。私は、そこに民主主義の問題点があるのかと思っています。

ただ、私がこう言っても、決まってしまったので、国はこういうふうにやります。私の理想は少し置いておきますが、これからぜひともやっていただかないとダメです。お金が減っていきますから。ですから、要支援1の軽度の人たちには、これをやらざるを得ません。私の感覚で言うと、2割の中にぜひ千葉県は入ってもらいたいと思います。

自己負担増でサービスを手控える高齢者が増加

もう1つは介護保険の自己負担が2割になります。手取り20万円の人、初めて自己負担2割になります。しかし、年金は下がっていきます。いま手取りで20万の人が介護保険の自己負担2割になっても、年金はだんだん下がっていきますから、おそらくサービスを手控えるでしょう。

いままでの37,400円という上限を超えればいいのですが、15,000円使っていた人が30,000円になるわけですから、デイサービスに2回行っていた人は、1回減らすことになるわけです。だから、私は手取り20万円というのは、少し低すぎる値かなと思っています。

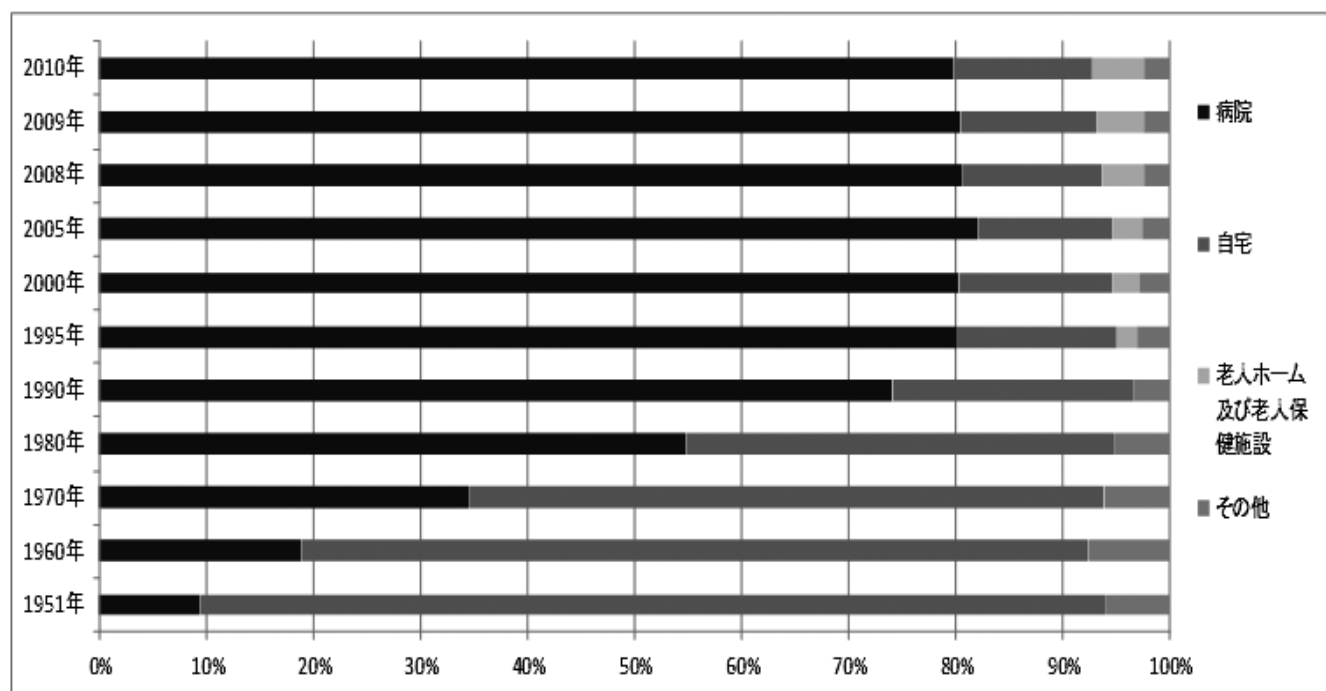
あとは特養が要介護3以上になっていきます。ただ、申し込みには例外規定を付けています。要介護1・2でも「申し込んでもいいよ」という例外があります。この指針は国のガイドラインになっていましたが、市が決めてくださいとしています。ここでまた地方分権の問題点があります。まず市が指針でバラバラになってはまずいから、バラバラにならないようにしてもらいたいのです。これからは柏市とか松戸市とかで、担当者が考えながら、ということですが、あまり越境するとまずいでしょう。

もう1つは、要介護認定というのは地方によってバラバラです。Aという町では要介護3ですが、Bという町では要介護2になってしまう場合があります。ここは非常に不安な点です。

あとは、今はやりの高齢者住宅というのがあって、そこに住所地特例という制度が導入されます。高齢者住宅というのは基本的に住宅なので、例えば隣の東京の江戸川区から市川市の高齢者住宅に引っ越してくると、介護保険に使うお金を市川市が負担しなければいけなくなってしまいます。しかし今度からは、江戸川区のお金が市町村にということで、もとい住所の自治体が払う制度になります。

介護人材は、いま非常に枯渇しています。先ほど言ったように、自助・互助というのは低迷せざるを得ないと思いますが、もうこれはこういう制

最期の看とりの場



出所：厚労省「人口動態統計年報 主要統計表」2011年12月より作成

度ですから、やらざるを得ません。決まった以上は、やらなければいけないのです。いま、だいたい65歳以上の高齢者で、死後4日以降に発見されるのは15,000人です。だいたいこれが死後2日以降だと、推定で27,000人と言われています。だから、3万人ぐらいの人が毎年孤独死で亡くなっています。

これは突然死した人です。この人は脳梗塞か何かで助けを呼べずに、2週間後に餓死が原因で亡くなった方です。最近多いのが、先ほど言った分類の中では、シングル介護です。親の介護をしていて、自分が突然死してしまい、介護されている親はその死を気付かず、二人で孤独死になっているというケースがいくつか見受けられます。

その意味で、これからは互助と、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを見守る側ということで、地域の見守りが非常に大事になっています。私が先ほど言ったボランティアとか、インフォーマル・フォーマルなサービスを、自治体や住民がどうマネジメントしていくかということです。

ここはプロがやる人たちで、ここは公務員や警察がやる人たちです。これは民生委員がやる人たち、自治会がやる人たちです。ただし、これはヘルパーやケアマネージャーや介護の専門職ですが、新聞配達や牛乳配達の人でも毎日関わっているの、こういう人たちと協定を結んで、見守りをやっていくことが必要だと思います。

最終的には公務員が責任を取るべき

ただ、最終的には公務員である自治体や警察が、何かあったら責任を取るということです。たとえばピンポンと呼び鈴を押して、ヘルパーが行っても出てこなかったら、ちょっとガラスを割って踏み込むというように。そういうことは、この人たちではできません。ここには、公の立場である程度責任がある人でないと、なかなか踏み込めません。

やはり、これから大事なものは、人間はどこで死ぬかということです。自宅で死ぬのか、病院で死ぬのか、施設で死ぬのか、道で死ぬのか。これについても、いま介護保険の中で在宅介護を推進しています。在宅看取り率というものを、かなり国は出すようになっています。これも自治体にとって大きな課題です。

時間の関係であまり言えませんが、高齢者を取



り巻きながら地域力を活性化させることについては、私は反対しません。これはデータから言っていますが、低迷しつつある地域力を活性化させるためには、やはり最後は自治体だと思います。

法的なバックアップがない限り、ボランティアは集まりません。やはり、ボランティアには責任は取れないのです。だから公の福祉として、福祉制度の社会保険でもいいので、それを活性化させて、自治体職員が責任を取ることによって、ボランティアも映えてくることになります。ですから、孤独死対策や認知症の早期発見の辺りを、ぜひやっていただきたいと思います。

地方分権なら自治体に福祉の専門職の採用を

最後に私が言いたいのは、もし本当に地方分権するのなら、福祉系専門職を1,700市町村にきち

んと採用するということです。これをやらないと無理だと思います。これは、現場感覚で養っていくということです。地方分権化していくと、これはただもう委託されていってしまいます。

市町村はどうするかというと、いまでさえ生活保護は、ほとんど不正受給とか言っていますが、専門性の欠如が多分にあると思っています。おそらく、今回、介護保険も分権されることによって、高齢者現場は専門性の欠如により、次第にじわじわと衰退していってしまうのではないかと思います。

千葉県の54の市町村には、自治労としては、せめてそこで専門職を雇っていただけるように、ぜひ頑張ってくださいたいのです。宣伝ですが、うちの大学にもちゃんと良い学生がいっぱいいますので。うちの大学は、基本的に地元の学生が8割です。少し駆け足でしたが、私の問題提起をさせていただきます。

筆者紹介

結城 康博 氏 淑徳大学 総合福祉学部 教授

＜略歴＞淑徳大学社会福祉学部卒業、法政大学大学院修了、東京都北区・新宿区に勤務（介護関係の仕事に従事）、2007年より淑徳大学准教授、2013年教授、2013年から社会保障審議会介護保険部会委員（再任）

＜専攻＞社会保障論、社会福祉学

＜著書＞『介護—現場から検証—』『医療の値段—診療報酬と政治』（ともに岩波新書）、『日本の介護システム』（岩波書店）

パネルディスカッション

2014年2月15日集録



司会

主任研究員

申 龍 徹

法政大学大学院公共
政策研究科客員教授

パネラー

淑徳大学

総合福祉学部 教授

結 城 康 博

パネラー

自治労千葉県本部退職者会
会長・ケアマネージャー

東 出 健 治

パネラー

(有)トータル介護サービスアイ
代表取締役

大塚美知雄

○高橋秀雄（副理事長） パネルディスカッションの時間になりました。結城先生以外のパネラーの方を紹介いたします。まず初めに東出健治さんです。東出さんは、自治労千葉県本部の2代目の委員長で組合運動でも大活躍しました。千葉市職労の委員長さんもやられました。

ただ、東出さんは組合運動の顔だけではなく、千葉市の福祉事務所のケースワーカーを、30年以上やられて、最後は福祉事務所の課長さんでお辞めになりました。ライフワークとしてケースワーカーをやられた経歴をお持ちです。

現在も、自治労千葉県本部退職者会の会長をしていると同時に、第2、第3の職場でケアマネージャーとして、実際の現場に携わっています。そういう点でも、経験豊富な方です。

続きまして、大塚美知雄さんです。大塚さんも福祉の現場で長く働いた後、居宅介護事業所を起業し、現在は有限会社トータル介護サービス アイの代表取締役、社長さんです。介護の現場で実際に携わっているのと同時に、経営者としてご苦労なさっているということです。

進行役ですが、当研究センターの主任研究員の

申さんです。申さんについては、オールマイティーで、地方分権から福祉まで何でも得意な方です。多分この場でも、スムーズなコーディネートしてくれると思います。それでは、申さんの方にバトンタッチします。よろしくお願いします。

○申 龍徹（司会）これから、パネルディスカッションを始めたいと思います。結城先生の講演も、大変貴重な話でした。このパネルディスカッションですが、結城先生と東出さん大塚さんの三人で進めます。まず前半では、結城先生の講演の中から、2、3の議論になりそうな点について、質問の形でやりとりをします。後半は時間がどのくらいあるかわかりませんが、会場の皆さんと質疑応答という形で、進めたいと思います。

先ほど高橋さんから紹介もありましたが、最初に二人のパネラーの方から、自己紹介も交えて実際現場でどういう仕事をされているか、そして結城先生の話聞いてどういう感想を持ったのか、話していただきたいと思います。

では、東出さんから、どうぞよろしくお願いします。

介護現場からの報告

○東出健治 皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。私は要介護、認知症目前でございまして、あり方論はあまり話できません。ただケアマネージャーとして、高齢者と関わっていますので、介護サービスの現状について、お話をさせていただきます。後ほど結城先生には、今回の改正の課題である質と量の確保、特に質の低下をどう防ぎ改善したらいいのかということについて、お尋ねしたいと思っています。

まず、介護サービスの現状です。結城先生の資料に書いてありますが、独居高齢者と老夫婦のみ世帯の増加とあります。これは2025年では、単独世帯と夫婦のみ世帯を足すと65.8%ですが、ただ、高齢者と未婚の子どもが一緒に世帯がありますので、それを合計すると70%です。

大変末恐ろしいのですが、一言で言えば、地域とのつながりが失われ、それぞれの自助努力という言葉もありますが、介護力はこれから低減の一途を辿るであろうと、こういう顕著な状況にあります。

介護サービスには皆さんご存知のとおり、いろんな種類があります。大まかに言うと、特別養護老人ホームを使う施設サービスと、居宅で在宅サービスを使うものに大別されます。居宅で在宅サービスをお使いになっている方は、先生の資料からも推計できますが70%で、施設サービスは30%です。ですから、今日の介護保険制度は、在宅サービスとして機能しているという一面があります。

極論になるかもしれませんが、もう1つの先生の資料から推計できるのは、今回の制度改正の論議の中で、特別養護老人ホームは要介護度3以上でないと入所できないということです。この論点の根拠としては、介護度の軽い方、つまり要支援から介護の2までは介護保険制度の給付から外すということで、みんな「市町村の事業にさせなさい」という現実離れした極端な主張があったのです。

その中で「それは、ならん」ということで、結



城先生には大変なご奮闘をいただき、いまは要支援のみが地域支援事業となったわけです。要支援と要介護2までで利用している方は全体の70%ですが、この70%を介護給付から外し、地域支援事業にさせようという大きな流れがあったわけです。

そういう意味では、今回の結城先生のご奮闘・ご尽力に対しては、私のような現場のケアマネージャーとしても、さらには利用する当事者・高齢者の立場としても、そして自治労の元役員という立場からも、併せて御礼を申し上げたいと思っている次第です。

若干、ケースの事例だけ、紹介させていただきます。要するに、要支援は地域支援事業にさせるということに関わることです。

ある要支援1の方が、包括支援センターにサービス利用の仕方・手続きについて聞きに行きました。ところが、包括支援センターの若手職員から「こんなこともわからないのか」と説教され「俺はこれから二度と介護サービスなんか使わない」と言っていました。

ところが、天井の蛍光灯の電気が切れたので、替えようとして踏み台に乗ったところ、踏み外してしまい脊髄損傷で車椅子になってしまいました。要支援1から一気に、要介護度3になってしまったという事例です。

もう1つは、生活は自立しているのですが、初期で軽度の認知症があり、本人には自覚症状は全くありません。ただ、そのうちに、家の中を片付けられなくなってしまいました。3度の食事が2度になり、1度になってしまいました。決定的なのは、高血圧の薬を飲むのを忘れてしまったこと

で、脳梗塞に至ってしまい、先生のお話にあったように、言葉が出なくなって倒れていました。

たまたま週1回、ヘルパーが生活援助に行った時に、その状態を発見して、救急車で搬送しました。この方も、最初は要支援2だったのですが要介護1になり、脳梗塞になって重度化してしまったというケースです。

もう1つは、ここもヘルパーが週1回行っているのですが、ベッドと壁の間に挟まって身動きができなくて、2日間その状態でいました。ヘルパーが行って、偶然それを発見できたわけですが、こういった事例があります。

それから、高齢者世帯で暮らしているのですが、ご主人はこたつを寝床にされていて、お尻に骨が見える程の、りんご1個分くらいの褥瘡¹（じょくそう）ができていました。ただ、通院もままならず、サービスをどうしたらいいのかという状態でした。

訪問看護師やヘルパーが引き継いでいき、栄養を取ってその部分をきれいにしていれば、人間の回復力は素晴らしいもので、その褥瘡が改善されていきました。

軽度という言い方をされますが、介護サービスは、まさに高齢者にとってはライフラインで、命を支えるということです。そういう意味では、軽いか重いかそんなことは全く関係なく、サービスを程度で区分するのは致し方ないですが、これは軽いから地域支援事業で、これは重いから介護保険というのでは、人間は物ではありませんから体調がいい時も悪い時もあるのです。そういう意味で、人間というものを、そんなふうに区分していいのかということはありません。

全国一律のサービスを期待する

まず第1に申し上げたいのは、年金・医療・介護保険制度は、社会保障制度ではないかということです。これはナショナル制度として、やはりオールジャパンでやるべきです。私も、先生同様に、地方分権は馴染まないし、やってはいけない

と考えます。

なぜなら、人間にとって住み慣れたところで暮らし続けるのは、誰もが持つ固有の権利なのです。それから、保険料を払っている高齢者は、昼でも夜でも、必要な時に必要な介護や生活支援サービスを受ける権利を有しています。

ですから、必要なサービスの量や全国統一の近似性を持った質の確保、そして制度全体をマネジメントする意味で、ナショナル制度であり、オールジャパンでなければならないことなのです。そういう意味で、先生の話聞いて意を強くしたことが第1です。

先生にお伺いしたいことは、地域支援事業のあり方についてです。先生がお話されたように、例えば要支援1の人は地域支援事業です。その方の状態が悪くなって要介護1になると、今度は介護の点数が給付になるのです。その逆もあります。要介護1の人の状態がよくなって要支援1になると、介護保険の給付から今度は自治体の事業になるわけです。高齢者の生活に、給付と事業が混在するというのは、果たして生活を支えることになるのかということです。

高齢者の生活を支える絶対条件は3つです。本人の自助努力と、周りの支えと、公助なのです。保険サービスなのです。この3つのうちどれか1つが外れても、高齢者の生活は支えられません。はっきり申し上げたいのですが、地域支援事業が本当の意味で高齢者を支えるものになり得るには、どうしたらいいのだろうかと思います。給付と保険が混在しています。

そして事業所に対しては、先生がいま話してくださったように「運営基準や利用料は自治体が定めなさい」という仕組みです。東金市の財政力と、浦安市の財政力は違うではないですか。それから、ボランティアとかNPOという使える社会資源だって、どうなのでしょう。混在のところもあるし、存在しない地域もあります。そういった格差が高齢者の生活の中に入ってくることは、ある意味で、保険料を払っている人の権利侵害ではな

1 長い間病床についていたために、骨の突出部の皮膚や皮下組織が圧迫されて壊死（えし）に陥った状態。（デジタル大辞泉）

いかと思います。

この地域支援事業を、今度の改正で何とか残すようですが、然らば民間事業所と行政と包括支援センターの役割に関して、まさに顔の見える連携を作るにはどうしたらいいのかということです。

私は昔、ケースワーカーをやっていましたが、行政の限界を申し上げます。行政の相談業務は、アウトドアなのです。つまり、ドアの外だけの関わりなのです。

ドアを開けて、靴を脱いで、その家に入ってその方と話をして、家族状況がどうなっているのか、収入はどうなっているのか、家族の支援はどうなのかということ、膝を突き合わせて話をして、高齢者の方が困っている心配事を、本当のところお互いにわかって、その上でどうするかということ、行政はやりません。やれないのです。はっきり言いますが、行政はドアの外までです。ですから、インドアということで、ドアを開けて話をする役割は誰がやるのかということです。

今日も雪で、鉄道が止まっているところがありますが、2本のレールがあるとすれば、行政のレールはどこまで、住民と高齢者と信頼関係をつくっていく役割はどこまで、だれが担うのかということです。そういうことをお互いに、特に全体としてマネジメントしていくのか、このマネジメントしていくのは誰かということです。こういったことについて、もう少しどうあるべきかという1つの具体的なものを、先生からお話いただくと、お互いにすっきりする気がしている次第です。以上です。

○申 龍徹 ありがとうございます。続いて、大塚さんからのご発言をいただいて、併せて答えるようにします。

介護支援事業所の経営側から

○大塚美知雄 東出さんほど、いいお話ができるかどうか分かりませんが、こういう場をお借りして、私が事業として行っている概要というか、仕事の中身について、皆さんにお伝えできればいい

ということで今回お受けした次第です。

私は平成9年から、有償ボランティア団体ということで、ホームヘルパー派遣事業を行ってまいりました。ただ、言ってみれば、ボランティアというのは責任の所在が明らかではないということで、周りの方たちからのご指摘もありまして、営利法人化して、有限会社という形で翌年に登録しました。それから15年経過して、現在に至っています。

私どもの事業は、訪問介護事業を中心としており、ケアマネージャーが10名おります。それから、福祉用具のレンタル販売、介護タクシー事業を行っております。社員は現在72名で、そのうち20名が常勤職員です。50名が非常勤ということになりますが、そのうちの48名ほどが、パートのホームヘルパーとして業務を行っています。

皆さんもご存知だと思いますが、訪問介護という業務は、大きく分けて2つあります。身体介護と家事援助です。身体介護の方は、一言で言うと体に触れるような業務と言われていますが、トイレの介助とか入浴の介助のほかに、買い物の同行や通院の介助をするのが主な業務です。しかし、今回、難病患者さんの痰の吸引というように、かなり身体的にハードな内容をともなった業務も行うということです。

それに加えて、家事援助というのは、体に触れない業務と言われています。いろいろな業務があつて、一言では申し上げられないわけですが、掃除・洗濯・食事づくりや買い物の代行というように様々な業務があります。

ただ一言で掃除といっても、掃除のやり方は、すべてその家庭により違うということもあります。そういうところも含めて、ヘルパーが1つ1つ確認をしながら、手順書をつくって訪問するというところで、時間内に依頼されたことを終わらせていくのが業務になります。

家事援助を安易に捉えすぎでは

しかしながら、国の基本的な考え方は「家事は誰でもできる」ということです。私どもそれぞれ、皆にあるのかもしれませんが、家庭の主婦は専門

的な知識がなくても、どんなことでもこなしてやっていることがありまして、どちらかというと、常に介護保険の中でも、やり玉にあげられるような業務だと思われているようです。

介護保険制度は平成12年に創設されたわけですが、その時点で3年に1回は報酬を見直し、5年に1回は制度そのものを改定するというように、最初から改定ありきという形で内容が定められています。私ども事業所としては、その変更には振り回されている状態で現在に至っています。

先ほど先生からお話がありましたが、制度の改定は、来年の27年4月が3度目で、報酬の見直しはちょうど5度目になります。ダブルで改定が行われるため、私どもは来年中に、今後どういう事業を展開すればいいのか決めなければならないということで、切羽詰まった状態にあることは事実です。

実はここでホームヘルパーが来てお話すれば、1番説得力があるかもしれません。家事援助というものは、ただ掃除をするだけではなく、その人その人の身体的な状況や精神的な状況も含めて、話をしながら、変化があるかどうかを確認していく業務にもつながっています。

訪問した時に、まずどんな状態なのかということで、顔を伺いながら「おはようございます。今日はいかがでしょう」と、身体的なことも含めてお伺いしながら、状況を把握していくということです。

体調の様子がおかしいというのであれば、すぐにケアマネージャーや、民生委員の方につながることができるということです。基本的に私どもの方では、ただヘルパーが決められた掃除をやって「はい、さようなら」ということではなく、そういう日常的な状況を常に把握して、記録して、変化を察知する業務が、大きくあると認識しております。

昨年の事例ですが、お伺いした時には、既にお亡くなりになっていて、第1発見者になることも3度ほどありました。しかし、それはあまりないことです。どちらかと言うと、事前に身体状況がおかしいと察知することが、私どもは常にできていると思っております。そのような形で、知識の

あるヘルパーがいろいろな形で身体状況を把握できるように、私どもも日常的に教育するというところで、研修会を受けていただく形にしています。

ボランティア団体を育成して、市町村でコーディネーターを育成しながら、例えば、いままでホームヘルパーが行っていたゴミ出しのためにボランティアが伺うとか、見守りをするためにボランティアが伺う形での方向性を、国の方では考えているのです。しかしながら、私どもが行っている業務に対して、あまりにも安易にとらえ過ぎているのではないかと考えています。

先ほど先生もおっしゃいましたが、決まったのだからこうせざるを得ないという話もあります。その辺は、事業として行っている私どもとしては納得がいかないところです。

話は長くなりますが、保険が始まった頃は「保険あってサービスなし」という批判を受けないために、裾野を広げるということがあって、事業所を次々と増やそうというのがありました。ヘルパーさんが自分の車に利用者さんを乗せて通院することもできましたし、長時間危険だからということで、ヘルパーが伺って認知症の方を在宅で見守りをするようなことも、当初は認められていたわけです。

今回で報酬改定は5回目になるわけですが、毎回、利用を制限されてきているという事実があります。当初は3時間、4時間の見守りも可能であったのですが、いまは家事援助が1時間半までしか認められなくなりました。前回の報酬改定では、45分までしか認められず、家事援助に関しても、徐々に制限されてきています。

基本的にヘルパーは、利用者が入院された時に伺っても仕事がキャンセルになりますから、収入には結びつきません。通常の賃金をいただいて働いている方より基本単価は高いのですが、利用者さんの状況によっては、仕事がなくなってしまうことが時々起るという事実もあります。ですから、あまり人気がないという業種です。いまだに言われていますが、募集しても応募もないというか、問い合わせもないような状況です。

そもそも介護保険というものは、施設に頼らな

いで、在宅で住み慣れたところに長く住めるよう公助で支えよう、社会的に制度をつくって行おうということで、できてきたのではないかと思うのです。それが15年経って、そういう信念みたいなものが、なくなっているのではないかという思いがあります。

今後、介護保険制度そのものが縮小していくのではないか、廃止になるのではないか、それとも医療保険と合体するのではないかなど、極端な話になりますが、事業所としてはそちらの方向にいくのではないかと、危惧しています。

ですから、来年中に今後の介護保険制度をもう一度見直しながら、事業所としては従業員の賃金を払わなければいけないこともありますので、生活を守っていくためにどうやって方向性を定めていけばいいか、いまは悩みの種になっています。質問になるかどうかわかりませんが、事業所の紹介ということで、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○申 龍徹 ゲストのお二人の方から、自己紹介と活動の内容、それから、いくつか質問があったかと思います。それでは、質問について結城先生から回答をお願いします。

○結城康博 まずは、地域支援事業の給付と事業のことで、たぶん要支援2と要介護1を行ったり来たりする話になると思うのです。考え方としては、いま使っている認定を受けているヘルパーサービスは、原則認定を受けなくても「基本チェックリスト」という専門のアンケート用紙みたいなものに該当すれば、一応使えるということになります。いま使っている要支援1、2のヘルパーは、一応認定を受けたあと調査員が来て、お医者さんが意見書を書いて、審査しないと使えないのです。

そして、今度の2015年4月、もしくは2016年4月、2017年4月という1年後、2年後、3年後のスタートするタイミングについても、市町村で勝手に決めていいことになっています。ですから、皆さんの住んでいる市町村がいつから決まるのかは、市町村次第になります。これも地方分権です。

ですから、仮にいまのヘルパーとデイサービスを使っているだけの人は、ハードルが一旦低くなります。ただ、先ほど言ったように、サービスがどれだけ使えるか、どこまで使っているのかは市町村次第です。もちろん、国はガイドラインを出しますが。

そこが難しいというのでしょうか。本当は要介護1になってしまった方が、給付なのでサービス量もある程度獲得できるし、きちんとプロがやってくれるサービスが確保されます。要介護1にならない人は、とりあえず事業でやっていくことになります。

介護保険は、基本的になくなることは、私はないと思います。永遠にあると思いますし、医療保険と合併するということもないと思います。ただ、先ほど言われていたように、今度は要介護1を事業にするとか、最悪の場合、要介護2までを国がやっている給付ではなく介護保険内の事業化にしていくことは、5年後・10年後・15年先は可能性として否定できません。

なぜかという、財務省の資料だけを追っていくと、財務省では介護保険は2までは基準単位です。そういう財政制度審議会の報告書を出していますので、途中30歳から介護保険料を徴収するという案も、また浮上してくると思います。

とにかく、介護保険を持続可能にするためには、多くの人から保険料を徴収する仕組みをつくるのが1つ、使える層を薄くしていくのが2つ目で、これによって5年後、10年後、15年後も持続させていくということです。1番ピークになるのは、2045年の高齢化率で38%になるところがありますから、もしかしたら、それまでには最悪要介護3とかいうように、ドイツのようになってしまう可能性は否定できないかもしれません。

となると、事業所はだんだんと、重度化をターゲットにしていくようになっていくかもしれません。逆にそれをやることによって、もっと重度化の人が増えていくのではないかと、本末転倒であると、私は財政の関係者には言っています。以上です。

○申 龍徹 いま財政的な問題から伺いました。その場合、今日の講演の中にもお話があり、先ほど東出さんからも同じ意見が出されましたが、私から1つ加えたいと思います。おそらく社会福祉という場合、中央集権が良いのか、地方分権が良いのかというのは、それぞれ異論があると思います。

しかし、1番間違えてはならないのは、欧米との比較から、日本の現状はどうだという話をしてしまうと、それは直接的すぎるといことです。つまり、最初から比較のための前提要件がいくつか異なります。ですから、それを省いていきなり日本はダメだとか、いえるものではありませんし、十数年程度の分権改革によって、他国が行う保険の仕事をいきなり真似することはできません。

それから、国と地方ですが、財政上のあり方というのも随分違います。例えば、北欧の国では、中間団体としての県は役割が限定されていて、医療だとか福祉だけを行っているところがあるわけです。また、国が行うか、自治体が行うかという役割分担がしっかりしているので、そのようなやり方でも良いという話なのです。それぞれの事情を考慮しないでいきなり結論を持ってくるのは、誤解を招くのではないかという気がしましたので、そこだけ補足をさせていただきます。

いま質問が出ましたが、2順目に入ります。先ほど東出さんから出てきた包括支援センターの能力の問題、キャパシティの問題です。これは同時に、先ほど結城先生の方からも、自治体に任せるには現場に専門職員がいらないという問題が出されました。それを踏まえて、少し具体的な質問をしていただければと思います。

地域ケア会議の充実を

○東出健治 先程は駄々っ子的な発言をしましたけど、ようやく上がっていた気持ちが落ち着きました。私は行政の方に頑張っていただきたいと思っています。千葉市の場合は地域包括支援セン

ターを「あんしんケアセンター」と呼んでいました、失礼ですが、特別養護老人ホームに丸投げをしているわけです。

その特別養護老人ホームは多種多様なサービス、施設サービスだけではなくて地域の在宅サービスまで行っています。言ってみれば、自分の大きな事業所がサービスをパッケージにして行っているところがあって、周りにいる事業所の多様なサービスが、なかなか利用できないという現状があります。

いったい包括支援センターは、行政をどんなふうにとらえているのかと伺いますと、グレーゾーンだと言っているという、こういう状況があるのです。そういう意味で、もう少し行政と包括支援センターには、もっと近くなって欲しいのです。

特にいまも問題なのは、在宅で嚥下障害²（えんげしょうがい）により、食物を飲み込めない人がいらっしゃるわけです。これについては、ややもすると胃に穴を開けて栄養を補給してしまうわけですが、こうすると人生の楽しみの食べることができなくなって、生活の質も一気に変化してしまうのです。

こういうところで、そのことの手当のためにケアマネージャーが悩んでいる時に、包括支援センターから「どこそこの訪問看護ステーションは、いまケアマネージャーが目いっぱいだけど、何とかなのではないですか」というようなアドバイスをいただくと、大変ありがたいのです。包括支援センターそれ自体が、地域の様々な福祉の資源を、必ずしも把握し適切にマネジメントしていない現状があって、行政もおんぶに抱っこなのです。

これは悪い例です。失礼ですが、一生懸命やっているところはたくさんありますから。その辺をこれから地域ケア会議ということで、包括支援センターと行政と事業所が一緒になって、在宅の認知症とか嚥下障害とかの人たちに対して、どう連携していくかということが重要になるわけです。

ここで先生に質問になります。地域ケア会議には、利用者・当事者の参加が想定されていないよ

2 病気や老化などにより、飲食物をうまく飲み込めなくなったり、誤って気管に入った物を吐き出せなくなったりする障害。（デジタル大辞泉）

うにしか受け止められません。

もし、地域ケア会議に本当に大切な肝心な利用者・当事者の参加ができなくて、どうやってケアプランをつくったらいいのでしょうか。あるいは、ケアマネージャーがつくったケアプランは、地域ケア会議の中で変更を求められますが、利用者がいれば一緒になって、そのニーズはどのサービスを使えば1番いいかの議論ができるのですが、当事者・利用者・家族が不在の地域ケア会議を開催して、いったいどのような連携がとれるのかという心配があります。これは素朴な疑問です。

参加できるということで、そこをきちんとカバーできる、フォローできるものがあればいいのですが、もしなければ自治体の皆さんもぜひ1つ、地域ケア会議を主催していくのは行政だと思いますから、このことを心していただければと、お願い申し上げる次第です。

○結城康博 ありがとうございます。はじめに、地域ケア会議は何かという解説をします。地域包括支援センターは何かというと、役所が地域包括支援センターということで、いまおっしゃったように特別養護老人ホームを中心にしたもので、お年寄りのなんでも相談センターみたいな感じです。

千葉市では、役所は全部委託しているのです。それも良くはないのですが、ほとんどの自治体は民間に委託して、何でも相談をしています。その役所と何でも相談する拠点が、地域ケア会議という地域のネットワークをつくるための会議をやるのです。そのために、まずケアマネージャーさんから1つ事例を出してもらい、事例検討会で地域のネットワークづくりをやりましょうというのが、本当の趣旨なのです。

自治体職員には専門性はないし、地域包括支援センターも能力がないので、事例の重箱の隅をつつくことによって、これは使い過ぎではないとか、もったいないのではないとかと言って、実は批評会になっている傾向があります。

自治体の職員は、現場に出たことがないので、ネットワークをつくる能力がないのです。ですから、結局は書類とかそういうのでやっていきます。

地域包括支援センターも、実際は何でも相談屋なので、自分でケアプランを立てたことのない職員が、そこにいたりします。

もちろん、主任ケアマネージャーとかベテランの人は別で、最後は人によってしまいます。偶然的に相談員が包括支援センターにいたり、自治体職員にいればうまくいくのですが、属人的であり、組織として制度としては成り立っていません。

いまおっしゃったように、今回も役所に投げますから、地域ケア会議も法律でやらなければいけません。本当に能力のある自治体職員や包括支援センターでは、利用者さんと呼んだりするケア会議も稀にあります。それはいくつか見たことがあります。ただ、それは本当に稀です。働いている旦那さんをケア会議に呼んだりすることも、ないことはないです。

ただ、そこまで機転を利かせられる市役所の高齢福祉課の職員や、地域包括支援センターの職員がいません。はっきり言って「市町村は支援できない」と言った方がいいと思います。できるとすればそれは奇跡だと思います。

私の大学の系列の、淑徳共生苑という系列の包括支援センターが、地域包括支援センターを委託していますので、いつもそれで悩んでいます。

千葉市の高齢福祉課は、福祉職を採用してきているので、徐々に改善はしています。法学部や経済学部や、去年まで水道局にいた人とか図書館にいた人とか納税課にいた人に言っても、それは全く無理なのです。

千葉市役所の中での福祉研修もありますが、うまく言えませんが、この福祉は東出さんがいた時は、徒弟制度ではないですが職人芸みたいところがあって、それが介護保険でパーッと民間に広まったことによって、自治体の現場力がなくなってしまったというのが私の考えです。

○申 龍徹 ありがとうございます。大塚さんにもう1度質問をお願いします。現在、介護保険に関しては、いろいろな改革の流れがありまして、大きな変化があります。地元の経営者の立場から、こんなことをやると経営圧迫になるのではないか、

もしかしたら会社をやめなければいけないという話になるかもしれませんが、その中でせっかく発言力のある結城先生の前ですので、ぜひこの点だけは考えて欲しいということがありましたら、お願いします。

介護事業所の経営は厳しい

○大塚美知雄 そうですね。正直なことを言いますと、事業所を運営している者からすると、先生がおっしゃったとおり、介護保険制度は来年からこうなりますと、決まったらそれに従うしかないのです。小さな事業所ですから、こちらでああしてくれ、こうしてくれということを考える余裕がないといったら、おかしいかもしれませんが。

事業所といっても、千葉市内で小さいところもあわせて、8,000カ所くらいあるわけですが、いわゆる同業者組合のようなものではありません。自分たちでどうするかということを考えて、どういう方向でいくかを、それぞれが考えるしかないのが実情です。ですから、泣き言になってしまうのです。

従業員の方がいますから、その人たちの生活をどうやって守るのかという方向に、ものを考えないといけなくなります。介護保険制度の予防で要支援1、2の方は、事業が市町村に移ることになれば、おそらく自費負担がいままで1時間1割負担だったのが、定額で千円・2千円となる市町村が出てくる可能性もあります。そうすると、利用者も減っていきます。

自費負担が増えていけば、利用者が減っていく方向は明らかに見えていますから、それをいかに改善するかというと「家事援助はもう自費でやります」ということで、介護保険を諦めて、自費で業務を引き受けるということです。極端なことを言えば、いままでできなかったペットの散歩や部屋の大掃除なども含めて、自費できれいに仕事をこなしますという方向で持っていくしかないと思います。

先ほど先生もおっしゃいましたが、身体介護は介護保険で残っていくでしょうから、もう少し職員の研修を重ねて、例えばがん末期の方や胃瘻³（いろう）の方のお世話というように、在宅の仕事も引き受けられるような人材を育成するしかありません。両方の観点でやっていくしかないと思っています。

○申 龍徹 ありがとうございます。2、3点ほど議論を交わしました。あまり時間も残っていませんが、せっかくの機会ですので、会場との間の質疑応答をしたいと思います。おそらく、質問をお願いしますと言ったら、手を挙げないでシーンとするのが通常なのですが、今日のお話について、まだ出ていない論点もいくつかありますので、その中でぜひ質問したいという方がいらっしゃいましたら、手を挙げて質問してください。

会場発言

○大網祐弥 銚子市の大網と申します。結城先生に質問というか、ぜひお願いをしたいです。今日の話題からは少し離れてしまいましたが、先ほどお話にありました生保のケースワーカーの関係で、いわゆる公助部分です。高齢者も入っていますので、こじつけで申し訳ないのですが、ぜひお願いしたいと思います。

先生も言われましたが、私も単なる事務職で、人事異動によって行ったケースワーカーを5年と5カ月、やっておりました。

大変言いづらいのですが、先生もおっしゃっていたので敢えて言いますと、二度と担当したくないというような、もしくは役所の中で人気投票をやったら、どこの市町村でも多分間違いなく最下位ではないかという職場にありました。

先生が言われるように、専門職の増員については全面的に賛成ですし、できることなら義務化してもらいたいというくらいに思っています。どこも皆さん同じだと思うのですが、いま市町村の

3 口などからの食物・水分の補給が困難な場合、胃壁と腹壁に穴をあけてチューブを取り付け、外から直接胃に栄養剤などを注入する治療法。（デジタル大辞泉）

ケースワーカーは疲弊をしています。

ケースワーカーの配置基準はいまでもあると思うのですが、以前私が知っているのは、1人が最高で80ケースと言われました。私が最初に5年やったのは、いまからもう20年くらい前なのですが、その時は、一番いろいろな制度が変わる時で、ケース数が減っている時代でした。最初に受け持った時は70くらいあったのですが、最後に異動する時には50くらいまで減りました。

2010年に千葉で国体がありまして、そのために手伝いに7か月そちらに行きました。国体が終わったら、また同じケースワーカーに戻ったのです。それが、いきなり行ったら105ケースなのです。そうしますと正直なところ、実態調査はもう何もできません。

全てではありませんが、やっていることは国や県からの調査ものにずっと追われ、そして監査の資料づくりで、はっきり言ってケースワークではないのです。単なる事務をしているだけなのです。

これは大変言いづらいので、ケースの中には、本当に毎日、窓口に来られたり、電話などで30分、1時間と、同じ相談をしにくる方もいらっしゃいます。それで大体1日が終わっているのです。誇張でもないのですが、私の後輩が結構いま皆さんと同じ状況で、毎晩、毎晩やる気になれば明日の朝までやる仕事が毎日あるという状況です。

そういう状況の中で、実は組合の委員長をやっている時に、これは極論ですが、1人30ケースくらいにすれば、相手のために何でもできるし、いろいろなことを考えられると、人事当局に対し言いました。

現実には無理なのは承知の上です。例えば30ケースであれば、それこそ今日の話題にもあった見守りではないですが、高齢者世帯で、金銭的な問題だけで健康状態はそれほど問題なく、本当に見守りをしていればいいというケースも、現実には結構ありました。

そういう意味で、ケース数が少なければそういうこともできます。ホームヘルパーさんの代わりにはなれませんが、本当に簡単なことであればできるということで、1人当たりのケース数をとに

かく「減らしてほしい」と言ったのです。残念ながら難しく、特に年度途中で増えた場合には全く対応しきれずに、そういう状態に陥っていました。

先ほど話しました80が、まず30になることはあり得ないと思うのですが、ぜひ厚労省や県でこの基準を下げていただき、ケースワーカーが本当にそのケースのために仕事ができる体制づくりを、ぜひお願いをしたいと思っています。

現役のケースワーカーから、過去のケースのことを聞きたいと、いろいろ相談を受けます。その時に必ず言うのですが、やることをやろうと思って全部やったら、毎晩徹夜で寝られなくなるので、今日やらなくて明日でいいものは、とにかく明日に回した方がいいということです。明日の朝までにやらないといけない事なら仕方ないのですが、そうでなければ明日に回しなさいとアドバイスしています。本当にいま職場が疲弊をしています。先生の大学から、ぜひたくさん入れていただいて、専門職としてみんなそこへ配置してもらえよう、期待をしております。そういうお願いをしながら、この問題がぜひ解決していくことを期待します。質問ではなくてお願いになりますが、よろしくお願いします。以上です。

○申 龍徹 ありがとうございます。他にどんなか質問ありますか。時間がなくなりましたので、質問はあと一人で終わりたいと思います。

○稲村ほなみ 我孫子市で働いていたOBです。私も結城先生にお願いです。私は同じ大学の卒業生なのです。すごい先輩なのですが、団塊の世代です。団塊の世代の人たちは、わりと千葉県内や東京などに、すごく福祉で就職ができた時代です。私たち卒業生は福祉職として仕事をしてきました。

まず職員のことなのですが、私が就職した頃は、県内では人口が増え、町から市に移行するという高度成長期で、福祉を知っている人ということで、わりと就職できた時代でした。私は主に障害福祉をやっていたのですが、生活保護のケースワーカーなどいろいろな方と、すごく訪問をしました。

最初の10年というのは、本当に訪問して、例え

ば保育園のこととか、母子家庭とか、いろんな方がいらっしやると、2人、3人のチームで訪問しました。そうやった時代がありました。例えば生活保護もそうですが、障害者でも、現に持っているケースがだんだん増えてしまい、地域に出られなくなった時代が、またやってきたわけです。

介護保険は、少しスタートの時点で仕事をしました。介護保険になった頃、我孫子市の場合、ある程度訪問できる体制をつくってはいたのですが、だんだん事業者の方に委託ということになりました。

ただ、我孫子市の場合、福祉職をかなり採用するという気持ちがありました。社会福祉士という制度ができた時に、社会福祉士をきちんと採用していて、障害者福祉法ができた時も、ちゃんと精神に対応できる職員も採用したという形で、ある程度は採用しているはずです。

私はもう退職しまして、いま退職者会の方で頑張っていますが、ただ、いま少し心配なのは正職員が減っているというか、もちろん職員としてはそれなりの数があるわけですが、嘱託職員が増えたりして、少し内訳が変わっているのです。全体として正職員が減っている中で、福祉職という採用もだんだん厳しくなっているのではないかと、少しその辺が心配です。

もちろん他の学部を出てきた方、あるいは高校卒業して入った方たちにも、とてもいい仕事をしている方がいらっしやいますが、福祉をやるについては、ぜひともある程度一定の割合で、福祉の職場には福祉を学んだ人を置くことを、何かの機会がある度におっしゃっていただきたいのです。それをよろしくお願いいたします。

○申 龍徹 それでは制限時間が迫ってきましたので、この辺で締めたいと思います。会議には県内の議員さんや自治体関係者の方が多くいらっしやいますので、結城先生のところの卒業生も、ぜひともいっぱい採ってもらおうようPRや協力をお願いしながら、本日の会とパネルディスカッションを締めたいと思います。

○東出健治 もう一言いいですか。今度は退職会の会長という立場です。大網さんがおっしゃってくれたのですが、いま生活保護受給世帯の6割から7割は、高齢者世帯なのです。ですから、ケースワーカーの方に業務として見守っていただくことは、本当に大事なことなのです。ぜひともそれはお願いできればと思います。

私たちの時代には、福祉六法ということで、児童福祉、高齢福祉、障害福祉、生活保護と、全部やっていたケースワーカーなのです。そういう意味で、私たちの時代の連中がもし地域にいれば、どうか嘱託職員で採用して、その人たちの能力もぜひ活用してもらえれば、ありがたいと思います。

自治体の皆さんに申し上げますが、自治体には住民の手をすぐ握れる人がいるではないですか。看護師さん、あるいは保健師さんです。こういう人たちと、実際現場の地域支援センターを担える人たちが、そういう人材もいるのですから、もう1回そういう人たちが活躍できるよう、組合で接点をつくってあげて「頑張れよ」という激励をしてもらえれば、大変ありがたいと思います。

今日は若い人に来ていただきまして、ありがとうございます。高齢者を代表して御礼を申し上げます。引き続きよろしくお願いします。

○高橋秀雄 それでは、4人の方に、会場全体で、拍手でお礼をしたいと思います。

ありがとうございました。

平成26年度 千葉県予算を どう読みとるか…



一般社団法人千葉県地方自治研究センター 理事
千葉県議会議員
藤代 政夫

一般会計 1 兆6,143億1,300万円の予算が成立^{*1}し、動き始めています。県は平成26年度予算の説明^{*2}において“くらし満足度日本一に向けしっかりとした基盤をつくるべく『県内経済の活性化』『くらしの安全・安心の確立』『子ども・子育て世代への支援の充実』『医療・福祉の充実』に重点的に予算を配分した”とその方向性を示しました。

2014年の私達に問われている今日的課題に対し、どのように千葉県は対処しているのかを明らかにするなかから、平成26年度予算の評価をしてみようと思います。

I. 2014年の今日的課題

神野直彦東大名誉教授が示すように、2008年と2011年との二つの危機の前に私達はいます^{*3}。

一つ目は、2008年のサブプライムローンの破綻によって明らかになった米国\$一極集中の重化学工業の終焉と、新たなエネルギー政策と新たな産業構造への転換と構築の必要性です。^{*4}

この危機に対応する為には

- ① 一極集中のエネルギーから新しい分散型エネルギー政策、即ち自然再生可能エネルギーへの転換
- ② 重化学工業から知識集約的産業への転換
- ③ 医療・介護・福祉の産業を構築し、内需拡大の産業構造へ
- ④ 格差と貧困の経済構造を否定し“分かち合いの経済”をつくりあげていくことで社会的セーフティーネットを確立していく
- ⑤ “公”のサービスの重要性和、すべき仕事を再確認し実行していくこと

が必要な課題です。

二つ目は2011年3.11東日本大震災による自然災害・人的災害の前で私達の社会のあり様、産業のあり様、政治のあり様が問われています。

自然の大きな力の前に、人間は“生態系の枠内でしか人間存在がありえない。その枠内でしか経済発展は成り立たない”ことを知らされました。

又、原発事故からも“原発と人間は共存できない”^{*5} こと。それ故脱原発を掲げ再生可能エネルギー

ギーの新エネルギー政策をつくっていくことが日本の、千葉県の進むべき道だと確認できました。

更に、原発事故によって多くの放射性物質が私達市民の頭上にも降ってしまいました。^{*6} 放射能対策を現在、そして未来に向けきっちりとつくっていくことが喫緊の課題です。低線量内部被爆に対処する為にも食材などの放射線量モニタリング、健康診断の実施による特に子どもや女性への健康チェック体制の構築が問われています。^{*7}

二つの課題を解決する為にも地方自治と市民自治の政治姿勢が重要なキーワードになります。

では千葉県の予算はどうなっているのでしょうか？

II. 千葉県平成26年度予算の主要な事業

県内経済の活性化

県は2020年のオリンピック・パラリンピックの開催まで日本が内外から注目されること、又、成田空港を立地することの優位性をポテンシャルとして事業展開しています。

まずアクアライン800円化の為に、今年からは5億円を計上。しかし知事も職員もこの5億円がどのように使われるのか分らないまま、国に負担金として支払っている^{*8}。これでいいのだろうか？

アクアラインマラソン開催事業に約2億円。観光客誘致、農水産物の販売事業の為、知事の海外トップセールスに2,000万円、ラジオ・TV・新聞などでの情報発信に9億円を計上。“Do you know Chiba?”と知名度をあげることだけが千葉県の観光政策であり、農水産物の輸出対策のようです。輸出戦略、観光戦略と観光の内実のレベルアップがなければ単なるパフォーマンスで終わってしまうでしょう。

経済活性化の為多額の予算を計上。道路・橋りょう・河川・港湾・公園・区画整理・鉄道など県土づくりに652億円です。

アクアラインから圏央道の道路をつくれれば企業がやってくると7億2,600万円を計上し、茂原には工業団地、袖ヶ浦椎の森工業団地を整備。

立地企業に補助金として5億円予算計上。国の国土強靱化政策^{*9}の反映そのものです。再生可能エネルギーの予算も国の強靱化政策としての“災害時の電源確保”の国からの基金18億円のうちから再生エネ導入基金事業で8億円です。

グレードアップナリタと共に検討されてきたIRR（カジノを含む複合施設^{*10}）の事業化調査費が改めて500万円計上されています。ギャンブル・博打場が本当に千葉の顔としてふさわしいのだろうか？やるべき課題は他にあるのでは…

くらしの安全・安心の確立

コンビニ防犯ボックスに2,240万円。ひったくり防犯の為に防犯カメラに4,000万円。不法ヤード対策に7,335万円。振り込め詐欺対策に8,478万円といった生活安全対策に積極的に予算計上。だが、ひったくり犯の防止に役立ったのは防犯カメラではなく、自転車かごカバーとパトロールであったことが分っているのに、なぜかひったくり防止の為にカメラ設置を推進しているのはなぜか？

コンビニ防犯ボックスは知事の二期目の選挙公約とはいえ、移動交番車をコンビニの駐車場に置いた方がより効果的なのではないだろうか。

防災対策として251億円、耐震化に154億円、インフラ長寿命化に135億円と、まさに国土強靱化政策^{*11}とパラレルの事業が計上されています。耐震化は喫緊の課題ですが、強靱化策の中でも示されている地籍調査5.7億円は急を要するものなのだろうか？強靱化は“最悪の事態に対応するもの”ですから『災害対策』といえど何でもOK。…これでいいのか疑問がわいてきます。

子ども・子育て世代への支援の充実

子ども医療費助成事業は67億円（入院は中学3年生まで、通院は小学3年生まで）です^{*12}。あと29億円追加すれば中学3年生まで通院・入院の助成が出来るのに（知事の公約）踏みきれていません。

学校におけるいじめ防止対策^{*13}として6.8億円で、スクールカウンセラーを小中高校に配置と努力しています。その反面、教育振興計画改訂に380万円、道徳教育推進に3,220万円、学力向上グ

ローバル人材プロジェクト等に4.5億円と、県の教育方針は個人の尊厳や個人の自主自立を促すものではなく、社会規範に従う規律と道徳、そして一部エリートのグローバル人材に重点をおいたものの^{*14}を更に推し進めようとしています。

医療・福祉の充実

特別養護老人ホーム整備助成に53億1,200万円と1床400万円×1,300床分を計上。しかしまだ待機している人が1万人以上です。

医療資源が全国45～46位と下位の状況下、医師確保、看護師確保の為に事業費も約20億円計上されていますが、訪問診療・訪問看護といった地域ケア科による地域医療のあり方については十分検討されていません。

又、昨年袖ヶ浦福祉センターにおける強度行動障がい児への虐待行為による死亡事件をおこしてしまったのに、“支援研修”事業535万円で16名の研修でしかありません。予算編成時には事故がまだ発覚していなかったとはいえ、研修を16人だけすれば強度行動障がい者への支援が出来ると思っていた県の障がい者支援の仕方の安易さ^{*15}が垣間見られます。

Ⅲ. 今日的課題への対応は…

以上「主要事業」における問題点を指摘させていただきましたが、果して2014年の今日的課題は十分予算化されているのか？改めて検証してみます。

①原発事故の放射能対策は？

大気・水質・農林水産物などのモニタリングは、環境放射能調査1,156万円、河川・湖沼への影響調査1,726万円、農林水産物モニタリング2,511万円と行われていますが、学校給食の食材モニタリングは267万円、健康チェックの為に予算は0円で一切やりません^{*16}。県民の生命と健康を守るのが県行政の役目のはず。残念です。

②分散型再生エネルギー政策

県下の私企業は動き出し、太陽光発電設備認

可件数で30,751件（1,123MW）と全国5位です。県も住宅用省エネに5億円、再生エネルギー導入支援に8億円、公用電気自動車に2,481万円、地域主導型の支援へ900万円、海洋再生エネルギーに150万円と予算計上していますが、新エネルギー基本戦略をつくれいていません。国の動向を注視するだけなので、国の強靱化政策に記載されているものは予算化するが、再生エネルギーの数値目標も産業化も方針として出しきれていません。脱原発へと歩めない知事の姿勢のあらわれ^{*17}です。

③新たな産業構造の構築に向けては…どうでしょう？

戦略的企業の為1,630万円の予算となっていますが、知識集約的産業、医療・福祉産業への新たな産業へ大きく転換しようとはしていません。医療機器や機能食品へ少し目を向け（1,400万円）ていますが、これはアベノミクス^{*18}の成長戦略とのかかわりでしかないのが残念です。

木更津バルク戦略港—京葉コンビナート（化学・石油・鉄鋼）の競争力強化で千葉県の経済活性化をしようとする^{*19}のは、2008年にすでに終焉した重化学工業へのしがみついでしかありません。県のポテンシャルを生かしきれていません。

④地域医療の再生は実現できるのか？

地域医療再生に向けて諸々の事業^{*20}を予算化しているが、在宅医療・在宅看護・訪問診療・訪問看護・介護といった視点を千葉県の地域医療の中でどう位置づけるかが、はっきりしていない。というより県の荷うものは、“高度

先進医療”のみだと思っている^{*21}点が問題です。それ故地域医療総合支援センター5,491万円の中で、どのように『総合診療専門医』を育成するかが不明です。

⑤格差と貧困を解決する為には…

緊急雇用創出事業16億円、離職者再就職12.2億円、ジョブカフェ1.65億円、ジョブサポート4,000万円と計上されてはいますが、それぞれ平成25年度よりも少しづつ減額されています。埼玉県のアスポート^{*22}のように県が主体となって生活支援・就学支援・就労支援をしていくべきです。

⑥地方分権・市民自治の仕組みづくりは？

多くの県民の、当事者の声を聞くタウンミーティングはなくなり、縦て割り行政の情報の非公開性、透明性の悪さが見られます^{*23}。今年度も、この点への改革の予算化はまったくありません。

以上の他にも「生物多様性ちば県戦略」「地球温暖化対策」「男女共同参画」といった課題にも十分応えきれておりません。

アベノミクス、国土強靱化政策といった国の政策が出されてから、それらに対応するといった平成26年度の県予算です。

あえて県の独自性と言えば知事のトップセールスとアクアラインとコンビニ防犯ボックスですが、これでは県のポテンシャル^{*24}を生かしきれません。

予算の編成過程への県民・市民の参画の仕組みをつくり、自立した地方自治の千葉県政をつくっていくべきです。

注

※1 千葉県平成26年度予算、1兆6,143億1,300万円。財源は県税6,817億4,300万円、地方交付税1,540億円、臨時財政対策債1,740億円など。人件費は5,703億3,200万円、社会保障費2,370億6,200万円、投資的経費1,480億4,100万円、公債費1,968億8,500万円です。県債残高は3兆358億円。臨財債は平成13年から始まり、1兆4,990億円の残高。交付税算入と償還計画のズレから、平成36年には、約700億円の財源不足になると推計されます。

※2 平成26年2月6日千葉県財政課「平成26年度当初予算案について」参照。

※3 神野直彦著「分かち合いの経済学」岩波新書P28～P61参照。

※4 新自由主義の経済政策（競争原理主義・自己責任論・小さな政府）である小泉政権の構造改革路線は、新しい産

業を生み出せず、“勝った者が正しい、負けた者は自己責任”と格差と貧困を拡大し日本の経済も社会も打ち壊わしてしまいました。

- ※ 5 原発安全神話の虚偽性、使用済核燃料高レベル廃棄物の処理方法がない。
- ※ 6 放射線管理区域の4万Bqより高い6万～10万Bqの放射性セシウムが東葛地区に沈着。(文科省発表)
- ※ 7 いわゆる「原発事故子ども被災者支援法」1条、8条、13条、15条参照。
- ※ 8 平成26年2月議会2/27ふじしろ政夫の代表質疑への答弁参照。
これまで15億円を負担(千葉県だけで神奈川県は0円)してきましたが、この社会実験委託料15億円がどう使われてきたのか? 1兆4,400億円のアクアライン建設費の償還に使われたのか、それとも運営収支の黒字100億円(平成24年度)の中に入っているのか、まったく答弁なし。
- ※ 9 国土強靱化政策大綱(平成25年12/17)
大規模自然災害発生後でも“起ってはならない事態”45事態を明記。経済活動の機能不全、電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワークの機能停止、中央官庁機能の機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保しておく。200兆円で強靱化。
「日弁連」は市民参加も情報公開も十分でないまま、無制限に公共事業が拡大される危険性を指摘しています。
- ※ 10 「成田空港周辺でのIRの可能性について」三菱総研中間報告(平成24年2月)。投資規模2,000億円～3,600億円。経済効果1兆1,000億円～1兆5,000億円。犯罪増加・ギャンブル依存症等のリスクは完全には無くせないと報告。
- ※ 11 国土強靱化政策大綱:最悪の事態を念頭に、危機に打ち勝ち・・・国の持続的成長を実現。(“第1章基本的考え方”より)
- ※ 12 中3まで入・通院助成をしている自治体は、県下54自治体中33自治体です。(平成25年8/1現在)
- ※ 13 「千葉県いじめ防止対策推進条例」平成26年2月定例議会で成立。
- ※ 14 「県立学校改革推進プラン」参照。
- ※ 15 立入調査の結果、個人の問題として、支援スキルが不十分、虐待防止について基礎的知識がないことが明らかになりました。
- ※ 16 県の姿勢は、県主催の放射能に対する講習会に表われています。「出荷制限されている食材を食べても安心」「福島ではメルトダウンしていない」と説明する講師に講演をお願いしている。
- ※ 17 国のエネルギー基本計画(原発は重要なベースロード電源・再稼働・核燃料サイクル政策の推進)に対して、「国は責任をもってとりくんでほしい」と答弁。(2/27代表質疑参照)
- ※ 18 アベノミクスの三本目の矢・成長戦略で (i) 戦略的市場創造(健康寿命・エネルギー・次世代インフラ) (ii) 国内経済の規制緩和 (iii) TPPが示されています。
- ※ 19 「千葉県産業振興ビジョン」では (i) 京葉コンビナート競争力強化 (ii) 健康寿命産業 (iii) 企業誘致 (iv) 地域資源の活用を基本的考えに。
- ※ 20 医師確保6億円、看護職確保の為7.9億円、周産期医療の為4.9億円、ドクターヘリに4.2億円、救命救急で7.16億円、東千葉メディカルセンターへ7.1億円、県立病院へ116億円。
- ※ 21 「千葉県保健医療計画」参照。
- ※ 22 生活保護世帯の高校進学率86%を県平均の98%に近づける就学支援。貧困の連鎖を断つ為、県が民間団体と連携して実践。
- ※ 23 袖ヶ浦の障がい児虐待死事故は、障がい者当事者の声を聞いてこなかったことによる面も原因の1つとしてあるのではないだろうか。
- ※ 24 日本総合研究所編2014年版幸福度ランキングで千葉県は総合8位。ポテンシャルをどう生かすかです。

千葉市の平成26年度予算と 財政課題について



千葉市議会議員
白鳥 誠

2009（H21）年6月、千葉市は政令市の中でも最悪の危機的な財政状況のなか、熊谷市政が誕生しました。当時、千葉市の将来負担比率（借金が収入の何倍あるか）、実質公債費比率（収入に占める借金返済の割合）は、全国政令市のなかで2009（H21）年度最悪となる見通しとなっていました。それまでの放漫財政により積み上がった借金（市債残高）は1兆894億円、借金返済額は558億円となっていたためです。

そのままの財政運営を続けていると、2012（H24）年度には実質公債費比率は25%を超え、早期健全化団体に転落する恐れがありました。

そのため、熊谷市長は、脱・財政危機宣言を発し、職員の給与カットや大胆な事業の見直しを行い、思い切った歳出削減と公共料金の見直し等による歳入確保に努め、本格的な財政再建に取り組みました。その結果、実質公債費比率の上昇は抑えられ、早期健全化団体に転落することは回避できることとなり、着実に財政健全化が進められてきました。

2014（H26）年度予算の概要

予算編成当初、2014（H26）年度は法人市民税などの市税収入の増加が見込まれるものの、生活保護費などの社会保障費の増加や防災・減災対策の強化など多額の財政需要が見込まれたため、約93億円の収支不足の見通しとなっていました。そのため、財源対策として退職手当債の発行や基金からの借入も行い、収支不足を埋めざるを得ませんでした。このような厳しい状況の中、財政健全化に取り組みながら、いかに効果的に予算を配分するかが、予算編成における課題でした。

熊谷市長は、これまで厳しい財政状況に対応するために慎重な財政運営に取り組んできましたが、2014（H26）年度予算編成では、市長マニフェストに基づく考え方のもと、真に市民が必要とし、千葉市の将来の発展につながる分野に重点的に取り組む予算としました。ここでは、一般会計予算の概要について、概説します。

2014（H26）年度の予算策定に際しては、次の2つの項目を基本的な方針として編成されました。すなわち、(1)財政健全化に向けた取り組み及び行政改革の推進として、財政健全化プラン及び行政改

表 歳入予算の主な内訳

（単位：億円）

		H26年度	対前年増減
市税収入		1755	+50
主な内訳	個人市民税	649	+18
	法人市民税	197	+24
	固定資産税	652	+9
国庫支出金		547	+35 ^(※1)
地方消費税交付金		108	+18 ^(※2)
地方交付税（国から財源不足を補てんするために交付される資金）		60	+1
市債発行		422	+21
内訳	建設事業債	174	+40
	臨時財政対策債 ^(※3)	213	△22
	退職手当債	35	+3
諸収入－企業立地促進預託金収入		25	+21
繰入金－市債管理基金からの借入		15	△35

（※1）生活保護費・障害者介護給付費、宮野木団地建替え、液状化対策費収入等が増額

（※2）内消費税引上げに伴う影響額12億円

（※3）財源不足補てんのために国から発行を認められる市債。返済金は後年度、国から支給されるもの

表 歳入予算の主な内訳

（単位：億円）

		H26年度	対前年増減
義務的経費		1996	+38
主な内訳	人件費 ^(※1)	550	△16
	扶助費（生活保護費等） ^(※2)	877	+45
	公債費（借金返済費用）	569	+9
投資的経費		320	+53
内訳	補助事業（国の補助事業・道路新設改良等） ^(※3)	150	+64
	単独事業（市単独事業・街路整備等） ^(※4)	170	△10

（※1）一般職員給与 △9億円、退職手当 △6.8億円

（※2）生活保護 +20億円、障害者介護給付等 +15億円

（※3）宮野木町第1団地建替 +15.8億円、土地区画整理 +11.4億円、液状化対策 +9.4億円

（※4）消防車両整備・更新 △3.4億円、校舎増築 △2.7億円

革推進プランの取組項目を着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させること、特に、既存の事務事業については、事務事業評価も参考にしながら、既成概念にとらわれないうえに、大胆な事業の整理・合理化など、徹底した見直しを図る。

(2)第1次実施計画及びマニフェストに関する取組事業工程表に基づく事業等の推進として、事業費の精査を行ったうえで、真に市民が必要とし、本市が未来に向け、発展していくために必要な分野に重点的に予算を配分し、事業の推進を図る、との内容でした。

歳入面では、市税収入の伸びが見込まれること、また国庫支出金や消費税増税に伴う収入増が見込まれ、歳出面では、生活保護費の増加等の社会保障の伸びへの対応や老朽化した団地の建替え、液状化対策等の事業費増により、新年度予算は3,753億円（前年度比158億円・4.4%増）として過去最大規模となりました。

【増額した主な事業】（ ）内対前年度増減

- ・企業立地促進融資 25.7億円（+21.9億円）^{*1}
- ・生活保護事業費 330億円（+20億円）
- ・宮野木第1団地第二期建替 17.4億円（+15.8億円）
- ・障害者介護給付等 99.8億円（+15億円）
- ・液状化対策 10.8億円（+9.8億円）
- ・待機児童解消加速化プラン 18.6億円（+8.8億円）
- ・学校適正配置改修 13.5億円（+8.2億）
- ・介護保険事業繰出金 84.5億円（+6.2億円）等

* 1、千葉市が負担する部分は利子補給として9,000万円

【拡充事業（一部・上記掲載以外）】

- ・高齢者福祉施設整備費助成（特養ホーム8か所）
- ・高齢者予防接種対象者拡大（成人用肺炎球菌ワクチン接種 75才以上 → 65才70才、75才以上、

利用者負担4,700円）

- ・子ども通院医療費の助成対象拡大－小3まで
⇒ 中3まで（8月～）
- ・保育所等の整備（定員枠の拡充260人）
- ・学校の耐震補強（耐震化率100%に）等

【新規事業（一部）】

- ・被災者支援システム等の導入
- ・障害者スポーツの推進
- ・認知症初期集中支援チームの設置
- ・プレミアム商品券の発行（消費増税対策、11,000円分の商品券を10,000円で販売、実施期間6月～9月）
- ・京葉線とりんかい線との直通運転の促進
- ・地域課題解決ソリューション（市民協働による地域課題を解決するための情報システムの構築）
- ・都市アイデンティティ調査（都市イメージの確立のための調査、検討）
- ・千葉駅周辺の活性化グランドデザイン策定
- ・I R 導入可能性調査
- ・いじめ等調査委員会設置（第3者による付属機関、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」と市長の調査組織となる「千葉市いじめ等調査委員会」の2つの常設の組織）等

2014（H26）年度予算では、子ども通院医療費の助成対象の拡大（小学4年生から中学3年生までを新たな対象とし、通院1回にかかる自己負担額は500円）や障害福祉サービス事業所・療育センターの整備、地域包括ケア体制の促進（定期巡回・随時対応サービス事業所、複合型サービス事業所の整備に対し助成拡充）等の福祉施策の充実や、稲毛・幕張海浜エリアの海辺の活性化等の将来にわたり都市の活力を維持するための事業にも積極的に取り組みました。同時に、過去の借金で

大きく膨らんでいる債務残高の低減にも取り組んだ予算としました。

市財政の現状と課題

千葉市の財政は、これまでの財政健全化の取組みにより、もっとも厳しい事態（早期健全化団体に転落する恐れがあった）を脱することができましたが、依然として慢性的に収支不足が発生する状況は変わっていません。

今後、市税収入の伸びは大きく見込めない状況のなか、公債費（市債の借金返済費用）の高止まり^(*)や扶助費（生活保護費等）の増加が見込まれるとともに、超高齢社会・人口減少時代のなかで、都市間競争や時代変化への対応、防災力強化等様々な財政需要が見込まれ、厳しい財政状況が続きます。

（*）公債費の今後の推移

過去に発行した市債に対する返済費用が、大きな負担となっています。当分の間、公債費は600億円前後で推移することが見込まれ、今後も市財政を圧迫する大きな要因となります。

昨年10月時点での財政収支見通しでは、2014（H26）年度から4年間で447億円の収支不足が見込まれています。市債残高等の借金残高は着実に削減されており、今後も将来負担は軽減される見通しとなっていますが、慢性的に収支不足が発生する財政構造（歳入と歳出のバランス）を改善していかなければなりません。

表 H26年度債務残高見込み

（全会計）

	H26年度末見込	前年増減
市債残高	1兆506億円	△89億円
債務負担行為*	310億円	△25億円
市債管理基金借入残高	272億円	△5億円

さらなる行財政改革の推進を！

H26年度予算においては、市税や消費税交付金等の収入増に助けられたため、様々な事業に積極的に取り組むことができたとも言えます。しかしながら、人口減少・超高齢化が進む状況では、市税収入の継続的な伸びは期待できません。

今後、市民福祉・サービスの向上・防災力の強化・超高齢社会の進展等の時代変化への対応を継続的に進めていくためには、多くの財源が必要です。

これまでも行ってきた事務事業の見直しによる経費削減や自主財源の確保にしっかりと取り組むとともに、市有施設・土地の有効活用（貸付・売却・統合等）を進める資産経営による財源確保と維持管理経費の削減や情報システム等にかかる毎年の固定経費の削減にスピード感をもって取り組まなければなりません。今後、財政健全化と真に求められる事業・施策の実現を両立させるために、さらなる行財政改革に取り組むことが求められます。

表 公債費負担適正化計画（H25年9月更新）

（普通会計 単位：億円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
公債費	573	594	622	621	620	607	618	609	623	621

数字で掴む 自治体の姿

連載

11

— 歳出の状況(2) —
目的別歳出(その2)



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター 理事長

宮崎 伸光

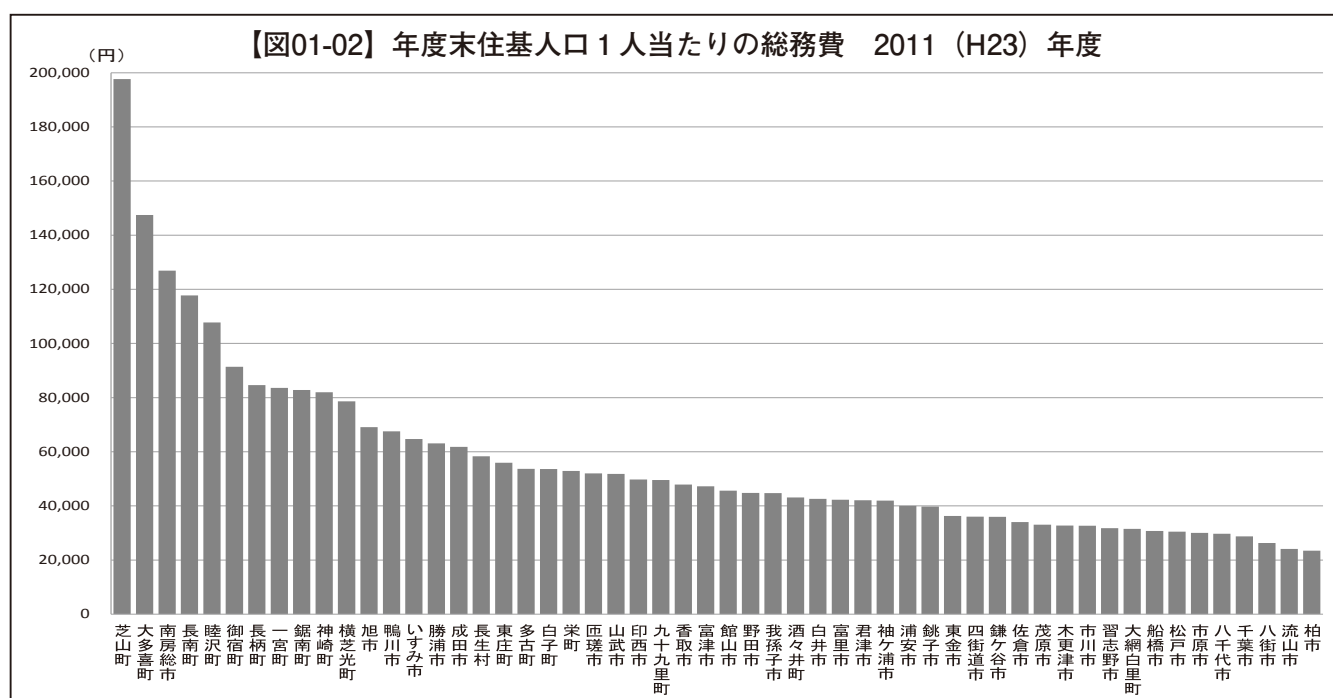
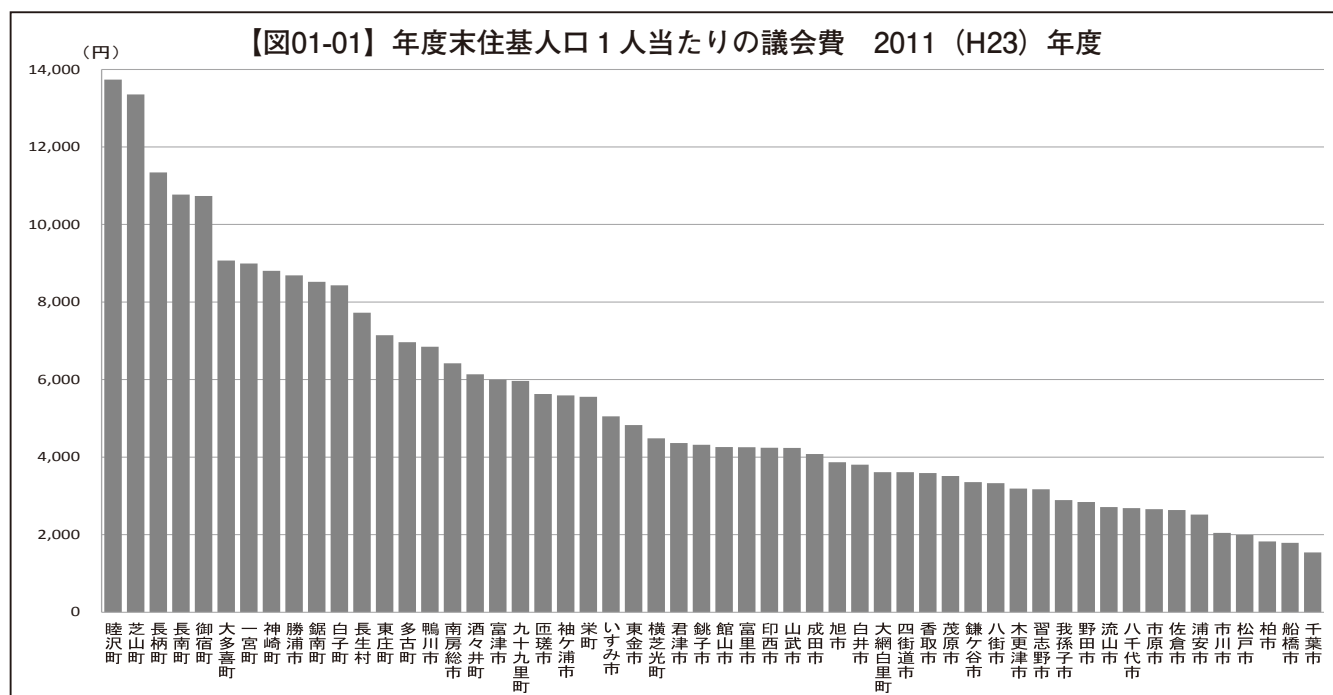
(法政大学法学部教授)

●千葉県内市町村における住民1人当たりの目的別歳出

自治体における歳出を見れば重視する政策がわかる、とすることができれば、まさに自治体の特徴を数字で掴むことになるでしょう。しかし、もちろん実際にはそう単純にはいきません。とはいえ、歳出結果すなわち歳出の決算データには、行政需要や政策的対応の特徴が間違いなく反映されています。個々の自治体の財政分析を行うときには、特徴ある事務事業の具体的な実施状況など、さまざまな側面から歳出についての検討を行うこ

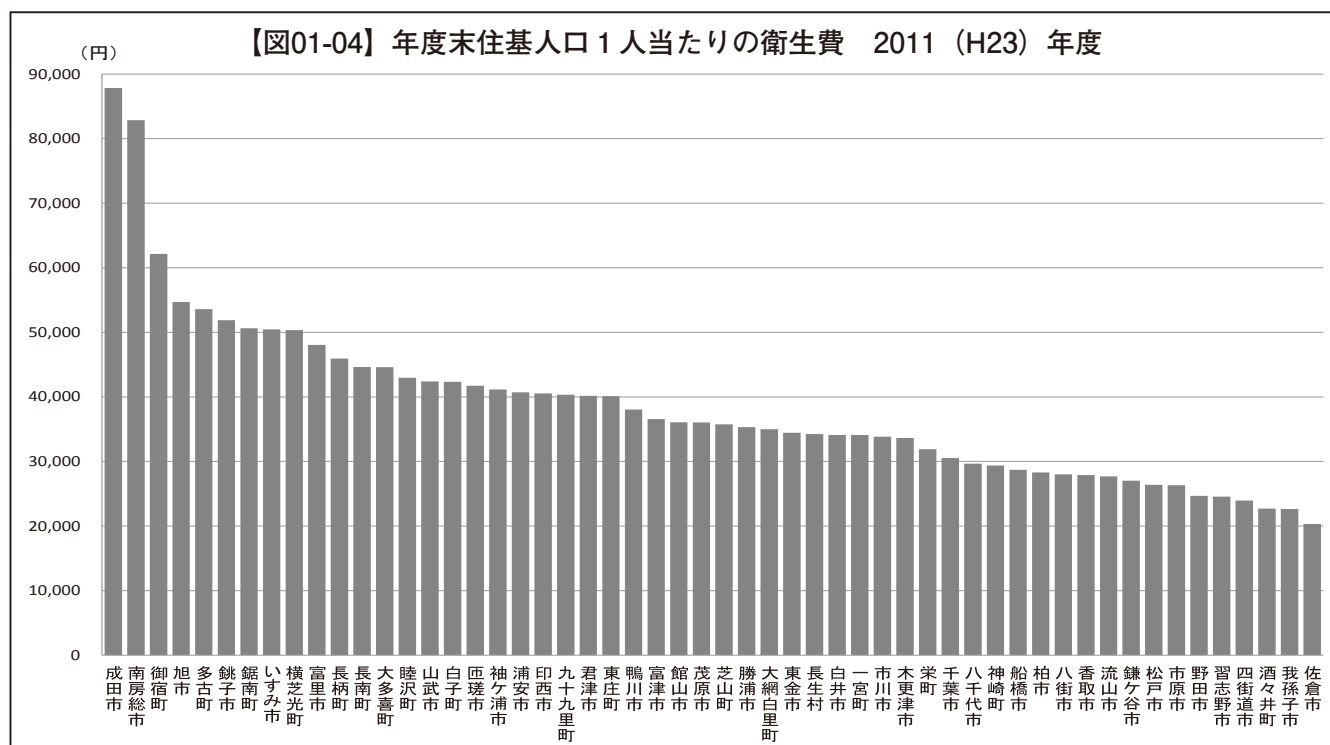
とが必要ですが、本稿ではそこまで詳しく分け入れることはできません。そこで、せめて個々の自治体が他の県内自治体と比較してどのあたりに位置づけられるのかを感じ取るぐらいの概略と基礎データを取りまとめることにします。

【図01-01】～【図01-10】は、住民1人当たりの目的別歳出を高額の自治体から順に並べたグラフです。2011（平成23）年度の決算額を同年度末の住民基本台帳人口で除して得た数値を用いて図示しています。



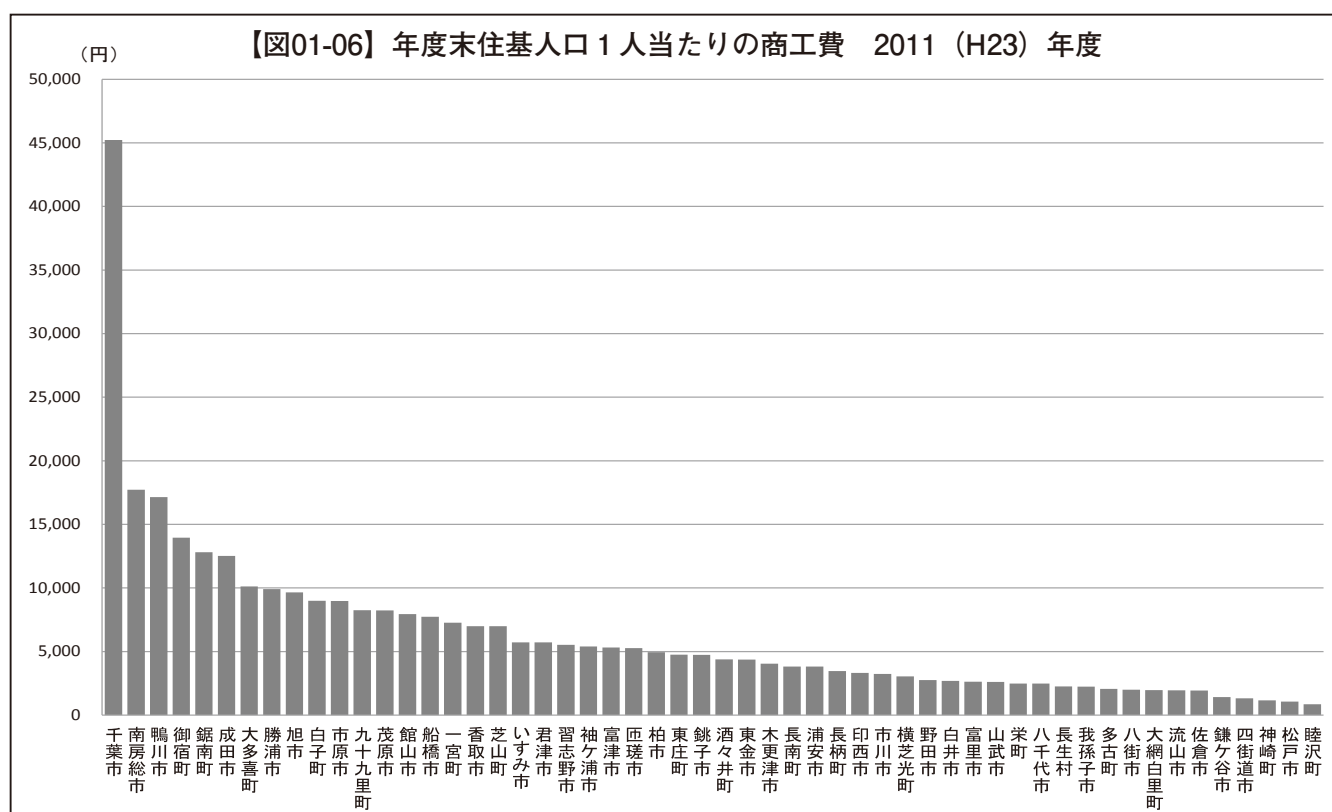
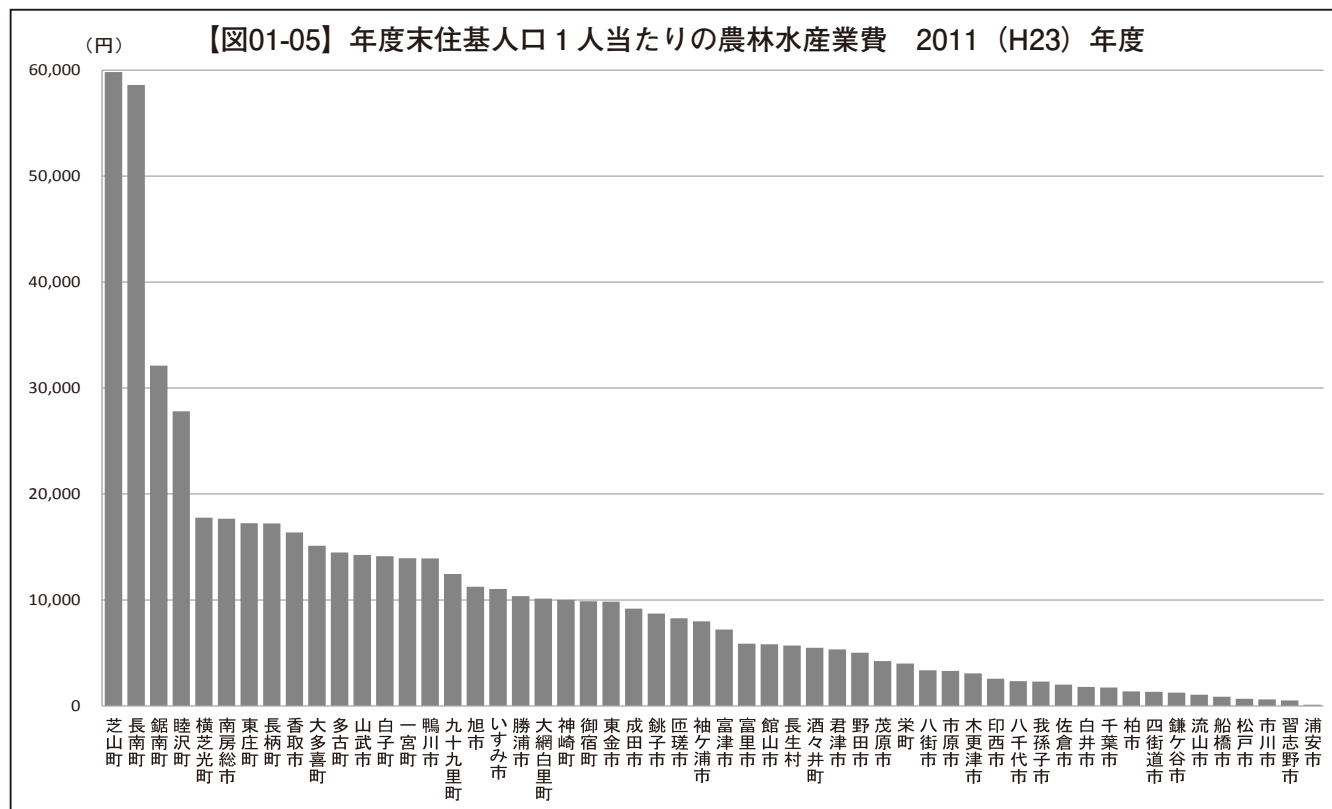
【図01-03】は、民生費です。145,000円弱の旭市がやや抜きんでいるようにも見えますが、グ

【図01-04】は、衛生費です。約88,000円の成田市と約83,000円の南房総市が突出しています。この両者は全く異なった特色を有する自治体ですから、この共通点について説明するためにはより詳しい検討が必要です。佐倉市は20,000円ぐらいですから4倍強の開きです。



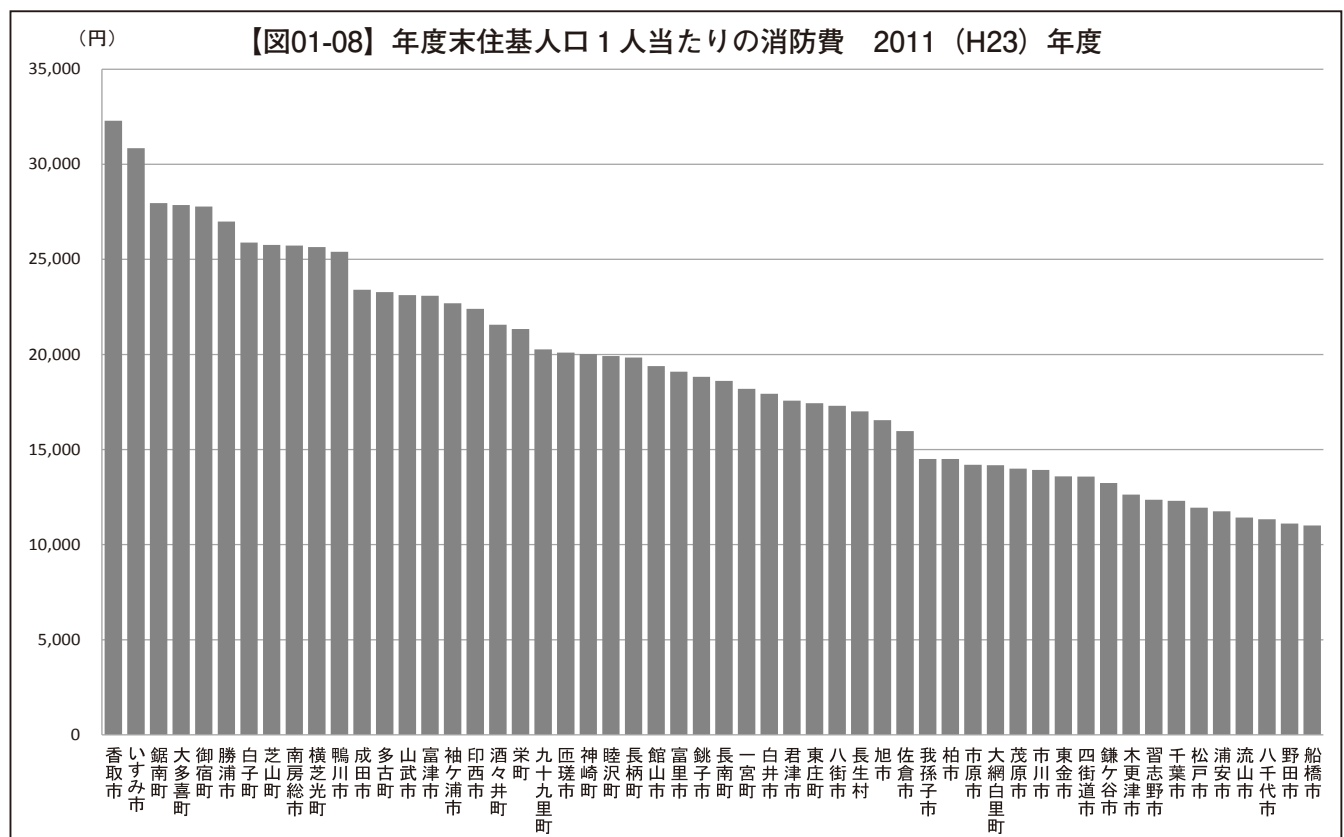
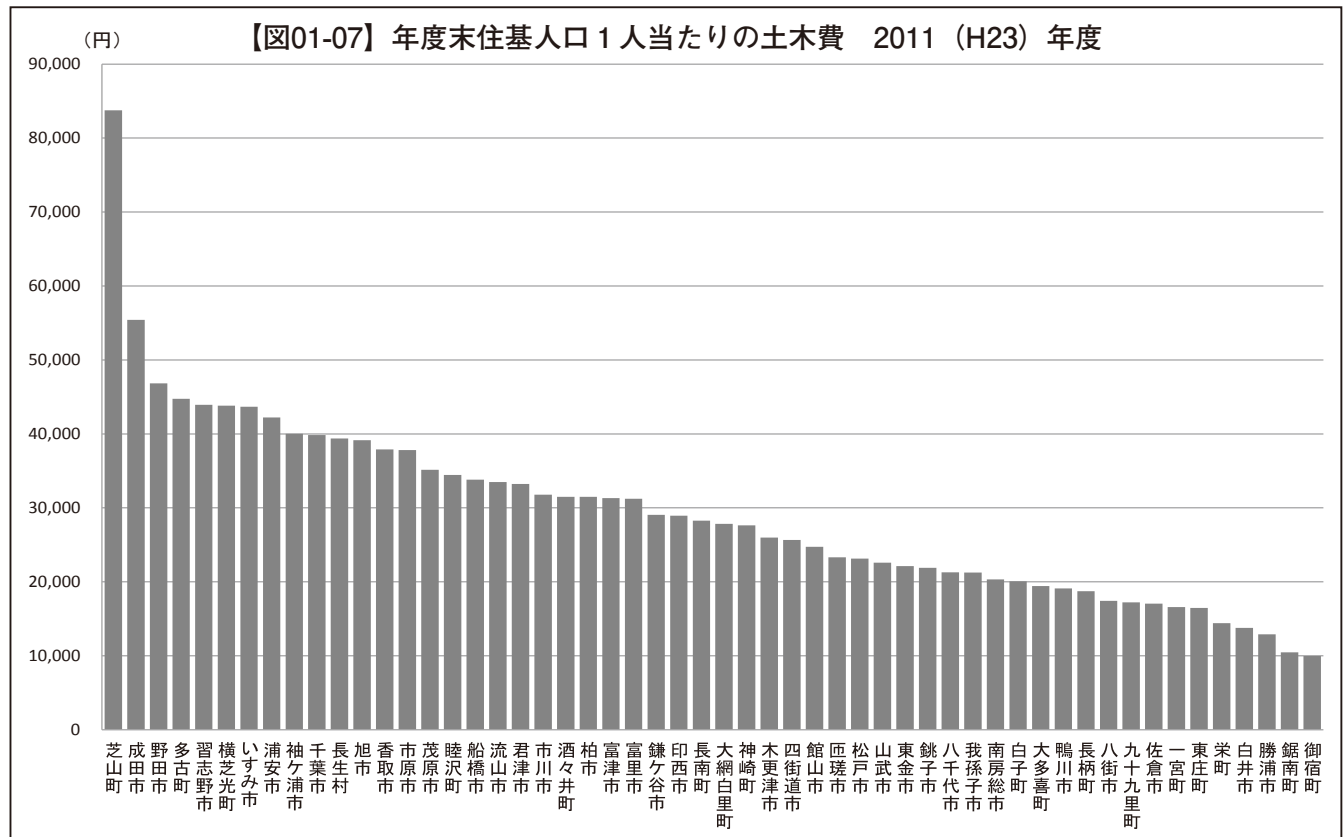
【図01-05】は、農林水産業費です。約60,000円の芝山町と約59,000円の長南町が著しく突出し、第3位の鋸南町は32,000円ですから、その倍に近い高額です。農村型と都市型と概括できるような地理的特徴が並び順に顕著に表れているように見えます。浦安市は、わずかに110円です。

【図01-06】は、商工費です。約45,000円の千葉市が第2位の南房総市18,000円の2.5倍と極端に突出しています。産業関連の支出とはいえ農林水産業費とは違い、農村型と都市型の区別はつかないように見えます。睦沢町は855円です。



【図01-07】は、土木費です。84,000円に近い芝山町が突出し、約55,000円の成田市がそれに続いています。とはいえ、グラフは概ねなだらかな傾斜になっており、最も低額の御宿町は10,000円ぐらいいです。

【図01-08】は、消防費です。香取市の32,000円から船橋市の11,000円に至るまで、3倍程度の差がありますが、グラフは全般的になだらかな傾斜です。



【図01-09】は、教育費です。長生村が74,000円ほどで最も高額、最も低額の一宮町は21,000円ほどですから、3.5倍程度の開きです。

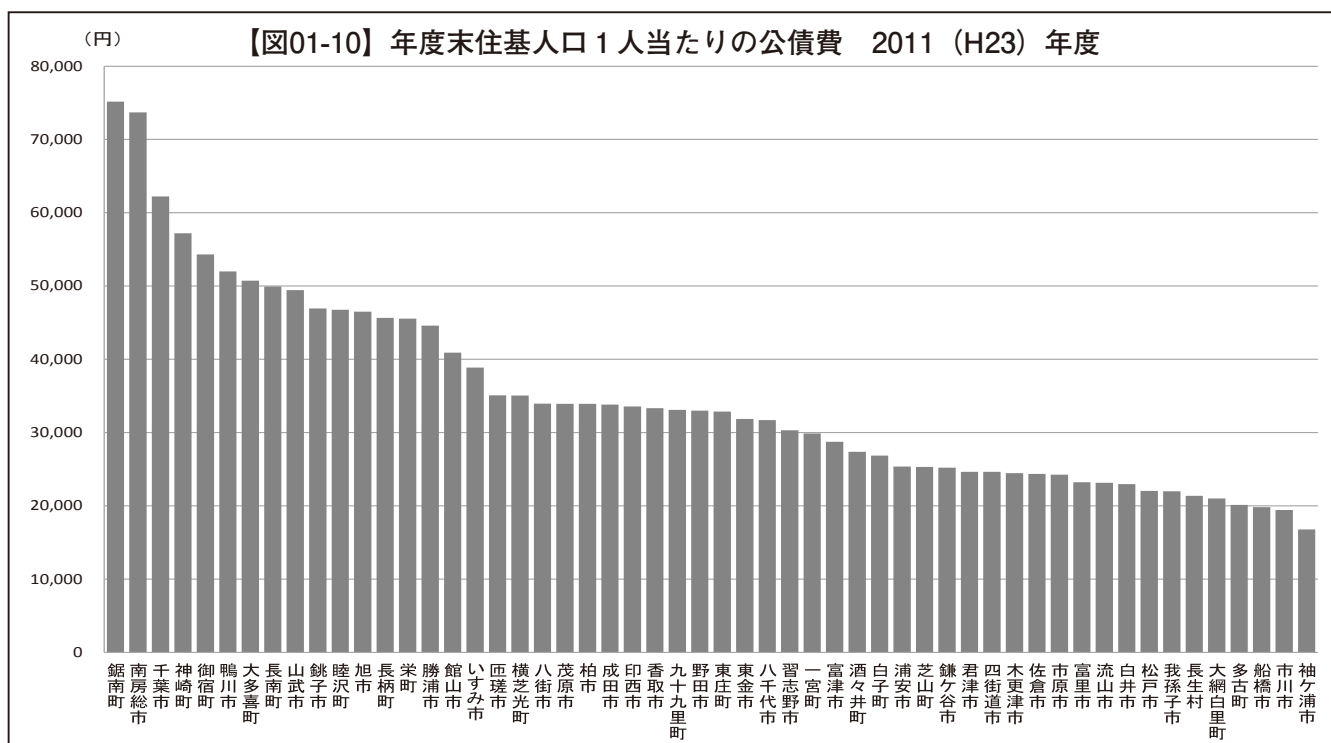
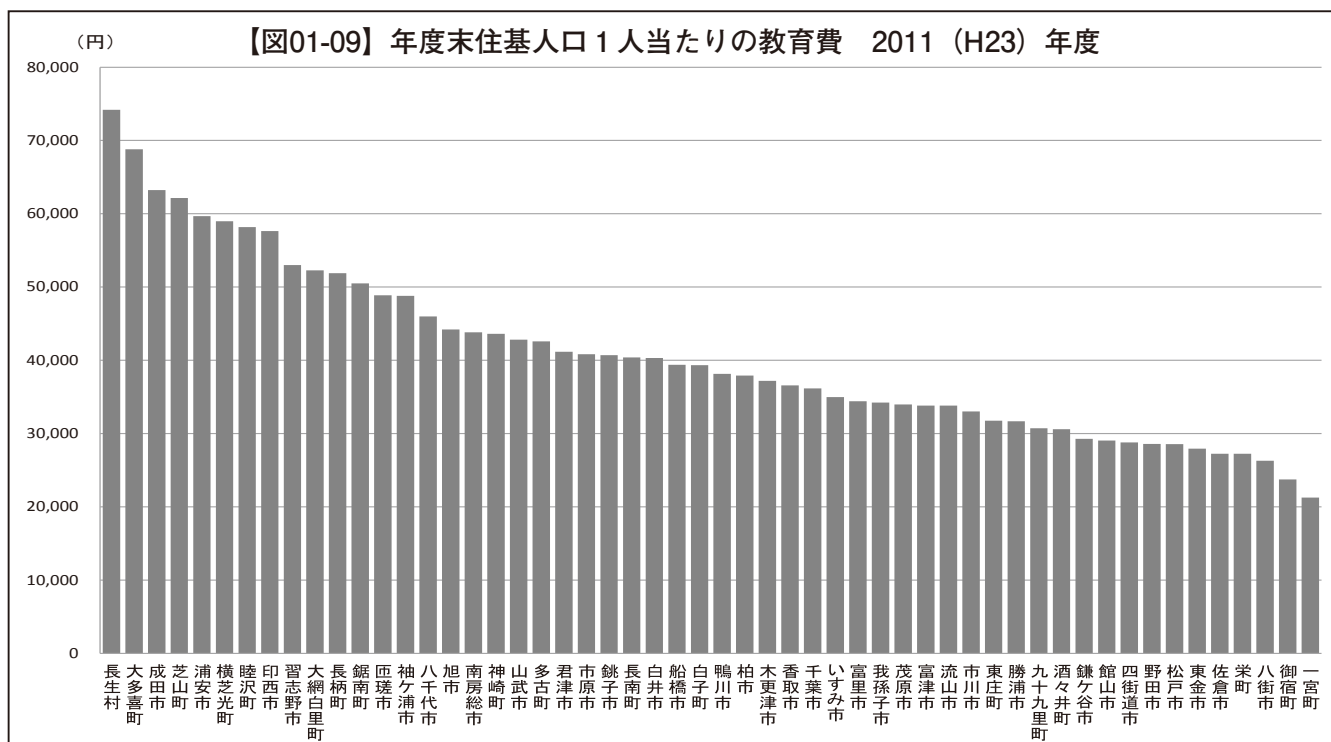
【図01-10】は、公債費です。鋸南町と南房総市がそれぞれ75,000円と73,000円で、やや突出しており、最も少額の袖ヶ浦市は17,000円弱、格差は4倍を超えています。

なお、目的別歳出の項目は以上で全てではありません

ませんが、図表に多くの紙幅を要するため、空欄やゼロが並ぶ労働費、災害復旧費、諸支出金およびこの2011（H23）年度まで10年以上千葉県内の自治体に実例がない前年度繰上充用金については省略します。

この計算方法の指標によって歳出額を自治体間で比較することは便宜的ではありますが、それでも自治体間に格差や特徴があることがわかります。

【図01-01】～【図01-10】では、目的別のそれ

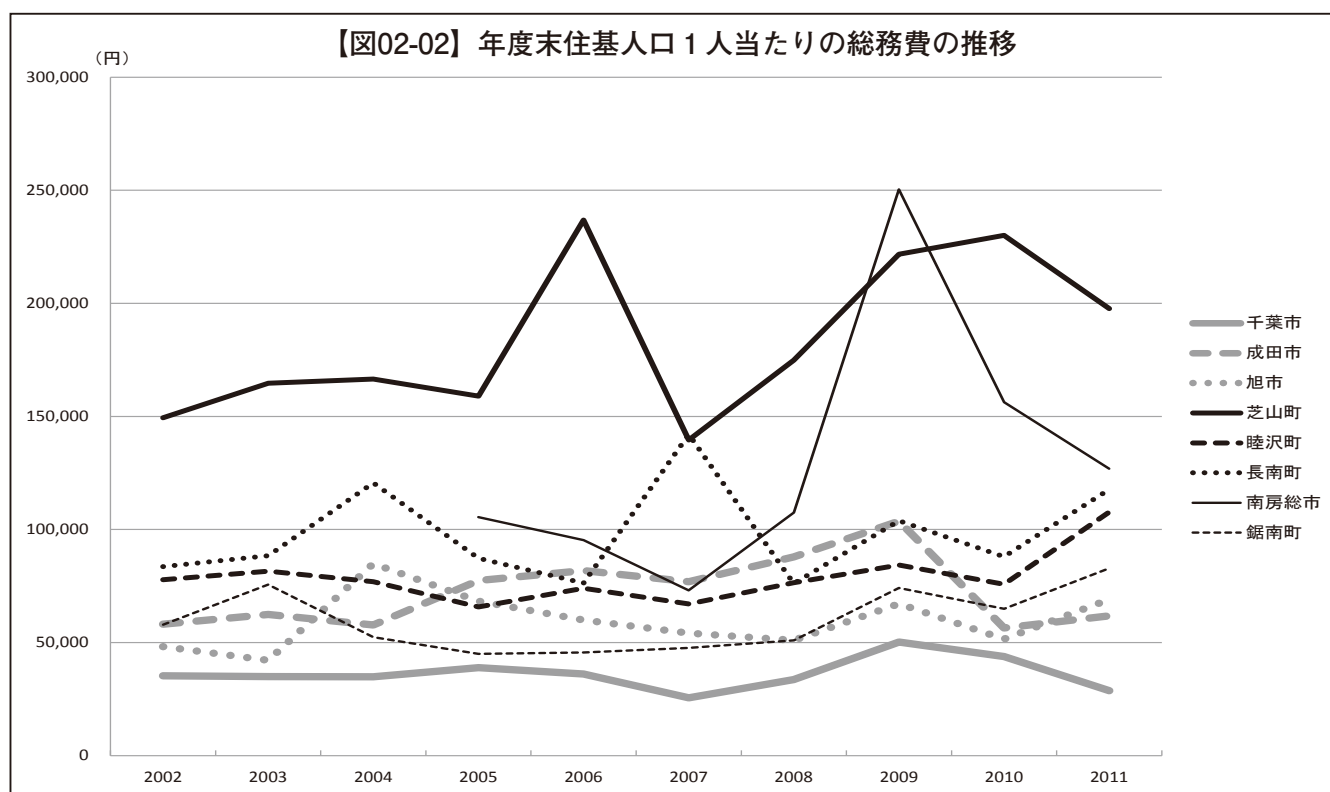
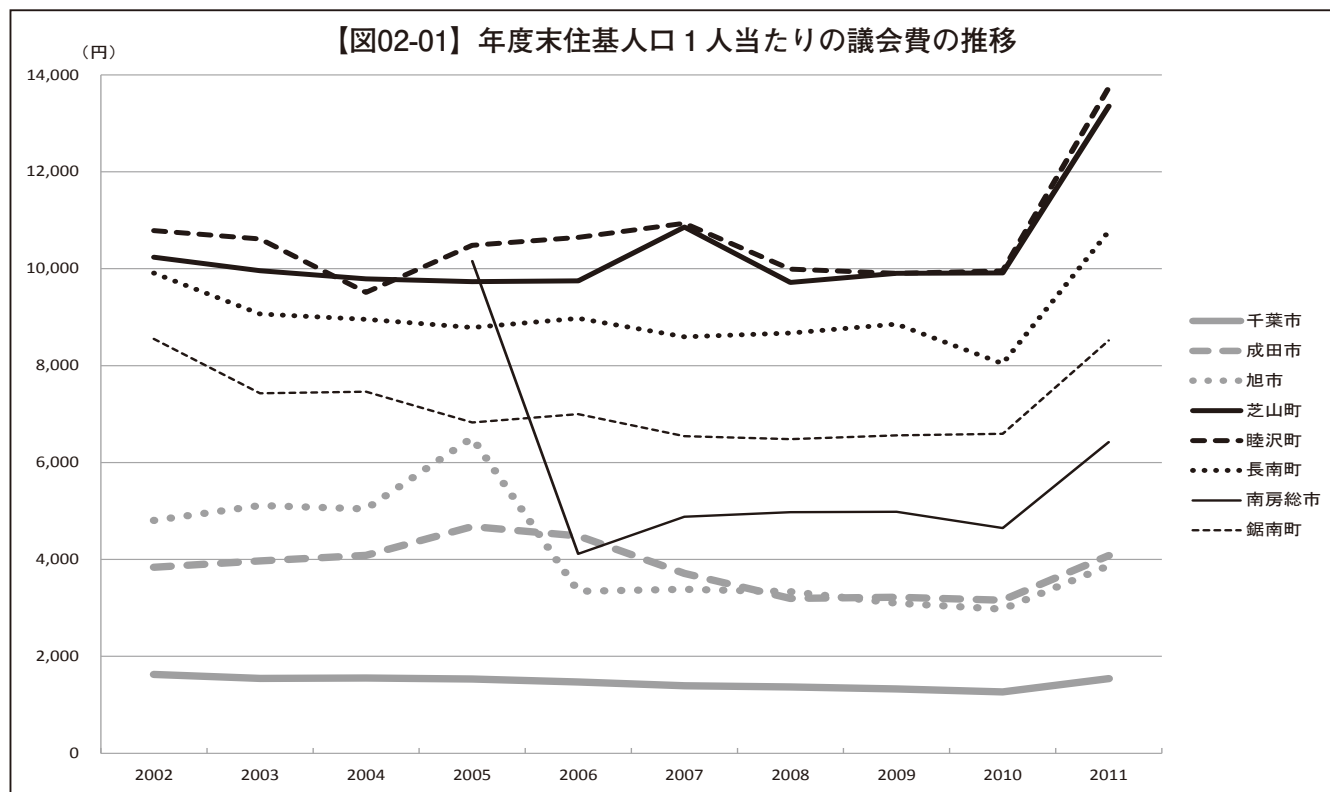


それぞれにおいて突出した値を示した自治体がいくつかありました。それがたまたま2011（H23）年度だけに見られる特徴なのかどうか、次に推移をグラフで示します。ここで取りあげる自治体は、千葉市、成田市、旭市、芝山町、睦沢町、長南町、南房総市、鋸南町の8自治体です。

【図02-01】の議会費では、合併直後に南房総市

と旭市が大幅な減額となっている他は、概ね同じような傾向が看取されます。

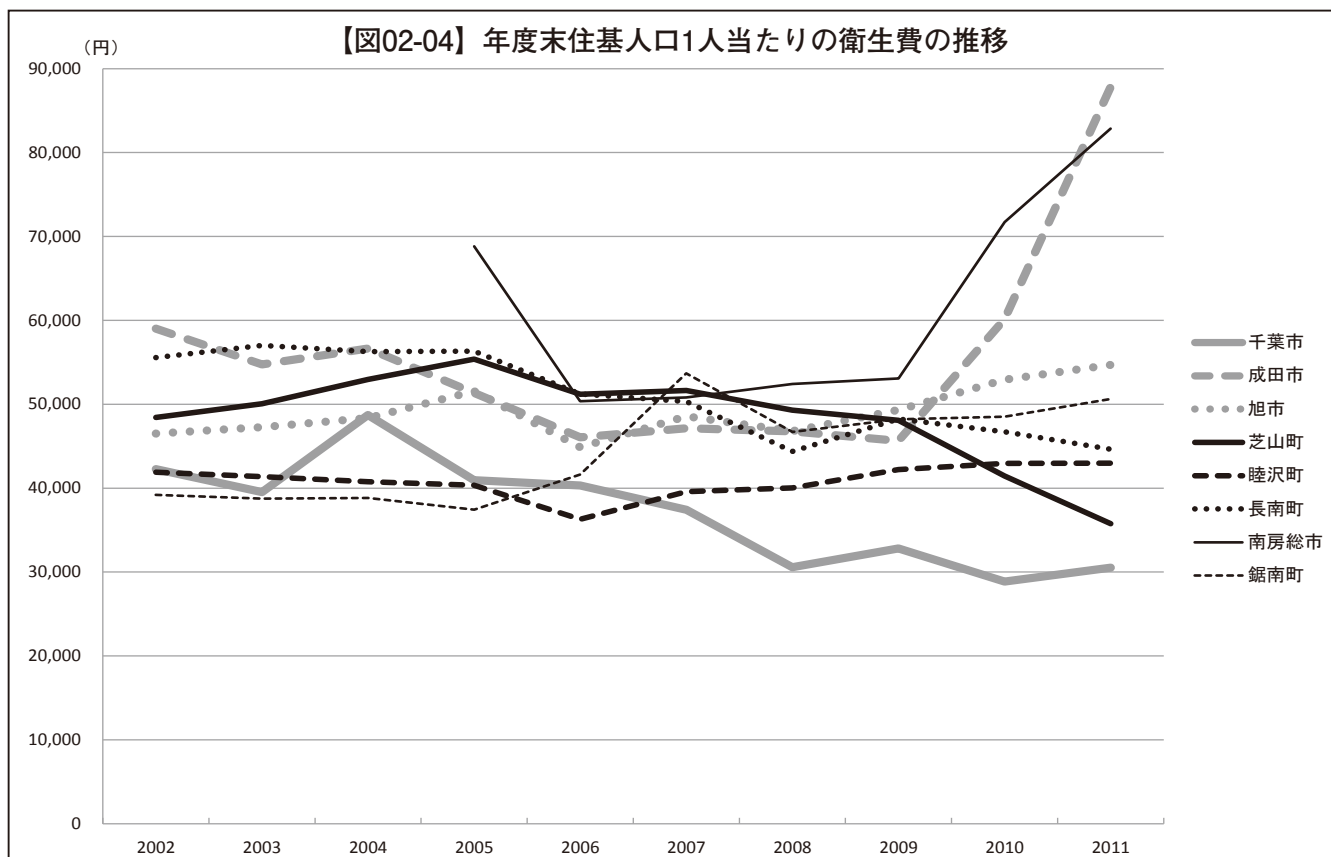
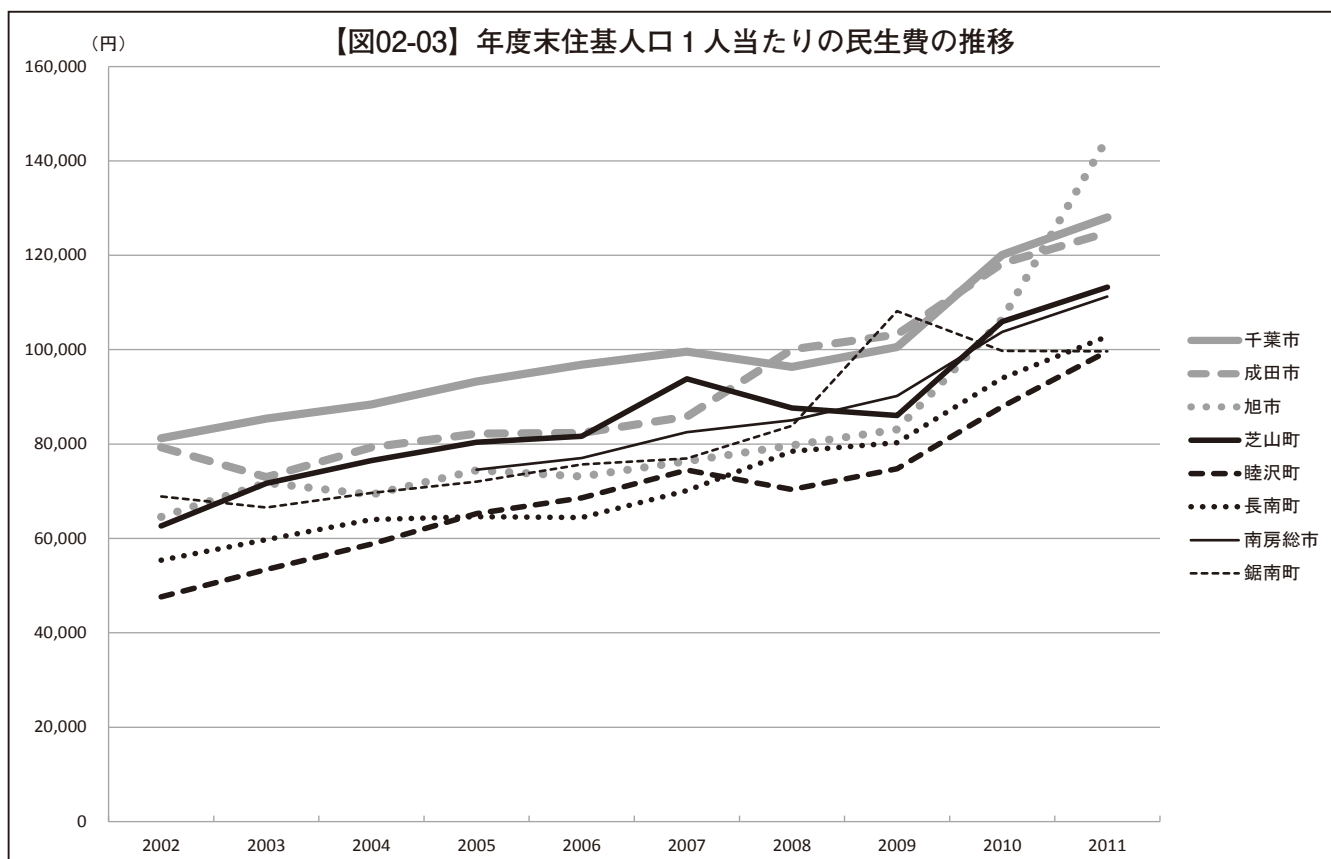
総務費は、調整に充てられる場合も多いので一般的な傾向は掴みにくいのですが、【図02-02】からは、いくつかの尖りを見ることができます。これは基金の積み増しなどが考えられますが、細かく分け入らないと説明ができません。



【図02-03】の民生費は、各自治体とも同じような傾向にあるようです。

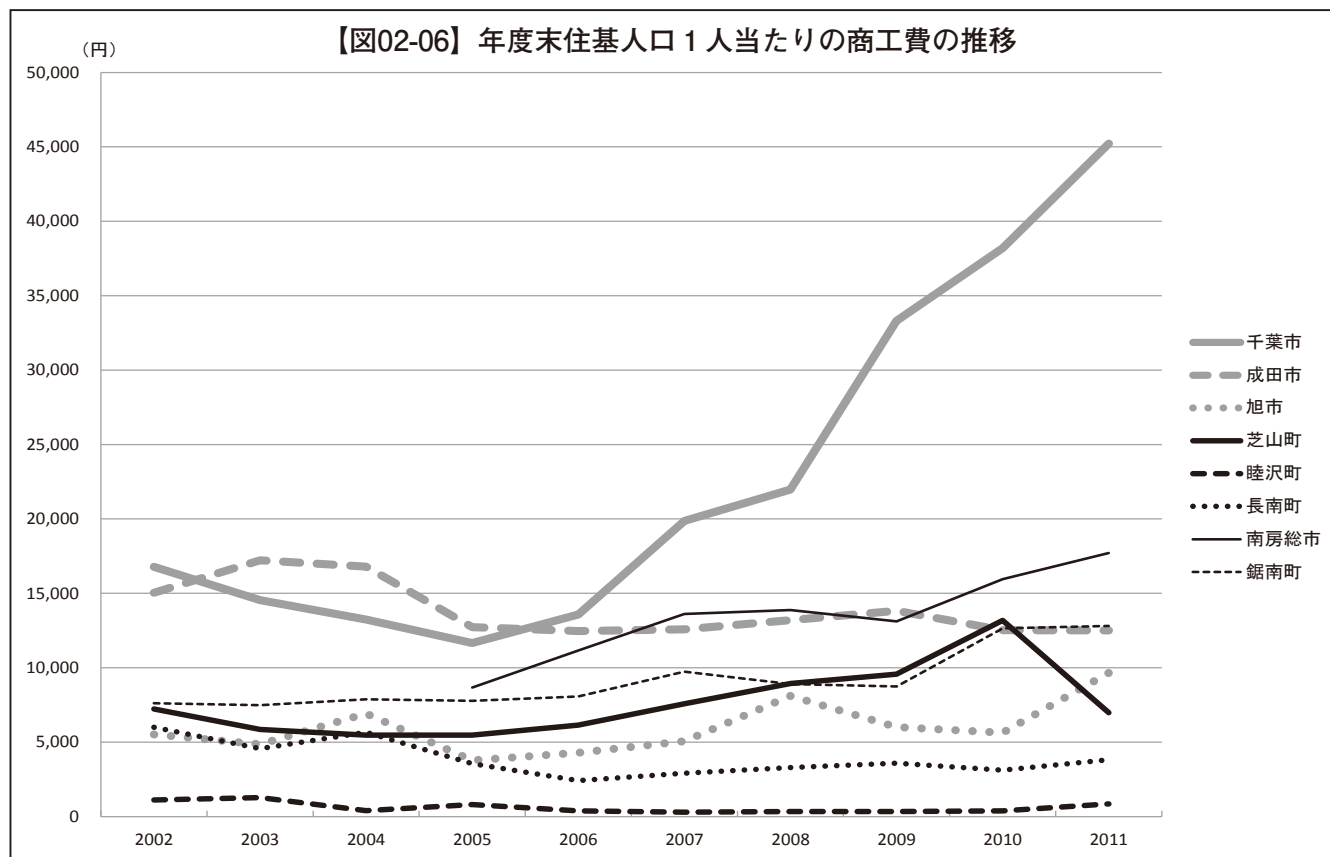
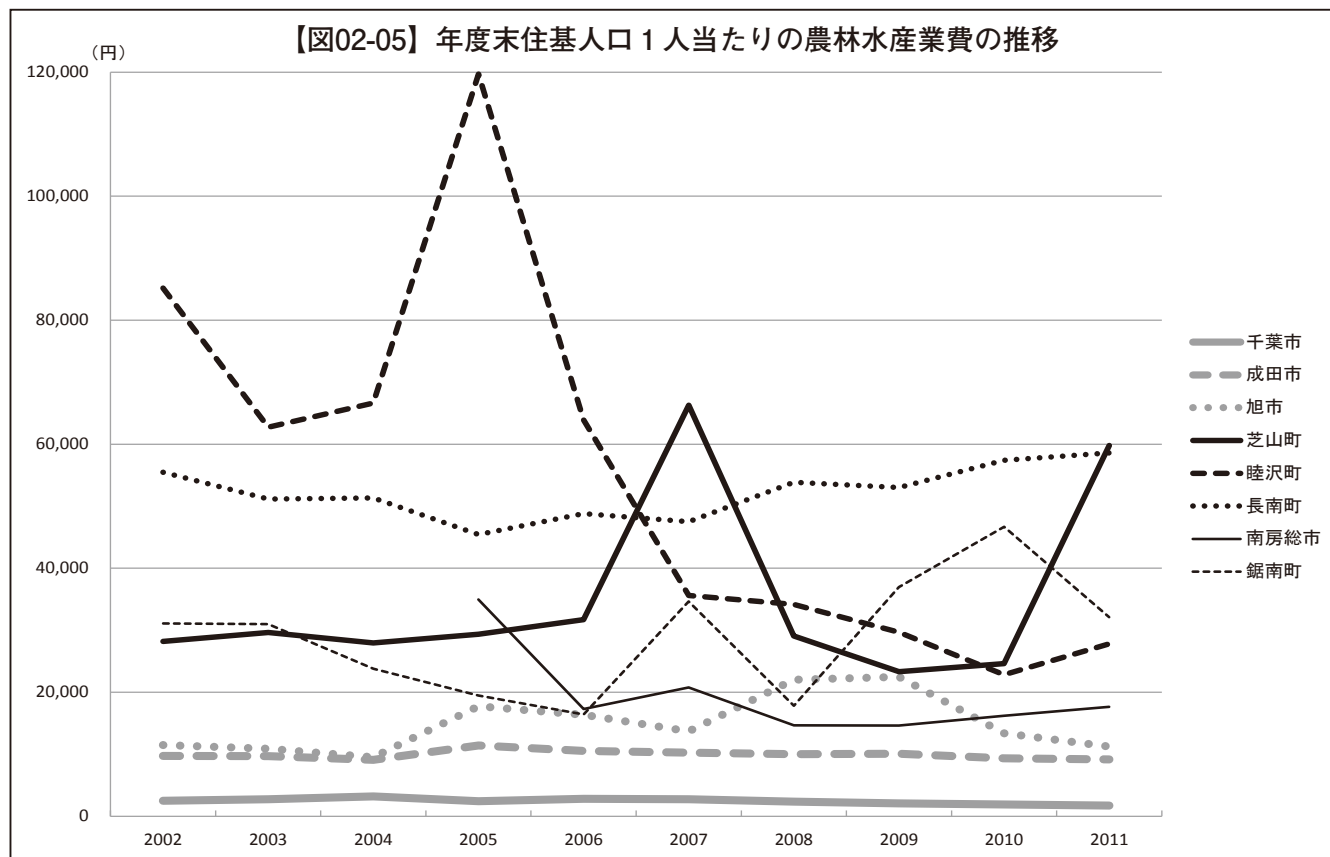
【図02-04】の衛生費はグラフを読み取りにくいのですが、微減傾向の千葉市、芝山町および長南

町、急上昇の成田市と南房総市、横ばいか微増の旭市、睦沢町および鋸南町の3つに分かれるようです。



【図02-05】の農林水産費は、さらにグラフが読み取りにくいようですが、芝山町、睦沢町および鋸南町にはかなり凸凹が見えます。年によって政策が激しく変化しているようです。

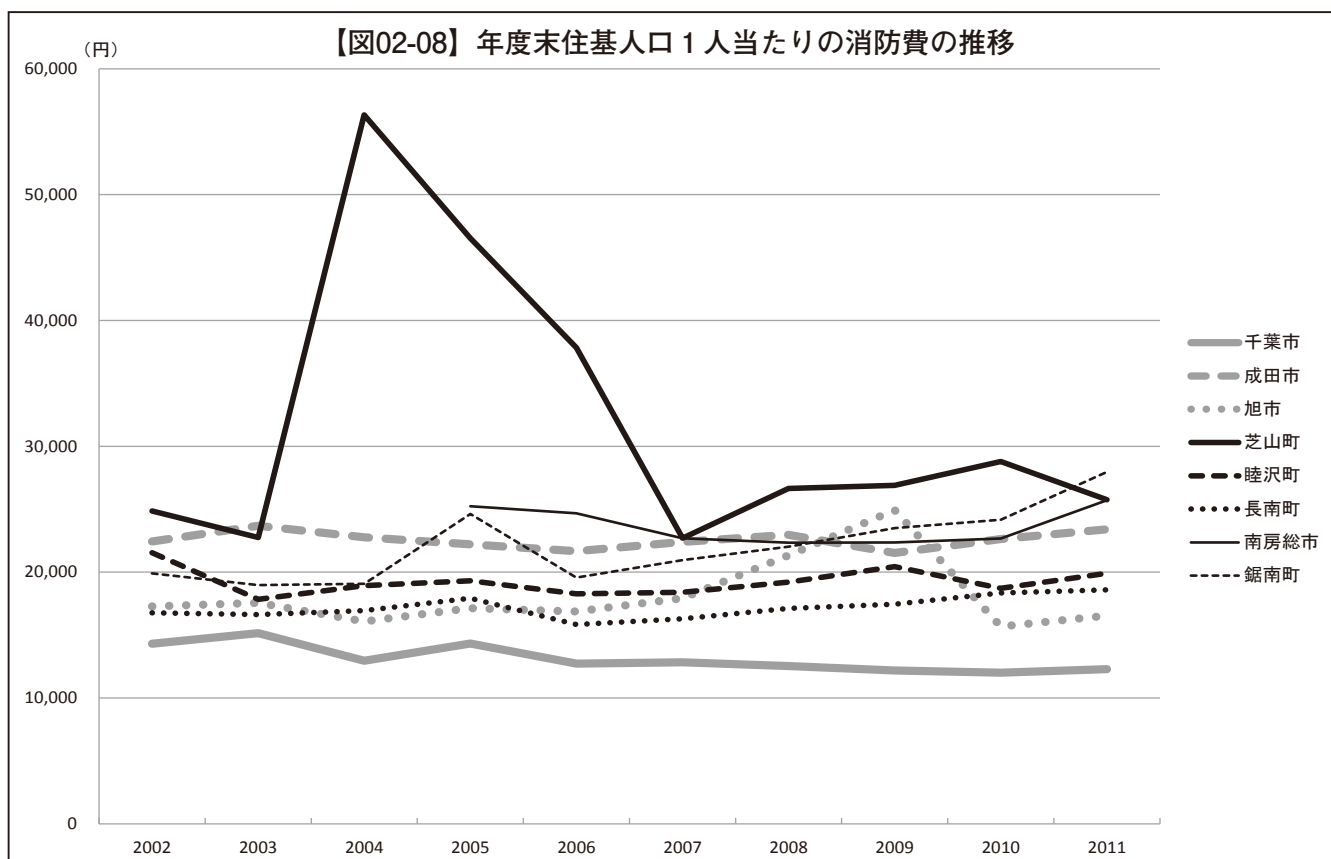
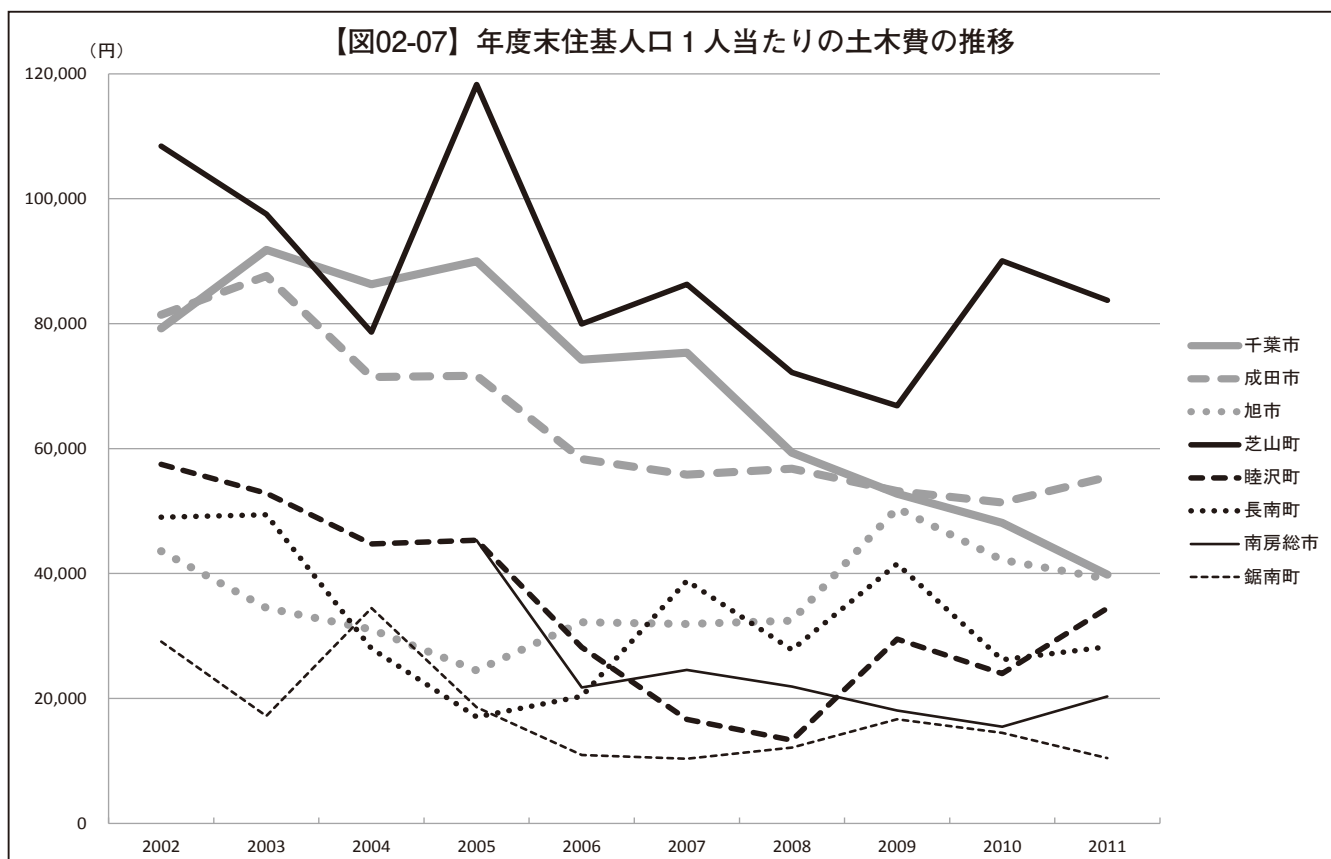
【図02-06】の商工費では、うなぎ登りとも言えるような千葉市ばかりが目を引きます。南房総市も上昇傾向にあります。千葉市とは比べるべくもありません。



【図02-07】の土木費では、全般的に減少傾向にあるものの、ここの推移はジグザグしています。そうした中でも千葉市の減少傾向は大きく、商工費とは対照的です。その傾向は南房総市にもやや

見られます。

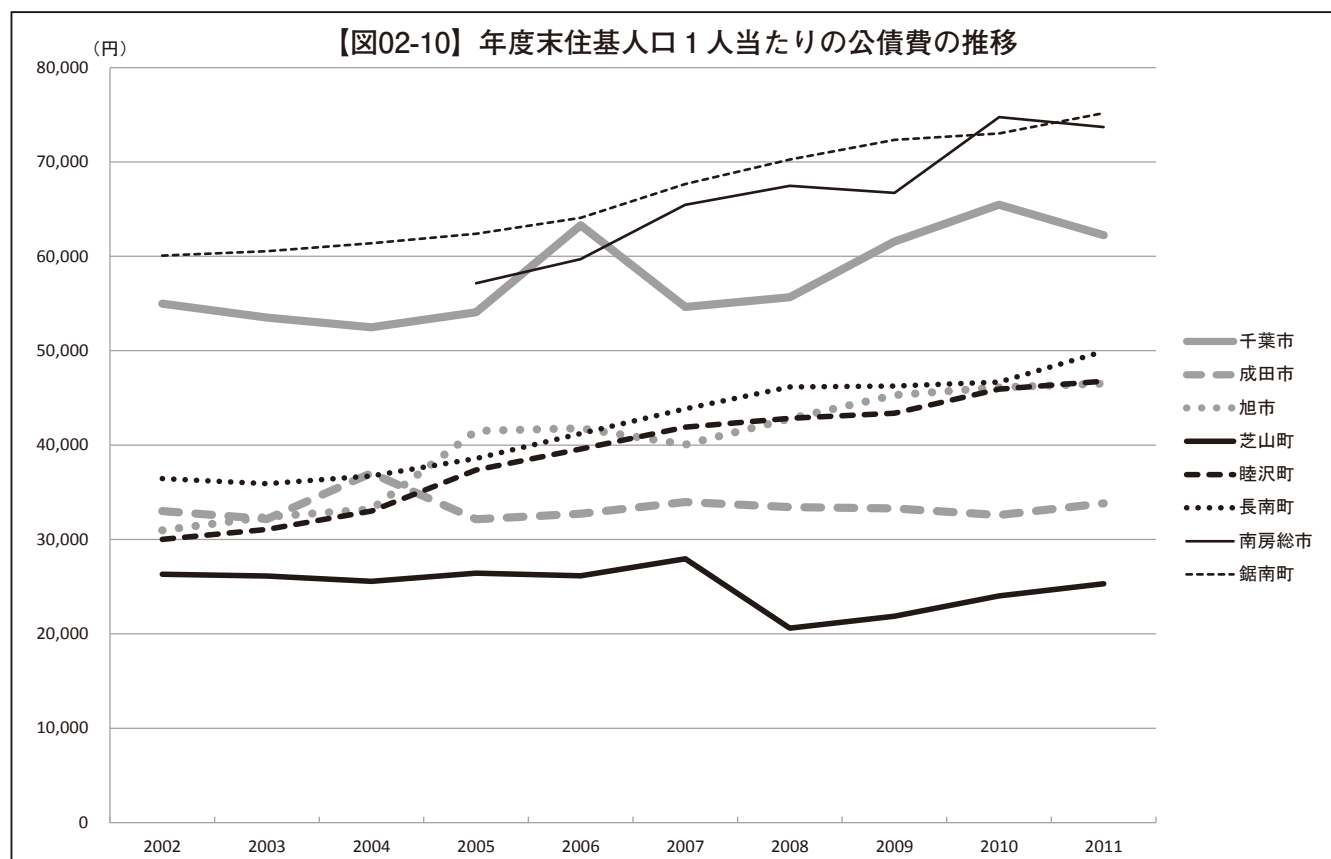
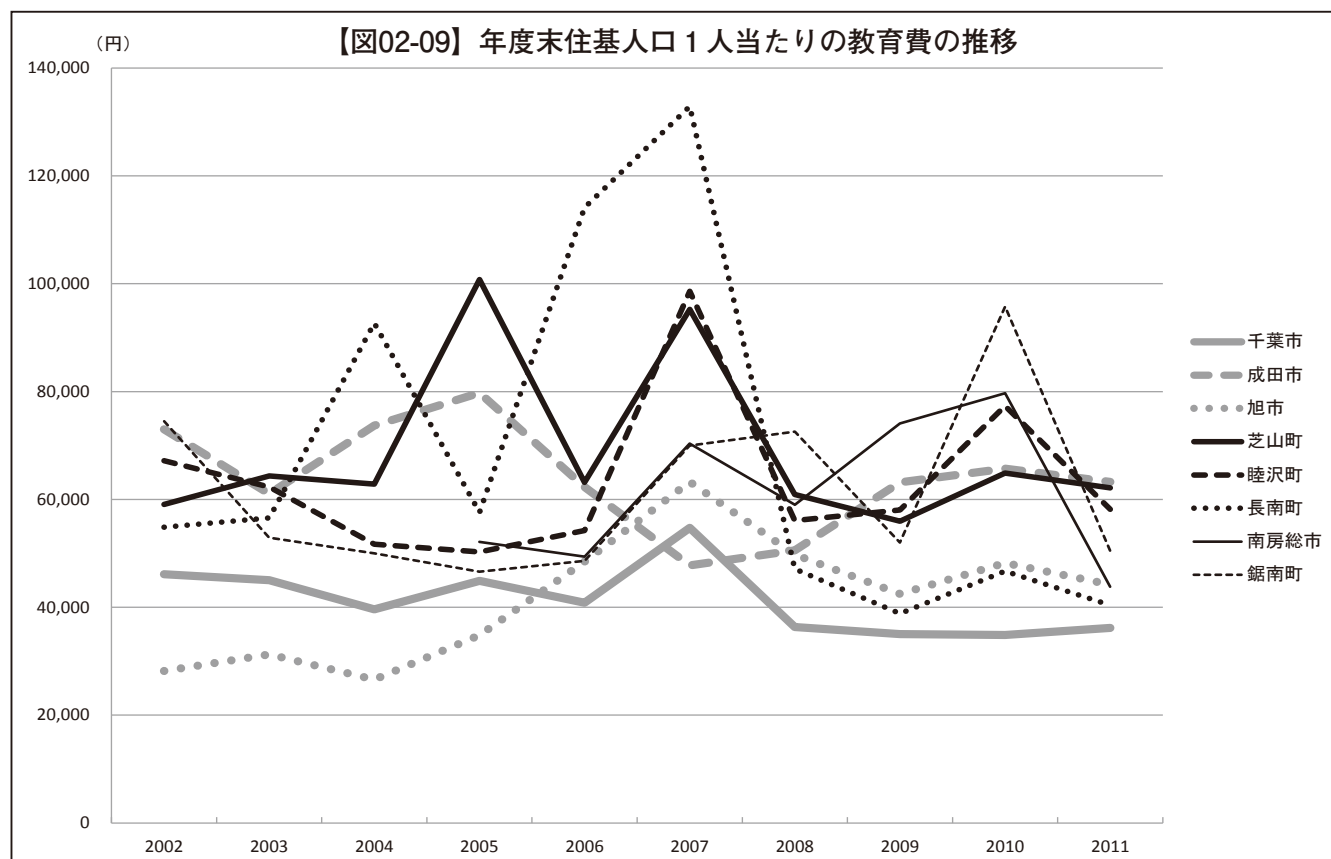
【図02-08】の消防費は、芝山町が特異な推移をしています。何か特別な事情がありそうです。



【図02-09】の教育費は、2007（平成19）年度と2010（平成22）年度をピークとする自治体が多いほかは、凸凹が激しく、それ以外の特徴や傾向を

見出すことは困難なようです。

【図02-10】の公債費については、概ね各自治体とも漸増傾向にあるようです。



●自治体の規模による目的別歳出の比較

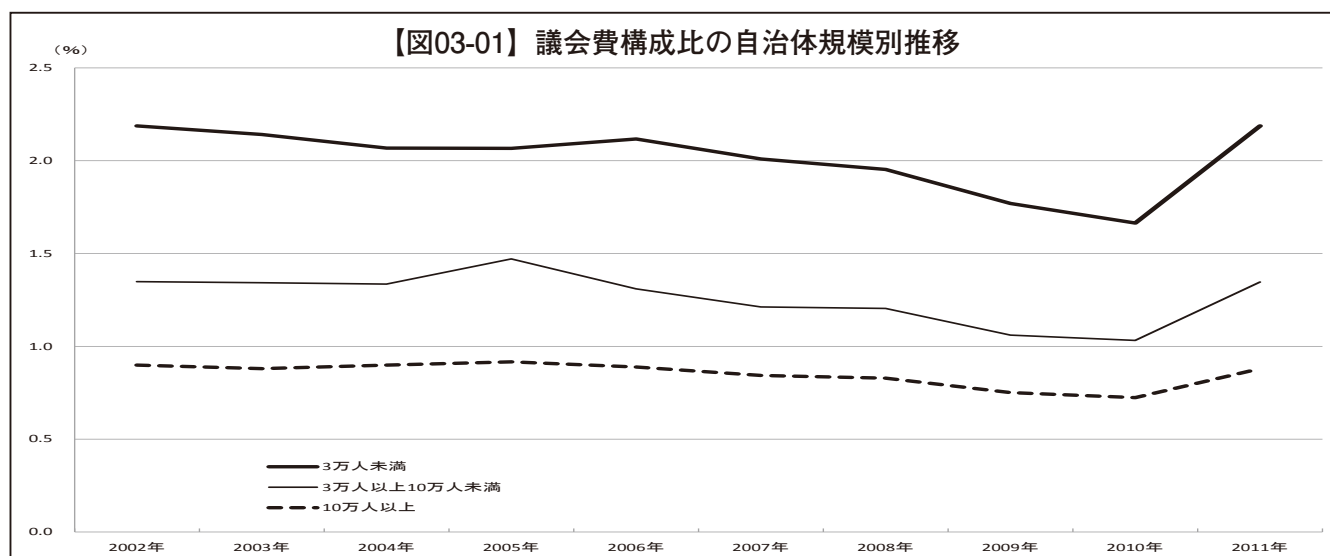
本連載の前号では、人口規模により自治体を7つに区分し、とくに民生費と土木費についてそれぞれの構成比の推移について検討を加えました。そして「人口3万人未満と10万人以上の層を境にほぼ3分割される傾向」を見ることができました。そこで、改めてその3区分と地区ごとの比較と併せて行えるように数字をまとめてみました。

この【表01】を見ると、東葛地区と千葉地区の自治体はいずれも人口10万人以上、反面香取地区、長生地区および夷隅地区はそれぞれ1つの例外を除いて人口3万人未満であることがわかりま

す。すなわち、地区別の比較と人口規模別の比較は、かなり重なる側面があるということになります。実際、それぞれについて推移をグラフにまとめてみましたが、作図に手間を要した割には読み取りにくく、また非常に紙幅が嵩みますので、人口規模別のグラフに代表させ、地区別については表に示すことに止めます。個々の図表にコメントを付すことも省略しますが、概ね同じような推移傾向を示しつつも、規模により構成比に差があることを看取することができます。なお、その差は大小がありますので、グラフの読図には目盛り幅に留意することが必要です。

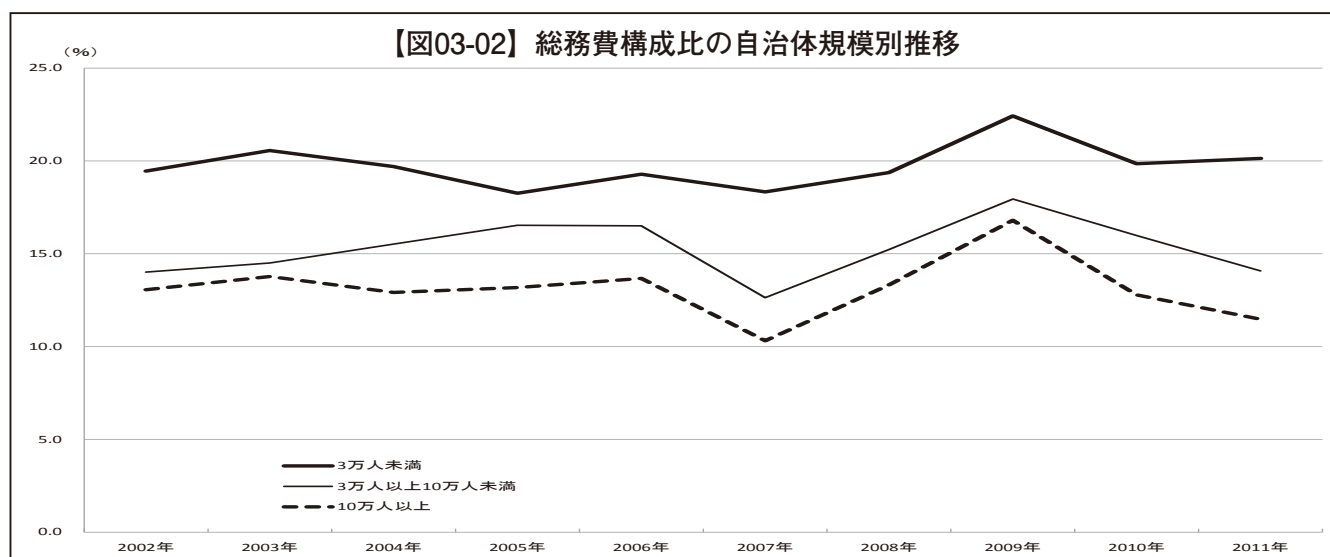
【表01】 2010（平成22）年国勢調査人口に基づく自治体規模の3区分

	3万人未満（18自治体） 国勢調査人口		3万人以上10万人未満（20自治体） 国勢調査人口		10万人以上（16自治体） 国勢調査人口	
東葛地区 （9自治体）					鎌ヶ谷市 107,853 我孫子市 134,017 野田市 155,491 流山市 163,984 浦安市 164,877 柏市 404,012 市川市 473,919 松戸市 484,457 船橋市 609,040	
千葉地区 （4自治体）					習志野市 164,530 八千代市 189,781 市原市 280,416 千葉市 961,749	
君津地区 （4自治体）			富津市 48,073 袖ヶ浦市 60,355 君津市 89,168		木更津市 129,312	
印旛地区 （9自治体）	酒々井町 21,167 栄町 22,483		富里市 51,087 白井市 60,345 八街市 73,212 四街道市 86,726 印西市 88,176		成田市 128,933 佐倉市 172,183	
香取地区 （4自治体）	神崎町 6,522 東庄町 15,174 多古町 15,776		香取市 82,866			
海匝地区 （3自治体）			匝瑳市 39,814 旭市 69,058 銚子市 70,210			
山武地区 （6自治体）	芝山町 7,808 九十九里町 18,002 横芝光町 25,452		大網白里町 50,726 山武市 56,089 東金市 61,751			
長生地区 （7自治体）	睦沢町 7,433 長柄町 7,812 長南町 9,191 白子町 12,380 一宮町 12,459 長生村 14,900		茂原市 93,015			
夷隅地区 （4自治体）	御宿町 8,011 大多喜町 10,438 勝浦市 20,788		いすみ市 40,962			
安房地区 （4自治体）	鋸南町 8,979		鴨川市 35,766 南房総市 42,104 館山市 49,290			



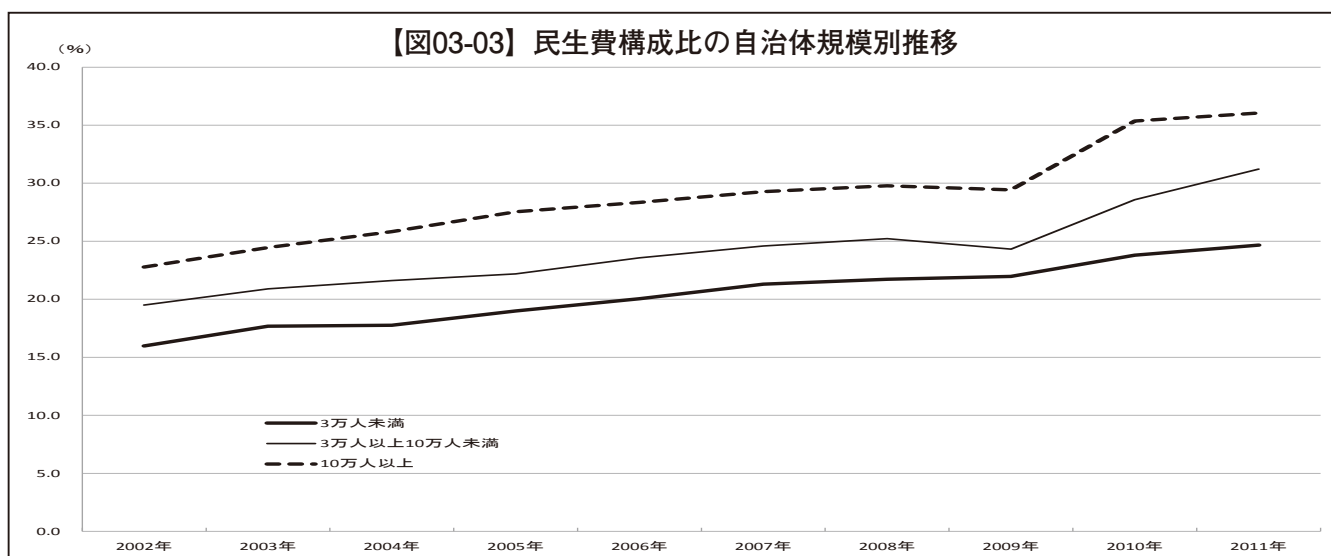
【表02-01】議会費構成比の自治体規模別／地区別推移 (%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	1.8	1.7	2.2
3～10万人	1.3	1.3	1.3	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.3
10万人以上	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9
東葛地区	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9
千葉地区	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
君津地区	1.3	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.5
印旛地区	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2	1.1	1.4
香取地区	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	1.8	1.7	1.5	1.4	1.7
海浜地区	1.9	1.9	1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	1.0	1.0	1.2
山武地区	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.5
長生地区	2.2	2.2	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	1.9	1.8	2.4
夷隅地区	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.6	1.5	2.0
安房地区	2.2	2.1	2.1	1.9	1.4	1.3	1.3	1.1	1.0	1.5



【表02-02】総務費構成比の自治体規模別／地区別推移 (%)

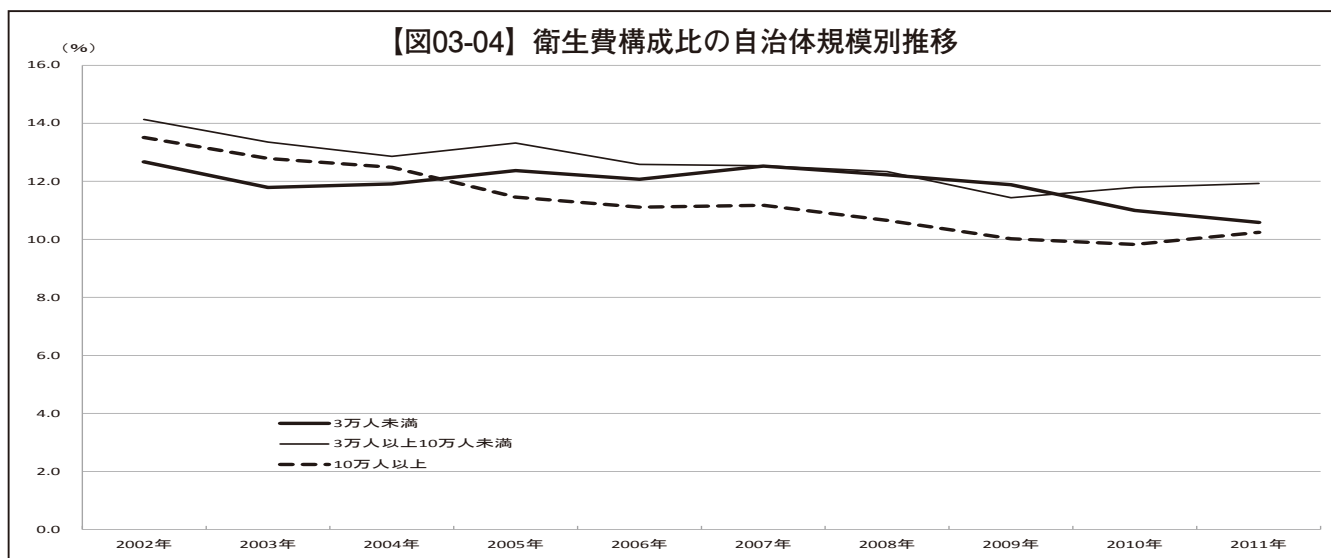
	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	19.5	20.6	19.7	18.3	19.3	18.3	19.4	22.4	19.8	20.1
3～10万人	14.0	14.5	15.5	16.5	16.5	12.6	15.2	17.9	16.0	14.1
10万人以上	13.1	13.8	12.9	13.2	13.7	10.3	13.3	16.8	12.8	11.5
東葛地区	13.3	13.2	12.4	12.6	13.4	9.5	13.0	16.6	13.0	11.8
千葉地区	11.7	11.6	11.3	12.1	11.8	8.9	11.4	15.4	11.0	9.5
君津地区	15.1	18.5	18.3	17.6	15.9	11.4	15.0	14.3	15.0	12.8
印旛地区	16.3	16.1	16.8	16.9	18.0	17.1	18.9	20.2	16.0	14.4
香取地区	21.1	19.4	19.8	19.6	20.0	18.2	20.1	20.0	17.6	15.6
海浜地区	15.2	18.9	19.5	17.2	15.2	11.6	13.8	14.6	14.6	13.5
山武地区	18.7	20.2	18.4	18.3	20.4	15.7	17.6	23.2	19.4	17.2
長生地区	16.7	17.8	17.5	16.4	16.8	17.5	17.8	20.6	17.6	19.8
夷隅地区	17.8	19.2	18.1	18.1	18.8	15.5	17.1	19.8	22.5	21.1
安房地区	16.1	19.1	18.5	16.6	15.9	12.9	16.7	23.3	18.0	18.2



【表02-03】 民生費構成比の自治体規模別／地区別推移

(%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	16.0	17.7	17.8	19.0	20.0	21.3	21.7	22.0	23.8	24.7
3～10万人	19.5	20.9	21.6	22.2	23.6	24.6	25.2	24.3	28.6	31.2
10万人以上	22.8	24.5	25.8	27.5	28.3	29.3	29.8	29.4	35.4	36.1
東葛地区	22.1	26.1	27.1	29.0	29.9	30.5	31.0	31.1	37.0	37.7
千葉地区	22.3	24.5	26.2	27.0	27.4	28.6	28.7	28.3	34.4	34.7
君津地区	18.5	19.0	21.1	22.4	24.1	24.9	25.5	25.6	31.4	33.6
印旛地区	16.2	18.9	18.6	20.8	20.9	22.0	23.1	23.8	29.0	30.8
香取地区	17.1	17.8	19.3	20.0	20.9	22.1	22.1	22.3	24.7	26.3
海浜地区	19.8	20.0	19.7	21.4	24.0	23.9	25.0	24.1	27.4	31.4
山武地区	16.0	18.3	18.8	18.7	20.4	22.0	21.7	21.1	24.9	26.8
長生地区	17.0	18.7	18.4	20.1	21.1	21.9	23.1	23.4	25.7	25.8
夷隅地区	18.6	21.2	20.8	20.6	23.6	25.2	25.3	25.3	25.7	26.8
安房地区	16.7	17.2	17.4	22.4	23.6	24.2	23.9	22.5	23.8	26.8

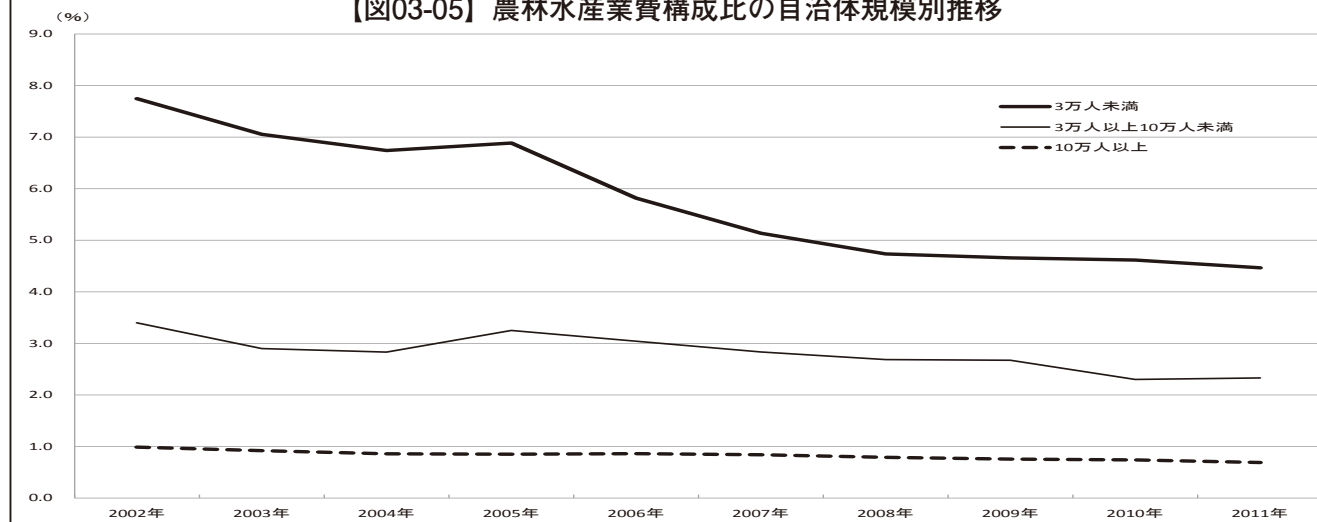


【表02-04】 衛生費構成比の自治体規模別／地区別推移

(%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	12.7	11.8	11.9	12.4	12.1	12.5	12.2	11.9	11.0	10.6
3～10万人	14.1	13.4	12.9	13.3	12.6	12.5	12.3	11.4	11.8	11.9
10万人以上	13.5	12.8	12.5	11.5	11.1	11.2	10.7	10.0	9.8	10.2
東葛地区	14.3	14.0	12.6	11.2	11.1	11.1	10.9	10.2	9.8	10.0
千葉地区	13.1	10.1	11.9	11.2	10.3	11.0	10.1	9.6	8.8	8.7
君津地区	13.7	13.9	14.8	15.1	13.6	12.9	11.8	11.2	11.4	11.9
印旛地区	12.0	11.7	11.7	12.5	11.9	11.5	10.9	10.2	10.4	11.8
香取地区	10.8	11.1	12.7	13.1	13.0	12.8	12.7	12.9	12.2	10.3
海浜地区	14.5	14.7	14.0	14.6	13.2	13.5	14.0	12.3	12.2	12.7
山武地区	13.5	13.7	13.9	12.5	12.5	13.6	12.6	12.8	12.8	11.1
長生地区	12.5	12.6	11.9	12.6	12.0	12.2	12.4	11.6	11.2	10.7
夷隅地区	16.9	14.3	14.3	13.1	13.0	13.0	13.2	12.5	11.4	11.5
安房地区	13.3	11.4	12.2	11.6	11.3	11.6	11.1	9.8	10.6	11.8

【図03-05】農林水産業費構成比の自治体規模別推移

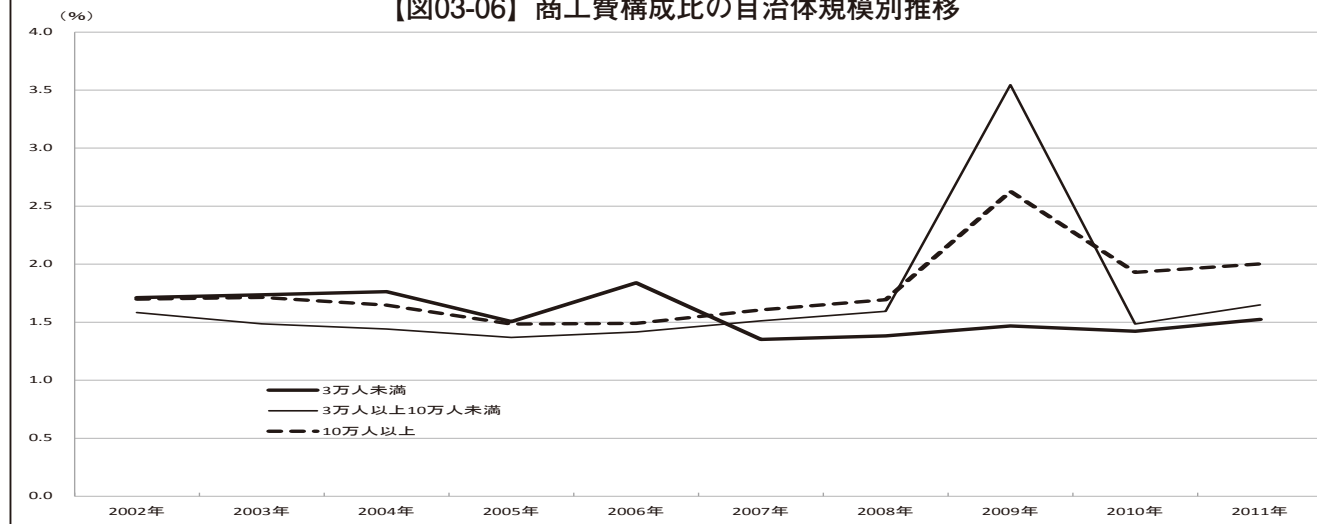


【表02-05】農林水産業費構成比の自治体規模別／地区別推移

(%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	7.7	7.1	6.7	6.9	5.8	5.1	4.7	4.7	4.6	4.5
3～10万人	3.4	2.9	2.8	3.3	3.0	2.8	2.7	2.7	2.3	2.3
10万人以上	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
東葛地区	1.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
千葉地区	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6
君津地区	3.2	2.5	2.5	2.4	2.9	2.3	2.1	2.1	1.8	1.8
印旛地区	3.0	2.8	2.9	2.0	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3	1.3
香取地区	7.9	7.1	5.7	5.5	4.9	4.7	4.4	4.4	4.0	4.0
海匝地区	8.0	6.8	5.8	4.2	4.0	3.5	4.0	3.9	2.8	2.4
山武地区	4.9	4.4	5.9	4.4	4.4	5.1	4.2	4.3	3.9	4.7
長生地区	10.6	9.6	9.7	10.4	8.3	5.3	5.7	5.2	4.9	4.9
夷隅地区	5.2	4.8	4.2	3.9	3.4	3.6	3.5	3.3	3.6	2.7
安房地区	9.1	7.6	5.6	4.8	3.7	4.8	3.4	3.9	4.6	3.9

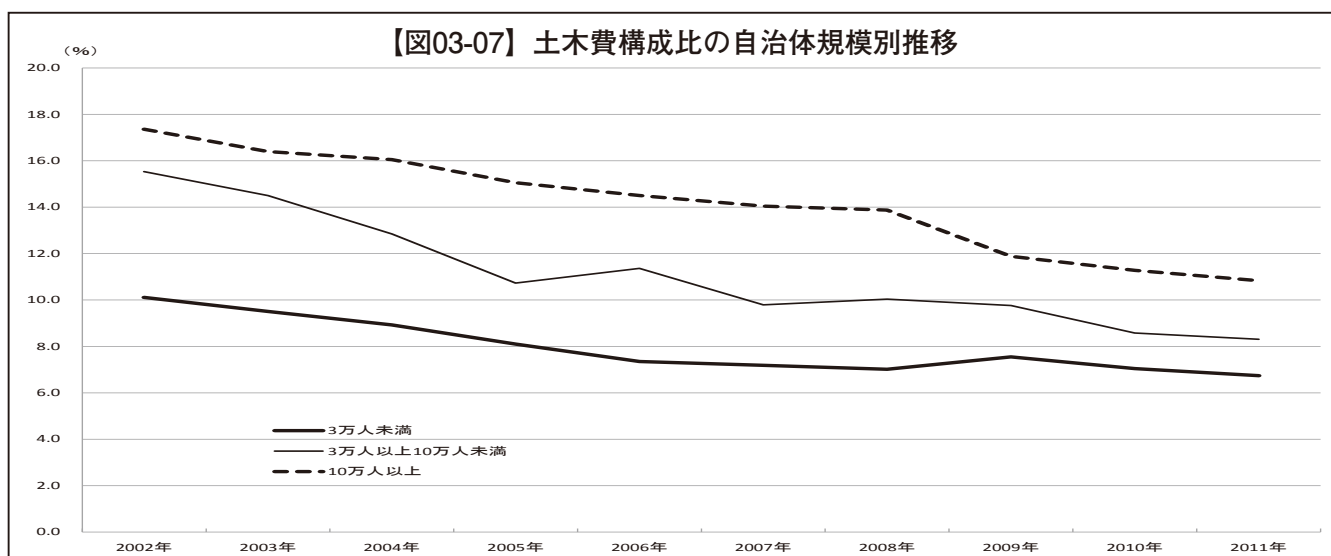
【図03-06】商工費構成比の自治体規模別推移



【表02-06】商工費構成比の自治体規模別／地区別推移

(%)

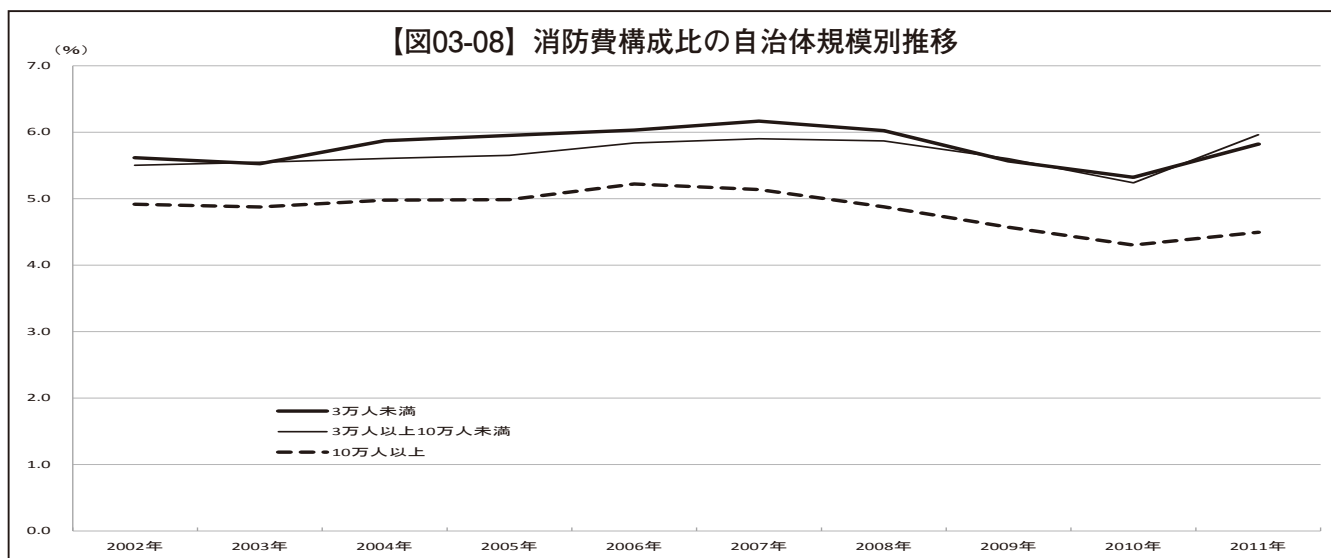
	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	1.7	1.7	1.8	1.5	1.8	1.4	1.4	1.5	1.4	1.5
3～10万人	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	3.5	1.5	1.6
10万人以上	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	2.6	1.9	2.0
東葛地区	1.3	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.8	1.1	1.1
千葉地区	2.2	2.2	2.1	1.8	2.0	2.5	3.0	3.6	3.9	4.3
君津地区	1.3	1.0	1.1	1.2	1.1	1.1	1.3	6.4	1.5	1.6
印旛地区	0.9	0.9	0.9	0.9	1.6	1.0	1.1	1.8	1.2	1.1
香取地区	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0
海匝地区	1.6	1.5	1.3	1.6	1.8	1.7	1.9	4.8	1.3	1.6
山武地区	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2
長生地区	2.3	2.3	2.2	1.7	1.5	1.5	1.4	2.1	1.5	1.5
夷隅地区	2.0	2.2	2.0	2.1	2.0	1.9	1.9	2.3	2.1	2.4
安房地区	2.1	2.1	1.7	2.0	2.3	2.4	2.4	3.7	2.3	3.2



【表02-07】土木費構成比の自治体規模別／地区別推移

(%)

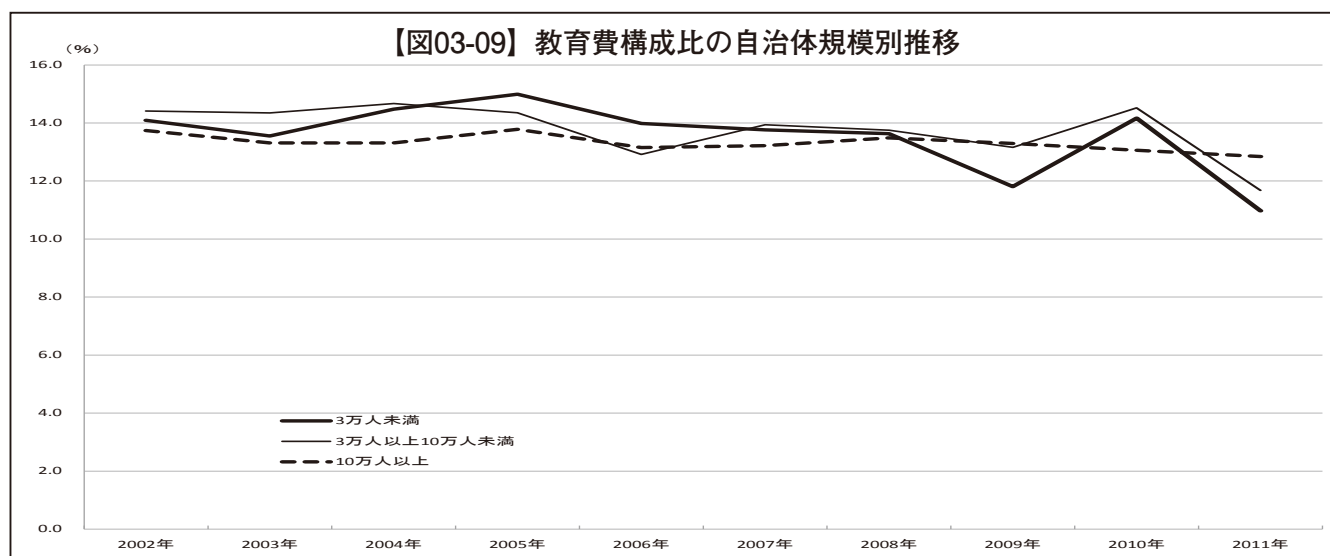
	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	10.1	9.5	8.9	8.1	7.3	7.2	7.0	7.5	7.0	6.7
3～10万人	15.5	14.5	12.8	10.7	11.4	9.8	10.0	9.8	8.6	8.3
10万人以上	17.4	16.4	16.0	15.0	14.5	14.0	13.9	11.9	11.3	10.8
東葛地区	17.8	15.6	15.9	15.0	14.7	14.6	14.3	12.1	11.5	11.2
千葉地区	18.7	18.9	17.4	16.8	15.7	14.8	15.1	12.9	12.2	11.1
君津地区	18.2	15.1	14.8	14.2	14.5	12.7	12.8	12.2	10.7	10.2
印旛地区	13.9	13.7	13.5	10.7	10.6	9.7	9.7	9.9	8.8	8.5
香取地区	10.1	9.5	9.4	8.4	7.7	7.9	8.3	9.0	8.2	8.4
海浜地区	10.4	8.0	7.0	7.2	8.9	8.2	7.9	9.8	7.8	7.0
山武地区	11.6	11.4	10.0	11.4	9.7	9.6	9.1	8.4	8.5	8.8
長生地区	12.1	11.2	9.3	9.0	9.3	8.4	8.7	8.6	8.4	7.5
夷隅地区	7.5	7.2	8.0	5.8	6.1	5.5	5.3	5.8	4.6	5.1
安房地区	8.6	7.0	7.8	8.0	8.6	5.4	5.9	5.8	5.0	4.6



【表02-08】消防費構成比の自治体規模別／地区別推移

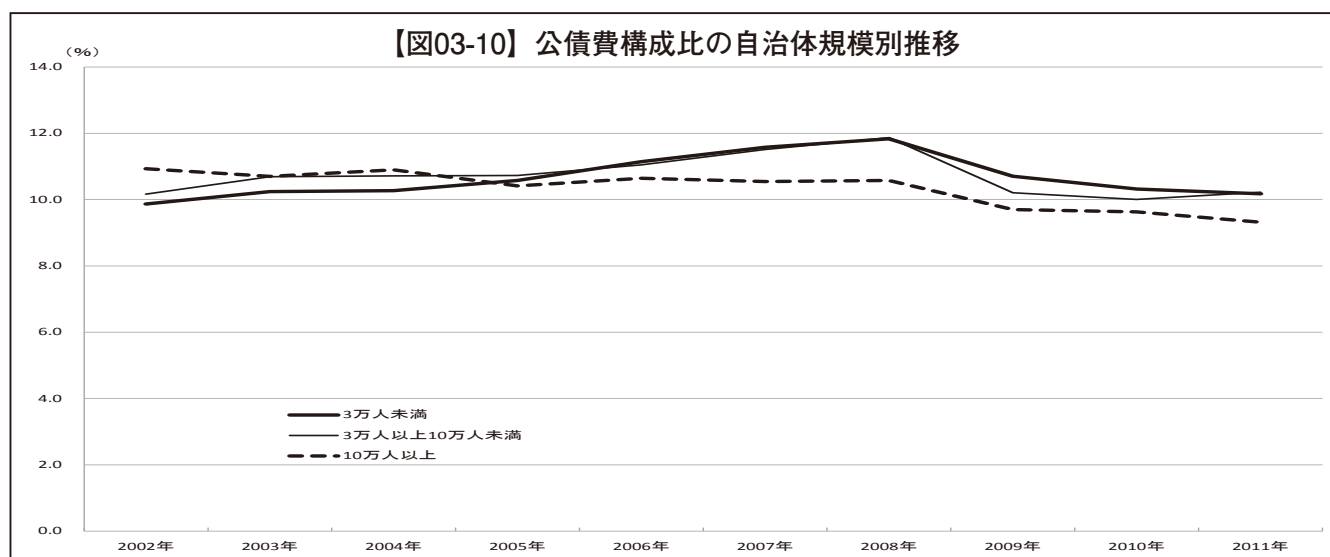
(%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	5.6	5.5	5.9	6.0	6.0	6.2	6.0	5.6	5.3	5.8
3～10万人	5.5	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.9	5.6	5.2	6.0
10万人以上	4.9	4.9	5.0	5.0	5.2	5.1	4.9	4.6	4.3	4.5
東葛地区	4.9	4.7	4.8	4.8	4.8	5.0	4.8	4.6	4.2	4.4
千葉地区	4.8	4.7	4.7	4.8	5.4	5.0	4.5	4.1	3.9	4.0
君津地区	5.8	5.4	6.1	5.8	6.3	6.2	6.0	5.6	5.5	5.9
印旛地区	5.9	6.0	6.4	6.6	6.4	6.5	6.5	6.2	5.9	6.5
香取地区	6.3	6.1	6.4	6.3	6.8	7.3	6.4	5.7	5.5	6.2
海浜地区	5.7	6.0	5.2	4.8	4.9	5.0	5.2	5.6	4.6	4.8
山武地区	5.2	4.9	5.2	5.3	5.4	5.1	5.0	4.9	4.8	5.5
長生地区	4.7	4.7	4.6	5.1	4.9	4.9	5.3	4.8	4.8	5.2
夷隅地区	6.5	6.5	6.2	5.9	7.1	7.5	7.0	7.2	5.9	6.8
安房地区	5.4	6.2	5.4	5.9	5.7	5.6	5.5	4.8	4.8	5.8



【表02-09】 教育費構成比の自治体規模別／地区別推移 (%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	14.1	13.6	14.5	15.0	14.0	13.8	13.6	11.8	14.2	11.0
3～10万人	14.4	14.3	14.7	14.4	12.9	13.9	13.8	13.2	14.5	11.7
10万人以上	13.7	13.3	13.3	13.8	13.2	13.2	13.5	13.3	13.1	12.8
東葛地区	13.2	12.9	13.4	13.9	12.9	13.0	13.0	12.8	12.9	12.4
千葉地区	13.1	14.1	12.6	13.1	13.7	14.0	13.8	13.1	12.2	14.0
君津地区	13.9	15.4	11.8	12.3	12.4	15.5	16.3	13.7	13.7	12.7
印旛地区	18.7	16.3	15.0	15.4	15.1	13.9	14.7	14.1	15.3	12.2
香取地区	13.4	15.7	12.6	13.1	12.0	11.6	12.1	12.8	15.0	10.2
海匝地区	11.8	11.2	14.8	16.6	14.2	16.1	13.5	12.0	16.7	11.5
山武地区	16.9	14.1	15.4	17.1	14.5	14.9	15.5	13.0	13.5	12.3
長生地区	12.5	11.9	15.7	13.2	13.4	14.8	12.1	11.9	13.7	12.2
夷隅地区	10.8	11.0	12.6	17.4	12.2	10.4	11.9	10.6	10.9	9.1
安房地区	12.8	13.4	15.5	11.3	11.3	13.5	14.7	12.2	16.5	9.4



【表02-10】 公債費構成比の自治体規模別／地区別推移 (%)

	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
3万人未満	9.9	10.2	10.3	10.6	11.1	11.6	11.8	10.7	10.3	10.2
3～10万人	10.2	10.7	10.7	10.7	11.0	11.5	11.9	10.2	10.0	10.2
10万人以上	10.9	10.7	10.9	10.4	10.6	10.5	10.6	9.7	9.6	9.3
東葛地区	10.7	10.4	10.8	10.2	10.4	10.4	10.3	9.3	9.0	8.7
千葉地区	12.2	12.0	11.8	11.5	12.0	11.3	11.9	11.4	11.7	11.2
君津地区	8.5	7.7	7.5	7.5	7.7	7.9	7.9	7.5	7.6	7.5
印旛地区	11.6	12.0	12.4	12.7	12.2	13.3	12.4	11.0	10.4	10.2
香取地区	9.9	10.3	10.4	10.8	11.3	11.5	11.2	10.1	9.8	9.2
海匝地区	10.7	10.8	10.5	10.6	12.2	12.1	13.3	11.6	11.0	11.0
山武地区	9.8	9.8	9.1	9.1	9.4	9.8	11.2	9.2	9.1	9.2
長生地区	8.7	8.7	8.4	9.3	10.1	10.4	11.4	9.7	9.8	9.5
夷隅地区	11.6	11.1	10.4	10.1	11.5	12.2	12.6	11.3	10.8	11.2
安房地区	13.0	13.2	12.9	14.5	15.2	15.4	14.8	12.7	12.7	14.0

【表03-01】～【表03-10】は、2011（平成23）年度末住基人口1人当たりの目的別歳出を高額順に並べて順位をつけたものです。【図01-01】～【図01-10】を作成するための元となったデータです。

目的別歳出を【表04-01-01】から【表04-10-10】にまとめ、当地方自治研究センターのウェブサイトに掲載しました。【表04-01】議会費、【表04-02】総務費、【表04-03】民生費、【表04-04】衛生費、【表04-05】農林水産業費、【表04-06】商工費、【表04-07】土木費、【表04-08】消防費、【表04-09】教育費、【表04-10】公債費、のそれぞれを東葛地区から安房地区に至る10地区に分けて、歳出決算額（単位：千円）とその歳出総額に占める割合（単位：%）および年度末住基人口1人当たりの歳出決算額（単位：円）を2002（平成14）年度から2011（平成23）年度に至る10年間分まとめたものです。

これらの表に示される数値は、まさに基礎データに他ならず、各自治体の財政分析には不可欠の数値です。しかしながら、いざ集めて取りまとめようとすると非常に手数を要します。皆様の便宜を考慮し、掲載しましたので活用されることを期待します。

千葉県地方自治研究センターホームページ

<http://chiba-jichiken.net/>

「活動報告」の「調査・研究」のページをご覧ください。

（続く）

【表03-01】 年度末住基人口
1人当たりの議会費
2011（H23）年度 高額順
（円）

順位	団体名	議会費
1	睦沢町	13,736
2	芝山町	13,352
3	長柄町	11,341
4	長南町	10,772
5	御宿町	10,735
6	大多喜町	9,070
7	一宮町	8,993
8	神崎町	8,804
9	勝浦市	8,687
10	鋸南町	8,519
11	白子町	8,434
12	長生村	7,723
13	東庄町	7,144
14	多古町	6,964
15	鴨川市	6,848
16	南房総市	6,422
17	酒々井町	6,135
18	富津市	5,997
19	九十九里町	5,964
20	匝瑳市	5,629
21	袖ヶ浦市	5,592
22	栄町	5,555
23	いすみ市	5,052
24	東金市	4,826
25	横芝光町	4,483
26	君津市	4,365
27	銚子市	4,318
28	館山市	4,259
29	富里市	4,258
30	印西市	4,242
31	山武市	4,236
32	成田市	4,080
33	旭市	3,871
34	白井市	3,808
35	大網白里町	3,611
36	四街道市	3,611
37	香取市	3,590
38	茂原市	3,512
39	鎌ヶ谷市	3,355
40	八街市	3,329
41	木更津市	3,190
42	習志野市	3,169
43	我孫子市	2,894
44	野田市	2,844
45	流山市	2,714
46	八千代市	2,687
47	市原市	2,656
48	佐倉市	2,638
49	浦安市	2,520
50	市川市	2,045
51	松戸市	1,994
52	柏市	1,825
53	船橋市	1,789
54	千葉市	1,542

【表03-02】 年度末住基人口
1人当たりの総務費
2011（H23）年度 高額順
（円）

順位	団体名	総務費
1	芝山町	197,640
2	大多喜町	147,458
3	南房総市	126,911
4	長南町	117,711
5	睦沢町	107,731
6	御宿町	91,407
7	長柄町	84,592
8	一宮町	83,600
9	鋸南町	82,800
10	神崎町	81,954
11	横芝光町	78,596
12	旭市	69,084
13	鴨川市	67,550
14	いすみ市	64,709
15	勝浦市	63,076
16	成田市	61,789
17	長生村	58,316
18	東庄町	55,947
19	多古町	53,648
20	白子町	53,614
21	栄町	52,900
22	匝瑳市	52,002
23	山武市	51,775
24	印西市	49,725
25	九十九里町	49,523
26	香取市	47,892
27	富津市	47,235
28	館山市	45,621
29	野田市	44,801
30	我孫子市	44,695
31	酒々井町	43,098
32	白井市	42,601
33	富里市	42,282
34	君津市	42,092
35	袖ヶ浦市	41,952
36	浦安市	40,023
37	銚子市	39,735
38	東金市	36,288
39	四街道市	36,018
40	鎌ヶ谷市	35,923
41	佐倉市	34,018
42	茂原市	33,033
43	木更津市	32,717
44	市川市	32,651
45	習志野市	31,772
46	大網白里町	31,504
47	船橋市	30,701
48	松戸市	30,498
49	市原市	30,045
50	八千代市	29,728
51	千葉市	28,738
52	八街市	26,314
53	流山市	24,108
54	柏市	23,475

【表03-03】 年度末住基人口
1人当たりの民生費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	民生費
1	旭市	144,842
2	浦安市	130,632
3	千葉市	128,028
4	成田市	124,808
5	勝浦市	123,726
6	いすみ市	120,139
7	鴨川市	118,767
8	香取市	117,712
9	松戸市	117,688
10	匝瑳市	117,111
11	館山市	115,320
12	市川市	115,306
13	船橋市	114,389
14	芝山町	113,251
15	南房総市	111,262
16	袖ヶ浦市	111,157
17	大多喜町	110,161
18	富津市	109,400
19	山武市	108,468
20	野田市	108,295
21	市原市	107,994
22	銚子市	107,580
23	君津市	105,930
24	神崎町	105,782
25	習志野市	104,981
26	八千代市	104,371
27	横芝光町	102,970
28	長南町	102,788
29	東金市	101,402
30	木更津市	100,584
31	柏市	100,018
32	鋸南町	99,651
33	睦沢町	99,607
34	長柄町	98,446
35	鎌ヶ谷市	98,172
36	八街市	97,476
37	我孫子市	95,933
38	一宮町	95,791
39	流山市	95,755
40	茂原市	93,506
41	御宿町	93,305
42	富里市	92,077
43	白井市	91,805
44	四街道市	91,604
45	多古町	90,449
46	九十九里町	89,562
47	長生村	89,116
48	白子町	89,052
49	印西市	86,765
50	佐倉市	85,407
51	東庄町	83,556
52	酒々井町	73,029
53	栄町	72,488
54	大網白里町	69,900

【表03-04】 年度末住基人口
1人当たりの衛生費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	衛生費
1	成田市	87,850
2	南房総市	82,855
3	御宿町	62,148
4	旭市	54,687
5	多古町	53,604
6	銚子市	51,893
7	鋸南町	50,623
8	いすみ市	50,445
9	横芝光町	50,330
10	富里市	48,063
11	長柄町	45,933
12	長南町	44,626
13	大多喜町	44,606
14	睦沢町	42,967
15	山武市	42,400
16	白子町	42,325
17	匝瑳市	41,719
18	袖ヶ浦市	41,158
19	浦安市	40,727
20	印西市	40,526
21	九十九里町	40,348
22	君津市	40,166
23	東庄町	40,110
24	鴨川市	38,031
25	富津市	36,573
26	館山市	36,068
27	茂原市	36,037
28	芝山町	35,754
29	勝浦市	35,322
30	大網白里町	35,000
31	東金市	34,449
32	長生村	34,246
33	白井市	34,112
34	一宮町	34,104
35	市川市	33,846
36	木更津市	33,629
37	栄町	31,887
38	千葉市	30,528
39	八千代市	29,651
40	神崎町	29,385
41	船橋市	28,699
42	柏市	28,313
43	八街市	28,001
44	香取市	27,905
45	流山市	27,706
46	鎌ヶ谷市	27,018
47	松戸市	26,386
48	市原市	26,330
49	野田市	24,675
50	習志野市	24,574
51	四街道市	23,938
52	酒々井町	22,702
53	我孫子市	22,644
54	佐倉市	20,338

【表03-05】 年度末住基人口
1人当たりの農林水産費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	農林水産費
1	芝山町	59,809
2	長南町	58,608
3	鋸南町	32,114
4	睦沢町	27,797
5	横芝光町	17,772
6	南房総市	17,664
7	東庄町	17,252
8	長柄町	17,218
9	香取市	16,367
10	大多喜町	15,116
11	多古町	14,478
12	山武市	14,247
13	白子町	14,130
14	一宮町	13,946
15	鴨川市	13,927
16	九十九里町	12,446
17	旭市	11,258
18	いすみ市	11,028
19	勝浦市	10,364
20	大網白里町	10,125
21	神崎町	10,019
22	御宿町	9,877
23	東金市	9,837
24	成田市	9,181
25	銚子市	8,721
26	匝瑳市	8,271
27	袖ヶ浦市	7,976
28	富津市	7,215
29	富里市	5,869
30	館山市	5,814
31	長生村	5,700
32	酒々井町	5,495
33	君津市	5,339
34	野田市	5,028
35	茂原市	4,234
36	栄町	3,994
37	八街市	3,362
38	市原市	3,308
39	木更津市	3,063
40	印西市	2,561
41	八千代市	2,328
42	我孫子市	2,295
43	佐倉市	2,013
44	白井市	1,793
45	千葉市	1,742
46	柏市	1,375
47	四街道市	1,339
48	鎌ヶ谷市	1,258
49	流山市	1,061
50	船橋市	864
51	松戸市	668
52	市川市	614
53	習志野市	515
54	浦安市	110

【表03-06】 年度末住基人口
1人当たりの商工費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	商工費
1	千葉市	45,220
2	南房総市	17,715
3	鴨川市	17,147
4	御宿町	13,945
5	鋸南町	12,806
6	成田市	12,512
7	大多喜町	10,116
8	勝浦市	9,914
9	旭市	9,654
10	白子町	8,984
11	市原市	8,966
12	九十九里町	8,245
13	茂原市	8,234
14	館山市	7,934
15	船橋市	7,738
16	一宮町	7,268
17	香取市	6,989
18	芝山町	6,987
19	いすみ市	5,722
20	君津市	5,716
21	習志野市	5,523
22	袖ヶ浦市	5,390
23	富津市	5,317
24	匝瑳市	5,273
25	柏市	4,949
26	東庄町	4,749
27	銚子市	4,730
28	酒々井町	4,383
29	東金市	4,368
30	木更津市	4,049
31	長南町	3,820
32	浦安市	3,810
33	長柄町	3,462
34	印西市	3,320
35	市川市	3,239
36	横芝光町	3,037
37	野田市	2,760
38	白井市	2,685
39	富里市	2,620
40	山武市	2,606
41	栄町	2,483
42	八千代市	2,477
43	長生村	2,259
44	我孫子市	2,243
45	多古町	2,060
46	八街市	1,996
47	大網白里町	1,969
48	流山市	1,940
49	佐倉市	1,936
50	鎌ヶ谷市	1,422
51	四街道市	1,313
52	神崎町	1,155
53	松戸市	1,065
54	睦沢町	855

【表03-07】 年度末住基人口
1人当たりの土木費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	土木費
1	芝山町	83,743
2	成田市	55,427
3	野田市	46,847
4	多古町	44,752
5	習志野市	43,932
6	横芝光町	43,827
7	いすみ市	43,674
8	浦安市	42,222
9	袖ヶ浦市	40,026
10	千葉市	39,832
11	長生村	39,373
12	旭市	39,152
13	香取市	37,914
14	市原市	37,819
15	茂原市	35,142
16	睦沢町	34,458
17	船橋市	33,824
18	流山市	33,495
19	君津市	33,217
20	市川市	31,790
21	酒々井町	31,493
22	柏市	31,481
23	富津市	31,310
24	富里市	31,224
25	鎌ヶ谷市	29,057
26	印西市	28,952
27	長南町	28,272
28	大網白里町	27,836
29	神崎町	27,640
30	木更津市	25,988
31	四街道市	25,653
32	館山市	24,746
33	匝瑳市	23,302
34	松戸市	23,136
35	山武市	22,589
36	東金市	22,111
37	銚子市	21,884
38	八千代市	21,294
39	我孫子市	21,264
40	南房総市	20,317
41	白子町	20,056
42	大多喜町	19,421
43	鴨川市	19,095
44	長柄町	18,719
45	八街市	17,424
46	九十九里町	17,228
47	佐倉市	17,060
48	一宮町	16,593
49	東庄町	16,456
50	栄町	14,399
51	白井市	13,780
52	勝浦市	12,889
53	鋸南町	10,460
54	御宿町	9,983

【表03-08】 年度末住基人口
1人当たりの消防費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	消防費
1	香取市	32,286
2	いすみ市	30,844
3	鋸南町	27,954
4	大多喜町	27,853
5	御宿町	27,776
6	勝浦市	26,988
7	白子町	25,877
8	芝山町	25,753
9	南房総市	25,719
10	横芝光町	25,643
11	鴨川市	25,397
12	成田市	23,401
13	多古町	23,274
14	山武市	23,120
15	富津市	23,089
16	袖ヶ浦市	22,693
17	印西市	22,395
18	酒々井町	21,557
19	栄町	21,338
20	九十九里町	20,264
21	匝瑳市	20,094
22	神崎町	20,016
23	睦沢町	19,914
24	長柄町	19,838
25	館山市	19,389
26	富里市	19,096
27	銚子市	18,825
28	長南町	18,602
29	一宮町	18,186
30	白井市	17,936
31	君津市	17,575
32	東庄町	17,430
33	八街市	17,294
34	長生村	17,003
35	旭市	16,542
36	佐倉市	15,963
37	我孫子市	14,504
38	柏市	14,503
39	市原市	14,200
40	大網白里町	14,172
41	茂原市	13,991
42	市川市	13,922
43	東金市	13,593
44	四街道市	13,575
45	鎌ヶ谷市	13,236
46	木更津市	12,632
47	習志野市	12,360
48	千葉市	12,300
49	松戸市	11,938
50	浦安市	11,755
51	流山市	11,421
52	八千代市	11,338
53	野田市	11,105
54	船橋市	11,010

【表03-09】 年度末住基人口
1人当たりの教育費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	教育費
1	長生村	74,195
2	大多喜町	68,807
3	成田市	63,232
4	芝山町	62,139
5	浦安市	59,672
6	横芝光町	58,983
7	睦沢町	58,172
8	印西市	57,643
9	習志野市	52,985
10	大網白里町	52,281
11	長柄町	51,899
12	鋸南町	50,502
13	匝瑳市	48,862
14	袖ヶ浦市	48,793
15	八千代市	45,975
16	旭市	44,211
17	南房総市	43,815
18	神崎町	43,619
19	山武市	42,816
20	多古町	42,585
21	君津市	41,167
22	市原市	40,820
23	銚子市	40,708
24	長南町	40,384
25	白井市	40,313
26	船橋市	39,374
27	白子町	39,338
28	鴨川市	38,140
29	柏市	37,914
30	木更津市	37,188
31	香取市	36,578
32	千葉市	36,165
33	いすみ市	34,973
34	富里市	34,423
35	我孫子市	34,224
36	茂原市	33,963
37	富津市	33,826
38	流山市	33,812
39	市川市	33,014
40	東庄町	31,750
41	勝浦市	31,688
42	九十九里町	30,729
43	酒々井町	30,590
44	鎌ヶ谷市	29,277
45	館山市	29,038
46	四街道市	28,794
47	野田市	28,596
48	松戸市	28,562
49	東金市	27,951
50	佐倉市	27,233
51	栄町	27,232
52	八街市	26,283
53	御宿町	23,739
54	一宮町	21,268

【表03-10】 年度末住基人口
1人当たりの公債費
2011 (H23) 年度 高額順
(円)

順位	団体名	公債費
1	睦沢町	13,736
2	芝山町	13,352
3	長柄町	11,341
4	長南町	10,772
5	御宿町	10,735
6	大多喜町	9,070
7	一宮町	8,993
8	神崎町	8,804
9	勝浦市	8,687
10	鋸南町	8,519
11	白子町	8,434
12	長生村	7,723
13	東庄町	7,144
14	多古町	6,964
15	鴨川市	6,848
16	南房総市	6,422
17	酒々井町	6,135
18	富津市	5,997
19	九十九里町	5,964
20	匝瑳市	5,629
21	袖ヶ浦市	5,592
22	栄町	5,555
23	いすみ市	5,052
24	東金市	4,826
25	横芝光町	4,483
26	君津市	4,365
27	銚子市	4,318
28	館山市	4,259
29	富里市	4,258
30	印西市	4,242
31	山武市	4,236
32	成田市	4,080
33	旭市	3,871
34	白井市	3,808
35	大網白里町	3,611
36	四街道市	3,611
37	香取市	3,590
38	茂原市	3,512
39	鎌ヶ谷市	3,355
40	八街市	3,329
41	木更津市	3,190
42	習志野市	3,169
43	我孫子市	2,894
44	野田市	2,844
45	流山市	2,714
46	八千代市	2,687
47	市原市	2,656
48	佐倉市	2,638
49	浦安市	2,520
50	市川市	2,045
51	松戸市	1,994
52	柏市	1,825
53	船橋市	1,789
54	千葉市	1,542

自治体政策形成の キーワード

連載
②

— 条例で拓く自治体政策 —



一般社団法人千葉県地方自治研究センター 主任研究員

申 龍徹

(法政大学大学院公共政策研究科客員教授)

自主立法権としての条例

世間には行政の現状維持志向の体質を揶揄する「3なし」という言葉がある。役所に対する住民の要望を断る際の理由としてよく使われるが、その内容は、「根拠なし」・「前例なし」・「予算なし」の3つを指す。

住民から行政に対してある種の要望（ほとんどの場合は自治体議員を媒介して行われる）があった場合、それが予算措置を伴う内容であればなおさらであるが、行政側は、まずは、「根拠がありません」と丁重に断る。そこで食い下がらない場合は、「前例がありません」と答える。大半は、根拠と前例がないと言われればそこまでだが、それでもダメな場合の殺し文言が「予算がありません」となる。ここまでくれば、どの要望であっても、行政にその実現を期待するのは無理である。もちろん、すべての住民要望に対して断るわけではないが、限られている自治体の資源を考えれば、多様化する行政需要への対応には限界があり、この3なしもやむを得ない。ただ、従来のような自治体行政のやり方では、少子高齢化や公共施設の老朽化など、これまでとは異なる性質の社会変化がもたらす課題を乗り越えることは難しく、行政や住民、議会といった縦割りのような消耗的な緊張関係を取払い、多様な主体の協力で地域自治の課題に対応する協働仕組みが必要となる。

市販されている行政学のテキストでは、行政活動を行う上で欠かせない4つの要素、すなわち、「権限」、「組織・人材」、「予算」、「情報」を行政資源（administrative resources）という。中でも、法律に基づいて行政を行う現行の「法治主義」の下では、行政活動のほとんどは法律の根拠の上で行われることが前提となっており、行政活動には「説明責任」（アカウンタビリティ）が求められている。この4つの行政資源のうち、法的根拠を示す法令や条例などはもっとも重要なものであり、その中には計画や予算措置などの重要事項が定められている場合が大半である。

この法律的な裏づけを「権限」といい、国会で制定される法律や自治体の条例は、この権限の依

るところを示すものである。それぞれ、「立法権」や「自治立法権」として憲法上において保障されている。

戦前の地方統治とは異なり、戦後改革の中で生まれ変わった地方自治制度は、憲法第8章に「地方自治」が設けられ、第92条のから第95条までの4つの条文で構成され、地方自治の「本旨」をはじめ自治体の権能や議会、そして条例制定権、住民投票を定めている。憲法による地方自治の制度的保障は、「制度保障説」と位置付けられ、世界各国の主流を形成している。日本国憲法（第8章地方自治）の第94条は、「その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を定めることができる。」とし、自治体がその地域における事務（自治事務）及びその他の事務（法律又はこれに基づくに関して自ら条例及び規則など）を定める権能を定めており、これを「自治立法権」という。

自治体条例の種類

地方自治法第14条では、自治体は、権力的な性質を持つもので、住民の権利義務に関わる事項に関しては、法令で特別な定めがある場合を除き、条例で定めることが義務づけられている。

条例には、①権力的事務に関する条例、②内部管理に関する条例、③住民の負担の根拠を定める条例、④公の施設の設置・管理に関する条例、⑤任意的条例などの種類がある。

まず①は、特定の政策目的の達成、住民への義務を課し、権利を制限する内容のもので、公安条例や公害防止条例などがあり、②は主に行政組織や職員、事務処理のうち重要な事項について規定するもので、議会の委員会設置、職員の給与などに関する条例がある。③は、住民に対し財政的な負担を課するための根拠を設ける場合が多く、税条例、分担金・使用料・手数料などの徴収に関する条例が代表的である。

④の公の施設の設置や管理に関する事項は、地方自治法の規定（第244条の2）により条例で定めることが義務づけられている。最後の⑤は、条

例による根拠は必要としないが、政策の内容の明確化や議会による議決によって自治体の意思表明を行う場合に制定するものである。

条例の上書き権

旧地方自治法（2000年施行の地方分権一括法以前の地方自治法）においては、機関委任事務が存在し、自治体事務の多くに国が介入する仕組みであったため、自治体の条例はそれらの事務を執行する上で必要な「要綱による行政」で埋まっていた。

しかし、地方分権改革の推進に伴う自治体の政策形成が問われる今日における自治体条例の重要性は日々高まるばかりである。例えば、自治体の実情に即した様々な行政課題の解決を図ることを目的に、条例などの自主立法、法令などの自主解釈、戦略的な訴訟対応などを取り扱う「政策法務」に関わる組織体制を設置する自治体が増えている。

また、2009年の民主党政権による地域主改革の中には、「条例による法令の上書き」（全国画一的ではない、地域の特性に応じた施策を展開するため、自治体の条例により、法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めること）を自治体の権利として位置づけている。

地方分権改革推進委員会の第2次勧告では、上書き権とは「条例による補正（補充・調整・差し替え）を許容すること」と定義していたが、第3次勧告では、「法令の基準を参酌基準に切りかえることも上書き権を許容したものと認めてよい」と付記され、議論が後退しているように見受けられるが、分権改革の先を考えれば、重要なテーマである。

自治憲章

（ホームルール、ホームルールチャーター）

自治体の条例に関しては、憲法第94条においては法律に違反しない条件付きで「条例制定権」が定まっており、自主立法権という。この自治体条

例の原型（制度設計の際のモデル）は、当時の米国制度では当然のことであった憲章（Charter、City Charter、Home-Rule Charter）である。その素案となったGHQのマッカーサー憲法草案では、「Charter」と表記されていたが、日本政府側の要求に応じて、憲法制定の際には「条例」（Regulation）という名称に変わった。

米国における自治体の憲章は、19世紀以降の州政府の過度な介入や固有権として自治権を認めなかったことに対抗するための自治権確立の運動の一環として始まり、1875年のミズーリ州憲法が人口10万以上の都市であり、州憲法に違反しないことを条件に憲章制定を認めたことが全国的な憲章制定に繋がった。

米国の州憲法に規定されるホームルールにおいて地方の事務として定められる事項は、自治体の区域や領域の確定、自治体の組織形態、職員の任命や選挙、課税・予算・財産取得・資産評価・財務管理などの財務的事項及びその組織・手続き、メリットシステムと人事管理、憲章の改廃、住民発案（initiative）・住民投票（referendum）・住民解職（recall）の採択、都市計画・ゾーニング・住宅・都市再開発・公益事業規則などである。（稲尾信男「米国ホームルールの法的機能と今日的意義」、国際地域研究、2003年、80頁）

もちろん、この米国におけるホームルールには州政府との役割分担についての線引きがあり、酒類やギャンブル、風俗の取り締まりなど、州全体で統一的な規制をかける必要が認められる事項に関しては州政府の事務となる。

団体自治と住民自治の調和を想定した地方自治の本旨から見れば、住民自治から出発する米国自治体におけるホームルールの制定は、自治基本条例の策定という近年の動向と併せて多くを示唆しているといえる。

自治基本条例の意義

近年、自治体の条例をめぐる著しい変化の一つとして、自治基本条例や議会基本条例を制定しようとする動きが活発化している。なぜ、自治基本

条例及び議会基本条例の制定動きがなぜ始まったのかについての説明は様々であるが、地方分権改革の進行が最大の要因であり、「団体自治」を中心においてきた戦後の地方自治から「住民自治」を中心とする地方自治への変化に対応するものである。

自治基本条例が制定される理由は、その最初と言われる北海道ニセコ町の事例から知らることができる。「ニセコ町まちづくり基本条例」(2000年)の第1条(目的)では、「この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする」と定めており、まちづくりの基本的事項と住民の権利・責任を明確にすることによる自治の実現という表現からは、米国の自治憲章のようなイメージに重なっていることがわかる(このニセコ町より、「箕面市まちづくり理念条例」(1997)をその最初とみる場合もあるが、箕面市の条例は、「市の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とする」となっており、従来のまちづくり条例の延長線上にあり、自治基本条例としての性格・表現はニセコ町の条例が強いことからここではニセコ町の条例をその最初と理解する)。すなわち、地域の運営や地域課題を解決する単位として、自治体を構成する住民、議会、行政のそれぞれの役割を確認し、それぞれが活動するうえでの基本的なルールを定めるのが自治基本条例といえる。

また、従来の自治体の中の条例や規則などは、国の縦割りの指導下で個々バラバラに制定されたため、政策形成において少なからず整合性に問題が生じていること、地方分権改革の推進により新しい政策形成に不都合が生じていることがある。すなわち、多くの自治体の条例は、国の政策誘導に沿った形で制定された場合が多く、その基本的視点はナショナルミニマムの確保であったことから、量の充足が終わり、質の充足に向かう自治体にとっては役に立たないことが生じる一方、2000年の地方分権一括法の施行に伴い、住民自治や協働の視点に立った自治体の政策形成の必要性が高

まるにつれ、従来の条例体系では対応が難しくなったことが自治基本条例の制定を促していると考えられる。

NPO法人の公共政策研究所によれば、2014年3月現在、自治基本条例を策定している自治体は、全国で308団体であり、制定団体の自治基本条例においては、自治の意義、行政・議会・住民・地区組織(自治会など)の役割についての責務や基本的理念を定めるとともに、活動のルールとしての基本構想などの行政計画の議会議決、行政評価の実施、市民参加、住民投票などが主な内容となっている。

千葉県では、流山市の自治基本条例(2009年4月)が唯一であり、我孫子市や佐倉市などにおいては、提案された自治基本条例案が否決されるなど、自治憲章としての自治基本条例に対する理解にはもう少し時間がかかると考えられる。

流山市の自治基本条例は、その目的(第1条)において、「この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ること」とし、また、この自治基本条例の位置づけ(第2条)においては、「この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません」と規定しており、条例のうち、最高規範であることを明確に示している。

議会基本条例の広がり

他方、地方分権時代の幕開けに伴い、自治体の政策形成に対する期待が高まる中で、内外から自治体議会に対する役割についても再考が進められるようになり、自治分権時代に相応しい「討議の場」としての議会を求める動きが議会基本条例の制定という形で浸透している。

地方自治制度の根幹を成す「二元代表制」(機

関対立制)は、行政のトップである首長と議会が適正な緊張関係を保つことで自治体運営の適正性を担保する仕組みで、住民は首長と議員を選ぶことでその評価を行うのが本来の主旨である。

しかし、「強長弱議」(首長が強く、議会が弱い)の現状の下で、議会が本来の役割を果たさないまま、首長と議会多数派のなれ合いが日常化し、住民と向き合うことが形骸化しているのが、現状である。議会には「行政」という組織目線になりがちな首長に対し、議会は住民の目線で、その適正化を図ることのほか、予算や決算などの財政運営や政策運営に対し住民の代理としての監視やより良い政策の実現に向けた政策対案の模索が期待されている。特に、2000年の地方分権一括法の施行以降、自治体が選択し責任を負う事務が増える一方、財政の健全化に伴う行政の縮小が目立つ今日においての自治体議会の政策形成に対する期待は以前よりも強くなっている。

しかし、自治体議会や議員に対する住民の目線はそれほど優しくない。新聞・テレビなどのマスコミを通じて伝わる自治体議会は「機能マヒ」の状態であり、地方選挙を前に実施される各種の意識調査(アンケート)の結果は、それを裏づけている。例えば、前回の地方選挙を前に実施された朝日新聞の「全国自治体議会アンケート」(2011年1月実施、全国1,797自治体対象、回収率100%、詳細は同年2月12日・13日紙面参照)では、任期の4年間、首長が提出した議案414本のうち、修正なし(無修正)で可決した議会が5割を超え、そこに修正や否決が3本以下の「丸のみ」を加えると全体の議会の約8割であることが分かった。

その上、議員提案の政策条例が1本も提案されなかった議会が9割に達しており、議案に対する議員の賛否についての公開は16%に過ぎないことも明らかになった。新聞の社説で「3ない議会」(修正しない、提案しない、公開しない)と批判されても仕方ない。自治体議会に対する「議会無用論」(議会不要論)や「定数削減・報酬減額」というバッシングが吹き荒れるのも理解できなくはない。

多くの自治体議会がこうした機能マヒ状態に陥った原因は様々であろうが、中でも、議員の怠

慢と時代認識の欠如という議員本人の責任(内部責任)と、そういう議員が当選することを許してきた有権者の無関心やエゴという選択責任(外部責任)は免れないはずである。こうした内外の責任を背景に自治体議会の新しいスタートを目指したのが他ならない議会基本条例である。

周知のように議会基本条例の先駆けは、北海道栗山町の議会基本条例である。この議会基本条例の制定は、自治分権時代における議会改革の幕開けともいわれるが、従来の自治体議会に対するインパクトは計り知れない。少し長くはなるが、この議会基本条例が制定された2006年5月の本会議における条例の提案理由から、この議会基本条例の全体像を知ることができる。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任の度合いはこれまでと比較にならないほど重くなりました。また、2007年に実施される統一地方選挙からは議員定数が5名減の13名になることから、町内全体への目配りのためにも住民との協働による議会を目指さなければなりません。

その中で、栗山町議会は、平成13年9月から今日まで時代に対応した議会改革、議会活性化策に努め、真に「町民に開かれた議会づくり」に取り組んできました。議員及び議会にとって、議会の改革・活性化は永遠のテーマであり、町民の代表たる多人数による合議制の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させるためにも、今後も、継続して議会の改革・活性化に取り組んでいかなければならない重要なテーマです。

栗山町議会基本条例は、いつの時代においても議会としての権能を十分に発揮し、その責任が果たされるよう、4年半に及ぶ議会改革・活性化策の集大成として制定したものです。

栗山町の議会基本条例の特徴は多くの文献などで紹介されているので、詳細な説明は省くとし、重要なものを並べば以下のとおりである。すなわち、①町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置、②請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ、③重要な議案に対する議員の態度(賛否)を公表、④年1回の議会報告会の開催を義務化、⑤議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与、⑥政策形成過程に

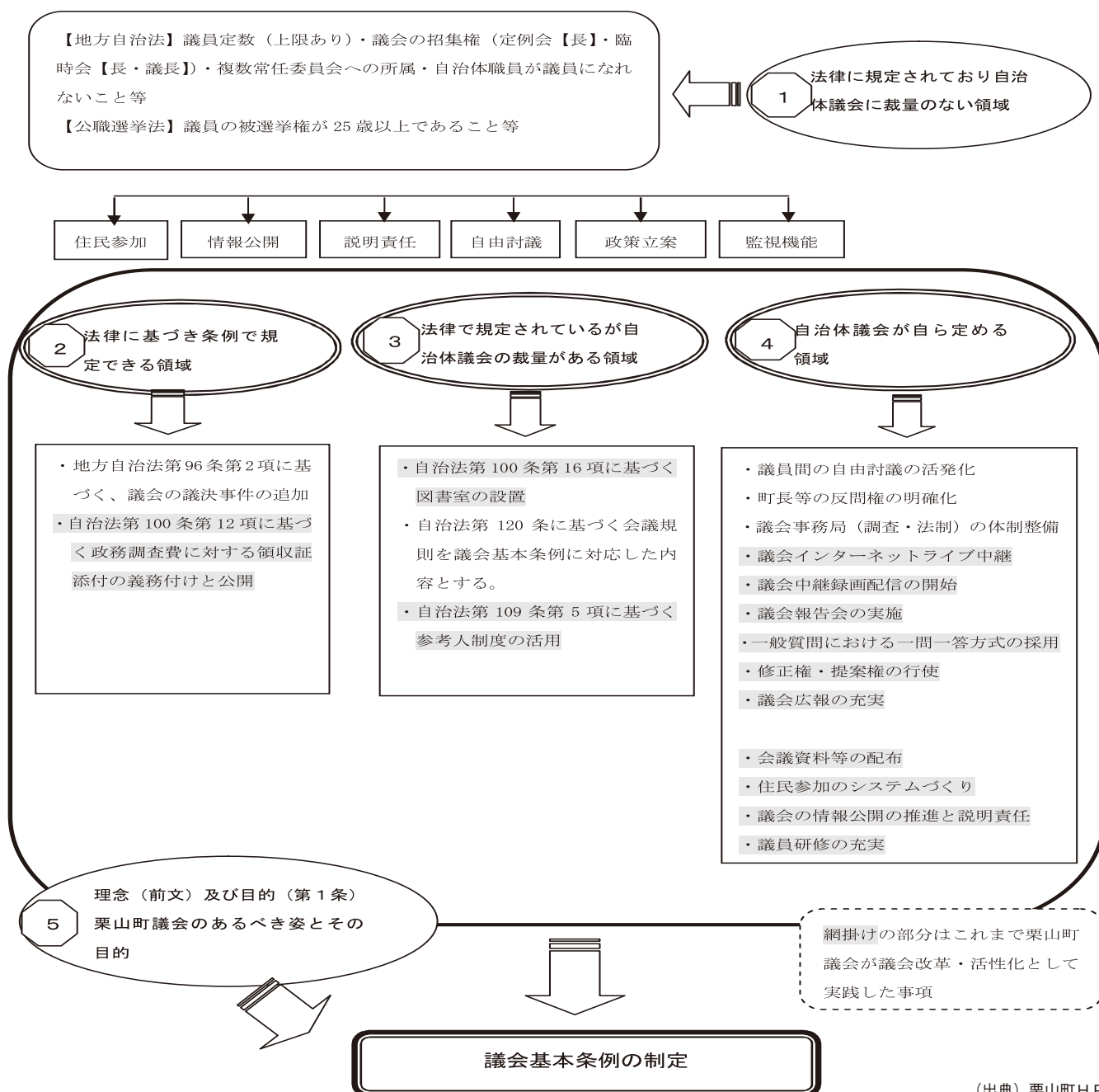
関する資料の提出を義務化、⑦5項目にわたる議決事項の追加、⑧議員相互間の自由討議の推進、⑨政務調査費に関する透明性の確保、⑩議員の政治倫理を明記、⑪最高規範性、4年に1度の見直しの明記などである。

この特徴の中でも、③議員の態度の公開、④議会報告会（年1回）の開催の義務づけ、⑤議員の質問に対する行政側への反問権の付与は、従来の自治体議会の課題に対する明確な答えであり、特に反問権の付与はより緊張感のある討議を促す手段として期待されている。

「自治の討議の広場」を目指す栗山町の議会基本条例からの示唆は、多くの自治体議会においても共有され、2013年10月現在のまでの7年間で、全国の450自治体がこの議会基本条例を制定しているが、道府県（25団体、53.2%）、政令市（11団体、55.0%）、市（265団体、34.5%）、町村（149団体、16.0%）となっている。（自治体議会改革フォーラム調査）

ちなみに、千葉県では、2008年の松戸市が初めて、流山市（2009年）、長生村（2009年）、佐倉市（2010年）、大多喜町（2012年）、市原市（2012年）の5団体で制定されている。松戸市の議会基

栗山町議会基本条例のイメージ



（出典）栗山町HP

本条例では、「議会は、決議などによる議会意思の表明により市長などに対し、積極的に政策提言を行うもの」と示し、会派の違いを乗り越え、議会閉会中においても毎月常任委員会を開き、議論を重ね、その成果の提言により、野外のプールなど市内の7つの施設で中学生以下の利用料を無料にする内容の条例提出に繋がったという。(読売新聞、2011年2月26日)

もちろん、議会基本条例の制定有無だけが自治体議会の自己研鑽や改革姿勢を示しているとは言えない。場合によっては、流行りに敏感な自治体議会ほど、流れに遅れまいとその制定を急ぐケースも多く、条例の制定そのものが目的と化しているケースもあると指摘されている。

しかし、議会基本条例の制定に向けて行われる様々な議論の中から、議会や議員のみならず、行政や住民の意思疎通が図られ、議員のための議会ではなく、議員と議員の討議の場としての役割を再確認し、活発な議論を展開していくことが議会と住民の距離を縮めることにもなるはずである。自ら選んだ議員が議会において、行政とほかの議員を相手にどのような議論をしているのかを確認できる場所が議会でなければならない。子どもや孫に見せたい自治体議会を期待したい。

千葉県発の自治体条例

千葉県内の市町村の中には、全国の自治体に先駆けて政策課題の解決に向けた条例制定の経験があり、その中には「市川市の1%条例」(2004)、「障がい者差別禁止条例」(千葉県、2006)、「野田市の公契約条例」(2009)、「神崎町の日本酒で乾杯を推進する条例」(2013)のように、全国的な反響を呼び、同じ問題に悩む自治体に対し良き事例となった場合もある。これらの自治体の先駆的な条例が持つ可能性の中で最も重要な点は、自治体の実情を正確に反映できることにある。例えば、市川市の1%条例(正確な名称は、市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例である)は、納税者が所得税の1%相当額を自ら選択した非営利組織等に用途を指定できるという内

容で、そのモデルは1996年に制定されたハンガリーの「パーセント法」(または、パーセンテージ・フィランソピーとも呼ばれる法律であり、1996年にハンガリーで最初に制定された。納税者が所得税の1~2%を自ら選択した公益機関に提供できるもので、1999年のスロバキアが同様の法律を制定する等、中・東欧諸国に広がった。その原点は、19世紀のヨーロッパにおける政教分離以降の教会の財政支援のために所得税の上にその8~9%相当額を上乗せして徴収し、それらを教会に配分したことから由来している)であるが、市町村における市民活動の支援のために地域住民の納税が直接選択できる仕組みとして画期的な条例であった。

また、地酒の普及によるまちの活性化を目指す神崎町(人口約7,500人)の「日本酒で乾杯条例」は、議員発議によって提案された条例であるが、日本酒で乾杯する習慣を広げ、発酵食品への理解促進と神崎町で造られた日本酒の普及をその狙いとしているが、創業300年以上の県内屈指の老舗蔵元(「鍋店」神崎酒造蔵及び「寺田本家」)を2つも有する神崎町だからこそできる発想である。この神崎町の日本酒乾杯条例によるまちづくりの取組みは、地元の実情を踏まえた小さい自治体のまちづくりとしても評価は高く、その後、全国において日本酒やワインなどの乾杯条例の制定が相次いでいる。



発酵の里こうごき酒蔵まつり(神崎町)

2006年に制定された「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障がい者差別禁止条例、2007年7月施行)は、障がいの有無に関係なく、誰もがお互いの立場を尊重しあい支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会づくりを目指すもので、前文をはじめ全5章36条分によって構成されている。

自治体政策ツールとして「空き家対策条例」

自治体の条例がもつ最大のメリットは、地域の実情を反映する政策の実現にあり、住民の目線で確認できることである。少子高齢化という人口減少社会においては、人口の高齢化や公共施設の老朽化とあいまって制度の劣化が進むことになるが、こうしたデメリットを如何にして食い止めるか、再生させるかが問われている。

社会保障の分野においては、介護問題が大きな社会全体の課題となっているが、自治体の現場からは住まいをめぐる問題も深刻さを増している。例えば、「空き家」の問題である。高齢化が進むことにより、空き家の数や率が増加している。人が住めなくなった住宅（それも老朽化が進んだ場合が多い）は管理の手が届かないまま、雑草やゴミの捨て場と化し、不法投棄、悪臭などにより公衆衛生上の問題や、第三者の侵入による治安の悪化、景観の破壊、そして火災や倒壊などの安全上の問題を発生させるなど、地域においては甚大な被害をもたらしている。

総務省の「住宅・土地統計調査」（2008年、5年1回）の結果では、全国には約757万戸の空き家があり、全体戸数の13.1%が空き家となっていることが分かった。

統計調査を始めた1963年以降、空き家の数は増加傾向にある。千葉県の場合、空き家数は約35.6

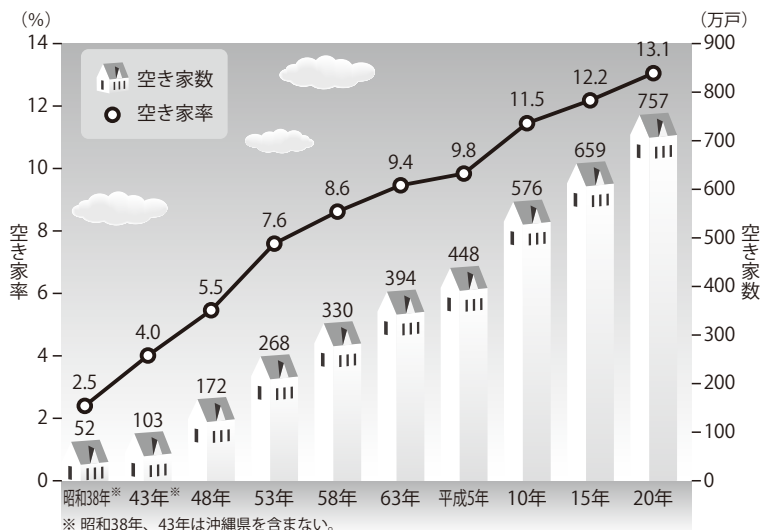
万戸（全体272万戸）、同率13.1%となっている、首都圏の中ではもっとも高い水準である。県内では、空き家数においては千葉市（54,250戸）がもっとも多く、空き家率においては勝浦市（35.9%）がもっとも高い結果となっている。

空き家への対策が条例の形で広がるきっかけは、2010年に制定された埼玉県所沢市の「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」（同年10月施行）と言われている。この所沢市の空き家対策条例の特徴は、空き家対策を担当する組織（危機管理課防犯対策室）の設置、条例の中で勧告、氏名公開、警察への依頼、撤去といった手続きについて明確に規定しているところにある。従来の対策では、所有者への指導に対する法的根拠や責任所在、対応組織の不明さがあり、的確な対応ができなかったことを踏まえての条例制定であったといえる。（北村嘉宣「空き家の適正管理」、月刊地域づくり、2013年2月号）

また、東京都足立区の「足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例」（2012年）では、区の勧告に従って住宅を解体する場合、解体費用の9割、上限100万円までを区が補助する内容であり、木造家屋が密集する地域においては一軒の空き家の火災により多くの住宅が被害を受ける可能性も高いことを考えれば、この条例は地域の特性を反映した結果であることが理解できる。（足立区HP）

千葉県内では、2011年9月施行の「柏市空き家等適正管理条例」が最初であり、その後、「流山市空き家等の適正管理に関する条例」（2012年4月施行）、「松戸市空き家等の適正管理に関する条例」（2012年4月

空き家数及び空き家率の推移—全国（昭和38年～平成20年）



（出典）総務省統計局、統計Today No.51（2013年7月5日）

（資料）県内の空き家（数・率）の状況

順位	空き家数		空き家率	
	市町村	数（戸）	市町村	率（%）
1	千葉市	54,250	勝浦市	35.9
2	船橋市	29,560	鴨川市	27.5
3	松戸市	29,390	横芝光町	23.9
4	市川市	26,660	いすみ市	23.6
5	柏市	21,340	南房総市	22.3

（出典）ちばぎん総合研究所、「ちば経済トレンド」8月号（2013）

施行)、「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」(2013年4月施行)、「千葉市空き家等の適正管理に関する条例」(2013年4月)が続き、野田市・鎌谷市・船橋市などで制定・施行されている。

市川市の空き家条例の場合、空き家の発見(「実態調査」)から所有者の特定、代執行までの手続きを明確にしたもので、かかる費用に関しては所有者などから徴収する仕組みとなっている。(図参照、市川市HP)

この空き家条例の制定に伴い、より実効性の高い指導が可能となり、今後増えていく空き家などの対策に一定の効果が期待されているといえる。

しかし、空き家などに関する政策的対応は、初期段階に止まっていると言わざるを得ない。社会的ストックとしての住宅の利用を考えれば、解体だけで良いはずがない。空き家対策の次なるステップとして、空き家を多様な形で有効活用でき

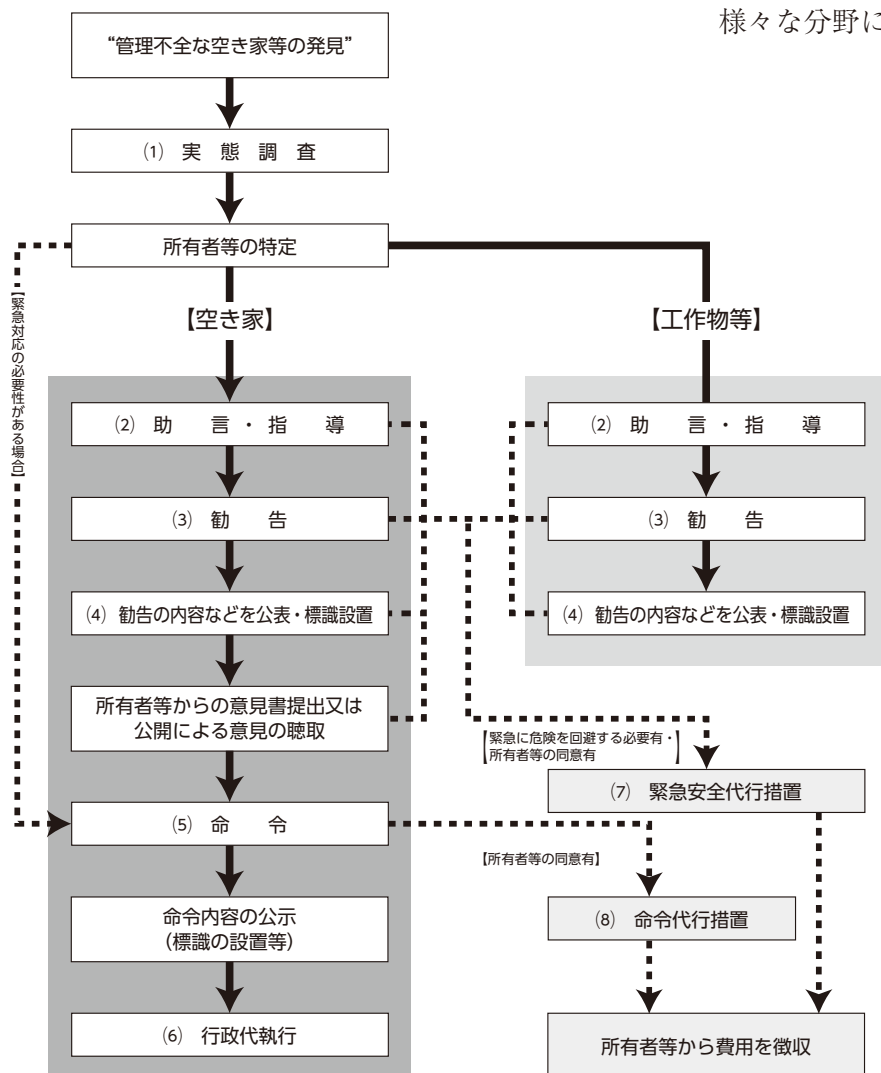
る仕組みを模索する必要がある。近年その数を増やしている「空き家バンク」などの活用はその示唆的事例である。特に、三面が海に囲まれ優れた自然環境、文化、海の幸・山の幸で恵まれている千葉県の自治体では、解体で終わる空き家対策ではなく、まちの活性化を念頭に置いた空き家対策を考えるべきである。

公契約条例で止める公共サービスの質低下

他方、高齢化に伴う社会課題のほかに、安全・安心の公共サービスの構築という喫緊の課題がある。周知のように、累積した財政赤字の中で、小さな政府を目指した行政改革が進行し、住民生活の基盤である公共サービスの安定的な提供が危ぶまれる事態が続出している。安心できるお産の場所がない、安心して子どもを預ける場所がない、安心して介護を受ける場所がないなど、自治体の様々な分野における公共サービスの委縮が目立ってきている。

財政的なバランスを取るために行われる様々な公契約(国や県市町村の事業、工事・サービスの提供物の購入などを民間企業などに委託する際に結ぶ契約)の中では、もっと安く、もっと効率よく、というキャッチアップが謳われ、外部化すればするほど、サービスの質が失われていく悪循環に陥っているように見える。自治体の職場では、指定管理者制度において見られように、安い価格競争によるダンピング入札が横行し、劣化する雇用と賃金の下で、非正規雇用は増加し、官製ワーキングプアが日常化する一方、公共サービスの質の低下が加速化している。

こうした現状を打ち破るための条例として誕生したのが、千葉県野田市の「公契約条例」



(2009年9月制定)である。公契約条例は、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請け企業に対し、従事する労働者の賃金の最低基準額等を義務づける制度であり、労働者の賃金・労働条件の改善は、それだけでなく、公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながってくる。2013年4月現在、全国の17の自治体が公契約条例を制定している(労働条件を持たない長野県契約に関する条例など理念条例6団体を含む)。全国初となった野田市の公契約条例は、条例の最初に条例制定の理由について次のように記している。

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。(2009年9月30日、野田市条例第25号)

公契約の歴史をみても、例えば、1890年代、フランス・パリの水道業者が低賃金労働を背景にしたダンピング受注で苦しんでいる状況を解決するために、受注者に相場労賃の支払を義務付け、ダンピング受注をしようとする業者を排除し、使用者相互の公正競争を実現させた。

また、1930年代の米国でも、南部の建設業者が低労賃の労働者を使用してダンピング受注しようとするのを防ぎ、北部の建設業者を守ることをも目的の一つとして、公契約規整の法律が作られた。

さらに、米国では、公民権法の制定後に発せられた大統領令により、人種差別禁止・性差別禁止

のアクション・プログラムを実行している企業でなければ一定額以上の連邦政府発注の公契約を受注できないようにした。これは、差別に起因して低賃金状態におかれている有色人種・女性の労働者を雇用してダンピング受注しようとする企業を公契約の締結相手から排除し、公契約を受注する企業の労働コストを揃えて企業相互間の公正競争を実現するためである。(連合HP)

公契約条例がめざすものは、「公正競争」、「公正労働」の実現である。「公正競争」、「公正労働」の実現は、自治体の発注する仕事に従事する労働者の生活の安定に寄与するものである。と同時に、むしろ地域の事業者にとっては、経営の安定などのメリットが大きい。自治体にとっては、公共サービスの質や安全を確保することができる。さらには、税収の確保という点でも効果があると指摘されている。(勝島行正「公契約条例の到達点と今後の課題」、自治総研411号、2013年1月号)

政策形成の原点としての条例

ここまで触れてきたように、自治体における条例の役割は益々大きくなってきており、条例の活用により自治体の課題解決に大きな効果を発揮していることが証明されつつあるが、条例の可能性はこれからが本番である。

高齢化や社会的インフラの老朽化など、これまで経験しなかった難題が山積する一方、財政的ゆとりが減少している社会環境の中で、より安全かつ安心できる自治体政策を運用するためには少ない資源を有効活用するための仕組みづくりが急がれる。

その仕組みづくりの基本は、自治体の権限としての条例の活用である。従来の行政における権限なし・前例なし・予算なしの「3なし」や議会における修正しない・提案しない・公開しないの「3ない」から脱皮するためには、国から降りてくる「行政資源」から地域の「政策資源」へ、そして何もかも行政に頼る「依存体質」から自ら行動し協力し合う「協働」へと、その発想と仕組みを変えていくことが求められている。(続く)



東日本大震災東北被災地復興支援 「ちばの絆」プロジェクト推進会議について

— 千葉氏の縁で陸前高田と酒々井を結ぶ —

「ちばの絆」プロジェクト推進会議 発起人 鎌田 行平（酒々井町）

プロジェクトのきっかけ

2013年6月6日から8日にかけて、「酒々井町災害時要援護者支援のための東北スタディーツアー」が開催され、酒々井町の社会福祉関係者、行政関係者18名は、被災地気仙沼、陸前高田市の社会福祉施設を訪問し、激甚災害への備えを学習しました。6月8日、被災地を後にする直前の最後に、陸前高田市議会議員佐々木さんのご案内で、被災状況を視察、最後に、多くの市民が逃げ込んで助かり、また逃げ遅れて落命した小高い丘、「本丸公園」に上りました。

ここは地元の人ともいわれをよく知らないようですが、陸前高田のルーツともいえる中世高田城址であることがつい最近判明しました。それも高台移転候補地となったための行政調査によって判明したということです。城址頂上に本丸跡があり、そこに「ここは千葉安房守広綱の居館」とかかれた看板を見つけて一同は慄然としました。ご案内の議員さんも城主の名前はそのときまで知らなかったということです。知らずに案内された酒々井町の住民は、同じ千葉氏の居城本佐倉城をルーツにもつ町の住民です。

長い時間と遠い距離をこえて実現した歴史的な奇跡の対面に、参加者一同宿命的なものを感じつつ帰町しました。後に資料によれば、高田城は、本佐倉に本拠を置く千葉宗家の分家として、1200年代頃から当地に拝領した、奥州千葉の拠点であったそうです。

「ちばの絆」基本構想

この数奇な縁を得て、我々は同じ中世千葉氏の居城をルーツに持つ街同士が、このたびの歴史的な大災害からの復興をめざす姉妹都市としての絆を

取り結び、継続的支援ができないかと考え、以下の基本構想を提案することになりました。

1. 復興の精神的象徴としての「高田城址」整備

被災地の被害は甚大であり、小さな酒々井町の支援では到底追いつくものではありません。できない支援を口だけで言うのはきわめて無責任でもあり、せめて、復興の精神的象徴を、千葉氏ゆかりの高田城址に「メモリアルパーク」として整備することぐらいの支援をしたいと考えます。おそらくあの城郭からいえば、本佐倉城を上回るほど完璧に保存された中世居城城跡であり、国も史跡として保存する方向に動くはずです。

住宅地の再建をいそぐ地元の意向や心情がまず最優先されますが、街のコーポラスアイデンティティーの確立もまた重要です。古来より神社仏閣などの建物には、その中心に「芯柱＝神柱」をおいた。それが建物の持つすべてのエネルギーの中心と考えられていました。まちづくりにも同様なことがいえて、精神的中心、象徴の存在が人々の気力を奮い起こさせるものです。すべて流された陸前高田で唯一そそり立ち、そして多くの人々の命を救った高田城址は、それにもっともふさわしいと考えます。千葉ゆかりの人々の手で、何とか高田城址に復興のモニュメントをつくるお手伝いをさせていただきたいと思います。

2. 新しい支援と連帯のかたち

もしこの構想が実現すれば、これは復興支援に関する新しいかたちです。従来は様々な個人や団体が、被災地に支援を行うかたちでした。地方自治の原則からいえば、地方自治体は基本的に他の自治体の行政に支援はしません。しかし、もし高田城址の復興に対して、千葉氏ゆかりの自治体が支援をするとすれば、従来の地方自治にかたちを

越えるものとなります。

3.11の震災以前、私たちは現代文明を疑うことなくその上に安住してきました。「公共」というものは国や自治体がやるものと決めつけ、自らの努力を怠ってきました。しかし3.11は、この幻想を木っ端みじんに打ち碎き、大規模災害では国も自治体も機能麻痺することを思い知らされました。そして今後の震災リスクに関する研究を見る限り、今後も日本全国でこのような惨禍が続くだろうといわれています。そんな国難に直面して、「これは国のやること」「これは行政の仕事」「自治体のことはその自治体で」などとのんきなことをいっていたら、我々は自らをも守れないでしょう。「やろう」と思ったものが「やるべきこと」をなして、お互いに助け合わなければならないと考えます。同じ千葉の名の城主をいただいた城下町の住民同士が、それを縁と思い、意気を感じて支援に立ち上がる姿を広く国民に示すことは、国難を生きる日本人にとっての一つの問題提起となるでしょう。

具体的に推進していきたい事業

陸前高田市との密接な連携のもと、以下の事業に取り組みます。

1. 高田城址の調査、研究、保全事業の支援
2. 城址周辺に「復興モニュメント」を整備する事業
3. そのためのプロジェクトや基金の設立

今日までの経過報告

- 2013年6月のスタディーツアー終了後、参加者を



中心に「発起人会」を立ち上げて、当面の活動方針を相談しました。ミニ講座的な学習会を積み重ねながら、次年度に正式に「ちばの絆」プロジェクト推進会議を設立することとしました。

- 10月27日、早速「陸前高田と千葉氏」と題した学習会を開催しました。国立歴史民俗博物館の平川館長、明治大学文学部の石川教授、酒々井町教育委員会の木内生涯学習課長より、それぞれ陸前高田と千葉県酒々井町における千葉氏の歴史について報告いただきました。当日は陸前高田より議員や研究者の方も参加し、新聞で取り上げられたこともあり、予想を大きく上回る参加がありました。
- 2013年11月6～7日、まずは代表团4名により、陸前高田市現地調査を行いました。目的は、地元における高田城趾研究者たちと交流するとともに、高田城趾を踏査することで巨大な中世山城の跡を踏査しました。
- 2014年1月18日、3月1日と連続で「千葉氏の系譜…下総から奥州へ」と題した連続学習会を開催しました。千葉氏研究の第一人者である文学博士、丸井敬司さんを講師に招いて、千葉氏が奥州に所領を得た経緯を学習しました。
- 5月11日、酒々井町中央公民館にて「ちばの絆」プロジェクト推進会議設立総会と陸前高田市の池邊のみさんを招いての記念講演会を開催しました。

今後、陸前高田市との密接な連携を元に、千葉氏ゆかりの地から息の長い復興支援の取り組みを続け、最終的には「復興支援姉妹都市宣言」を実現していきたいと考えています。多くの千葉県民の皆さんのご支援をお願いします。





シリーズ 千葉の地域紹介 柏市

- 人口：407,505人
(2014年5月1日現在)
- 世帯：169,639世帯
- 市の木：カシワ、シイ
- 市の花：シバザクラ、
カタクリ、ヒマワリ

みんなでつくる安心、希望、 支え合いのまち 柏

柏市職員組合 武田 新

柏市の概況

柏市は、都心から30km圏の千葉県北西部に位置し、東西約18km、南北約15km、面積は114.9km²です。東に我孫子市、印西市、利根川を挟んで茨城県取手市及び守谷市、南に鎌ヶ谷市及び白井市、西に松戸市及び流山市、北に野田市が隣接しています。下総台地の北西部に位置し、その大部分は台地上にあります。市の北東部には利根川が流れています。標高差は、最大32mでほぼなだらかな地形です。高度経済成長期以降、首都圏への人口集中の影響により、平成元年に人口30万人を突破、平成17年3月の柏市と沼南町の合併を経て、平成22年には40万人を超え、平成25年12月現在の常住人口は406,617人となっています。交通網に関しては、JR常磐線、東武アーバンパークライン（旧東武野田線）、つくばエクスプレス（TX）等の鉄道の他、国道6号、国道16号、常磐自動車道等、主要幹線道路により交通利便性の高い地域です。

未来へ向けた都市づくり

このような自然と住居・生活の環境に恵まれた地において、環境と文化の保全とともに、未来へ向けた「都市づくり」を実現するため「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」を将来都市像としてマスタープラン及び各分野の計画を策定し、取り組んでいます。

柏市では、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済情勢の変化に対応し、多様な世代がいきいきと豊かに暮らすことのできる生活環境の整備、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮しながら、安心で快適な市街地の形成を目指

しています。また、市街地の質的な改善や充実、防災性の向上は重要であり、道路、公園、下水道等の社会資本の整備をはじめ、費用対効果等を踏まえた取り組みが行われています。

柏市の観光資源

市内には、手賀沼やあけぼの山農業公園、国の重要文化財である旧吉田家住宅、柏駅周辺の商業エリア、環境未来都市の実現に取り組んでいる柏の葉エリア等自然の豊かさと都会のまち並みの両方を有しており、多様な観光資源が存在しています。

その内の一つのあけぼの山公園周辺は、柏北部の観光地として四季折々に咲く花を鑑賞するために、観光客が訪れています。

公園のシンボルである風車を背景に、チューリップやコスモス等、花の見頃の時期にはテレビ等にも取り上げられています。

また、園内には四季折々の景色が楽しめる日本





庭園があり、その中心には、本格的な茶会も催せる茶室を備えた風情溢れる佇まいの柏泉亭があります。その隣には、関東三大弁天の一つである紅龍山東海寺（通称：布施弁天）があり、多くの参拝客が訪れています。

また、市民が家族で憩えるふるさと広場、農作物の加工や手づくりみそ等を作るための加工実習館が設置されており、多くの市民に利用されています。

芝生広場や遊具等子どもが遊べる施設は、家族の憩いの場、子育ての場としても利用されています。

スポーツのまち かしわ

さらに、サッカーJリーグの柏レイソルやバスケットボールJX-ENEOSサンフラワーズのホームタウンでもあります。柏の葉エリアでは、東京大学や千葉大学の研究施設の集積等があり、特色となっています。



環境未来都市・・・柏

平成20年3月に千葉県、柏市、東京大学、千葉大学の4者によって、国際学術研究都市・次世代環境都市の実現を目標とした「柏の葉国際キャンパスタウン構想」が策定され、公民学連携による



先進的な取り組みが進められています。平成23年7月には、環境エネルギー問題等の社会的課題にまちづくりとしての解決モデルを提示していく「『世界の未来像』をつくる“まち”」というコンセプトを発表し、同年12月には国から環境未来都市、地域活性化総合特別区域の指定を受けています。

一方、最先端の技術とコミュニティの力で環境問題をはじめとする社会課題を解決し、豊かな未来を築くためのまちづくりである、環境未来都市の実現に向けた整備が進められており、近年注目が高まっています。また、東京大学、千葉大学、柏の葉アーバンデザインセンター（以後、「UDCK」と表記）、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、国立がん研究センター東病院等、公民学連携の核になる施設等が集積しています。その他、つくばエクスプレス沿線を中心に起業家やベンチャー企業の活動を支援しているTXアントレプレナーパートナーシップの拠点やUDCKが行っているまちづくりスクール等、まちづくりに関する勉強会や企業支援の活動が盛んな地域です。

安心なまちづくり

これからもすべての市民の人権や尊厳が尊重される社会を形成し、古くから柏市に住み続けている人や新たに移り住んだ人、乳幼児から高齢者までのさまざまなライフステージの人、市内で働く人や市外に働きに行く人、男性も女性もあらゆる市民が安心して生活ができ、安全かつ快適でうるおいのある生活環境を享受できるまちづくりを進めていきます。そして、だれもが住みたくなる、また住み続けたいと感じることのできるまちづくりを目指していきます。

— 県議会報告 —

『千葉県いじめ防止対策推進条例』 の成立



千葉県議会議員（松戸市選出）

湯浅 和子

2月県議会において、全国で2番目の『いじめ防止対策推進条例』が成立し、4月1日より施行されました。国での法律制定を受けての条例ですが、何が変わり、私たちはどうしなければならないかを考えてみたいと思います。

県内でも

年間年間2万件を超えるいじめが発生

大津市における、いじめが原因とみられる少年の自殺がおこり、さらに全国での同様な事件や児童の虐待問題なども続いて、子どもの命を守ることが最大の課題になってきました。県内でも年間2万件を超えるいじめが発生しています。

民主党県議会会派も、国で精力的に取り組んだ小西参議院議員や現場の先生方の声を聴かせていただいて、条例づくりを行いました。

児童の尊厳の保持が重要な目的

法律の示す目的、第1条は「児童等の尊厳を保持するため」と規定し、教育を受ける児童等の権利を著しく侵害するいじめを防止しなければならないとしています。そのための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすると定めています。千葉県の条例もその目的に沿ったもので、児童等が健やかに成長することができる環境を整えるとしています。「児童の尊厳を保持する」とい

う一文は重要な目的です。

いじめの定義については、「児童等が心身の苦痛を感じているもの」として、インターネットを通じて行われるものを含めて、心理的または物理的な影響を与える行為と規定しています。学校の内外を問わずあらゆる態様で行われるものを対象にし、誹謗中傷など言葉による攻撃や、無視や仲間はずれなどの不作為な行為は心理的影響を与えることに該当すると読むことができます。

第4条では児童等はいじめを行ってはならない。また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めなければならないと呼びかけています。この項を成功させるためにはいろいろと知恵を働かせ、具体的な措置を講ずる必要がありそうです。

県、学校現場で基本方針策定

これから県は（第5条）県の責務に沿って「県いじめ防止基本方針」（第11条）を定め、学校は「学校いじめ防止基本方針」（第12条）を定めなければなりません。特に学校では今までに校内で起きた直接的な事案を分析し、さらには専門家の方や地域の方々からのご意見も聞いて、社会全体で取り組む問題であることの理解を広めなければなりません。学校はまた大きな責任を背負うわけですが、だからこそより開かれた学校づくりを目指すチャンスととらえていただいたいものです。

そして15条では教職員の研修や先生方のゆとりある配置もうたわれ、専門的知識のあるソーシャルワーカーやカウンセラーについても十分配慮した配置をするように定められました。是非実現させなければなりません。特に小中学校における少人数学級の実現は、教育現場からの長年の強い要望です。ゆとりある教育が推進されなければいじ

め問題は解消しないと言っても過言ではありません。

ネット上のいじめにも対応

4月28日の新聞報道によりますと県は、第20条の「千葉県いじめ対策調査会」を立ち上げると発表しました。大学教授や精神科医などの有識者で構成され、重大ないじめが県立学校で起きた際の事実確認や調査、いじめ防止に関する研究を手掛けるとしています。中でも最近増加しているスマートフォンなどインターネットを使いたいじめ対策としてネット上を監視する機関を支援し、ネットの適切な利用の周知などの啓発にも力を入れているとしています。県ではすでにネット上への児童の危険な書き込みをチェックし、当該する学校や保護者などに知らせるという仕組みを作っています。しかしまだその範囲は限定的です。この条例によりあらゆる場面での対策が可能になれば有効だと思います。そして21条の重大な事案への対応では、「関係機関と連携して適切に行う」という表現になっています。警察を意識していると思いますが、あからさまには記されていません。この配慮はうれしいものです。

最後は22条の知事の調査と23条で財政の措置が規定されました。

2月県議会最終日には自民党、民主党など7会派の賛成で成立した条例です。今までいくつもの教育における対策条例が掲げられたと思いますが、理想とはまだ程遠い状況です。今回の条例は、何よりもかけがえのない子どもたちを守るために、条例に命を吹き込み、みんなで連携し住みよい社会を創らなければなりません。皆様のご意見を頂ければ幸いです。

千葉県労働者福祉協議会所蔵書籍の 管理を移管されました

自治研センター事務局



震災の影響と建物の老朽化もあり、40年以上県内の労働団体の拠点であった、千葉県労働者福祉センターが取り壊しになりました。このため、センター内書庫に保管していた千葉県労働者福祉協議会が所蔵する労働関係を中心にした書籍を当研究センターが引き継ぐことになりました。移管された書籍は約2千冊で県内各単産の労働運動史をはじめ、福祉、医療、年金関係も含めて多様なジャンルにわたっています。なかには戦後第1回目の千葉県メーデー宣言、戦後間もない時期の県知事と県職員組合の労使協定など貴重な資料も含まれています。

現在、千葉県教育会館別館の自治労千葉県本部会議室に展示しておりますが今後、目録を整理し、会員・一般への公開を行ってまいります。なお、書籍のなかに1994年発行の戦後千葉県労働運動史の残部がありますので希望する方に無料進呈（送料は希望者負担）いたします。ご連絡をお待ちしております。

戦後千葉県労働運動史及び戦後千葉県労働運動史資料編

- ・発行：1994年12月12日
- ・発行者：戦後千葉県労働運動史編纂委員会
- ・構成：2冊組
戦後千葉県労働運動史（第1部、第2部+座談会記録）1570ページ
戦後千葉県労働運動史資料編（年表、各種委員名簿など）1313ページ

・戦後千葉県労働運動史 目次：

第1部 戦後千葉県労働運動史

- 第1章 敗戦と県内労働運動の開幕
- 第2章 夜明けの時代を切り拓いた営為
- 第3章 苦難と建設の時代の労働運動
- 第4章 県労連の結成と運動の前進
- 第5章 労働運動の新たな集積
- 第6章 生きる権利を守る闘いの前進
- 第7章 房総の大地に根をおろす諸取組み
- 第8章 闘いの年輪をこえて

偲ぶ記

各種座談会記録

第2部 千葉県労働者福祉事業団体略史

- 第1章 千葉県労働銀行略史
- 第2章 全労済千葉県本部略史
- 第3章 生活協同組合千葉県労働者住宅協会略史
- 第4章 千葉県生活協同組合連合会略史
- 第5章 千葉県労働者福祉協議会略史
- 第6章 財団法人千葉県労働者信用基金協会略史
- 第7章 社団法人千葉県労働者福祉センター略史
- 労働者福祉事業団体座談会記録

新聞の切り抜き記事から

研究員 鶴岡 美宏



当センターの地方自治関係の新聞切り抜きファイルから、主な記事を抜粋して紹介します。

□第18分冊（2013年11月6日～2014年1月16日）

介護保険改革 市町村に丸投げか

介護費用の抑制を市町村に丸投げして、国の責任を全うしているといえるだろうか。家事援助やデイサービス、リハビリなど、「要介護」より軽い「要支援」の人向けのサービスを介護保険の給付から外し、市町村の「地域支援事業」に移す案が厚生労働省の審議会で検討されている。

（朝日11/7）

生活保護支援 専門家足りぬ

生活保護の受給者が増え続ける中、受給者を担当するケースワーカー（CW）が量、質ともに不足、低下している。雇用環境の悪化などにより受給者の自立を支援する需要が高まっているにもかかわらず、千葉県全県では国の配置標準に対して52人足りず、法で定められた資格がないCWも14%に上る。（朝日11/10）

柏市長に秋山氏再選 財政再建路線に評価

柏市長選は10日、投開票され、現職の秋山浩保氏（45）が、新顔で共産党地区委員長の武石英紀氏（63）を破り、再選された。投票率は24.99%で過去最低だった。（朝日11/12）

県内市町村10年後予測 10団体、赤字転落へ

千葉県内経済の研究機関、千葉経済センターは県内市町村の財政状況について調査を実施し、10年後の2023年度に全54市町村のうち10団体が赤字転落するとの予測を公表した。（千葉日報11/18）

来秋から本格使用へ 新システム構築費など計上

千葉市は22日、多機能携帯電話（スマートフォン）などを使って市有公共施設など市の課題を解決する「ちば市民協働レポート（通称・ちばレポ）」の実証実験を踏まえ、新たな情報システムを来年9月から運用する方針を明らかにした。

（千葉日報11/23）

市川市長選 大久保氏が再選

投票率21.71% 前回下回る

任期満了に伴う市川市長選が11月24日投開票され、現職の大久保博氏（64）が新人で労組役員の田中長義氏を破り、再選を果たした。（毎日11/25）

12/3 県議会代表質問 答弁要旨

高橋浩議員（民主党）は成田市と国際医療福祉大学が検討を進める医学部新設を含めた国家戦略特区を取り上げた。森田知事は「本県は医学部新設の必要性が高い県であることから、地元関係者と十分協議の上、対処すべき」と述べた。

（千葉日報12/4）

12/5 県議会一般質問 答弁要旨

- 河野俊紀議員（民主党）は、金融商品取引をめぐる特殊詐欺の現状について質問した。大山県警本部長は、「認知件数が65件、被害額が約4億3431万円で、昨年同時期と比べ23件（約55%）増加している」と答弁。（千葉日報12/6）
- 中田学議員（民主党）は、家庭的保育事業「保育ママ」の実施状況を聞いた。森田健作知事は「居宅などで保育することから施設整備より比較的低いコストで早期に実施できるため有効な

事業」と指摘。(千葉日報12/6)

12/9 県議会一般質問 答弁要旨

小宮清子議員(市社無)は、福島第一原発事故で発生した放射性物質を含んだ指定廃棄物の最終処分場選定について、本県の地域特性について尋ねた。中島環境生活部長は「本県の地域特性に配慮すべき事項については、今後開催予定の市町村長会議で議論されることになっている」と述べた(千葉日報12/10)

平成の大合併、財政圧迫 自治体支援終了に「待って」

平成の大合併に取り組んだ地方自治体の多くが財政不安を訴えている。国が地方交付税を割り増し配分する特例措置「合併算定替」が期限切れとなる自治体が2014年度から急増するためだ。行財政の効率化を目指したのに、合併しなかった自治体より高コスト体質になっている皮肉な傾向も浮かび上がっている。総務省は新たな支援策の検討を進めている。(日経12/16)

経済波及効果は7億円 国際会議4件、誘致奏功

12月千葉県議会は16日、商工労働企業常任委員会が開かれた。商工労働部は国際会議の誘致促進に向け創設した補助金制度を活用して、これまでに4件の国際会議が開催され、経済波及効果が7億円以上と試算されたことを明らかにした。山本友子議員(市社無)の質問に答えた。(千葉日報12/17)

北総線補助金 印西・白井市継続せず

北総線の運賃値下げのため県と沿線6市が負担している補助金が2015年度に期限切れを迎える問題で、印西市の板倉正直市長と白井市の伊澤史夫市長は26日、北総鉄道に「補助金は継続できない」と回答した。「自助努力による値下げ」を求める両市に対し、同社は「補助金なしなら元の運賃に戻す」と反発。対立の溝が深まりつつある。(朝日12/27)

いじめ防止条例へ素案 自民県議会議員会

全国の都道府県で初となる「いじめ防止対策条例」の策定に向けて、自民党千葉県議会議員会が条例の素案を公表した。いじめに対する県の責務を明らかにし、防止に向けた施策の整理や対策をつくることが目的。(朝日1/9)

特養待機1万8000人 定員増も…追いつかず

千葉県内の特別養護老人ホーム(特養)入居待機者が3年連続で1万8000人を超えたことが県の調べで分かった。県は2009年度から4年間で定員を約5000人増やしたが、待機者数は微減にとどまる。全国2番目とされる本県の高齢化の速度に、追いついていないのが実情だ。(読売1/10)

銚子市、赤字回避へ 基金取り崩しで可能に

財政悪化で本年度に赤字転落の恐れがあった銚子市で、ようやく赤字回避の見通しがついた。市行財政改革審議会は14日、越川信一市長へ第2次答申書を提出。同市長は「基金を使ってでも赤字を回避したい」と前向きに話した。(千葉日報1/15)

□第19分冊 (2014年1月17日～3月17日)

今年の選挙 13市5町、首長選

千葉県内では今年、13市5町で首長選、7市1町1村で議員選挙が予定されている。前半の注目は木更津市長選。(朝日1/16)

東千葉MC4月開院 救急地元負担に反発

今年3月末で閉鎖となる千葉県立東金病院(東金市)の機能を引き継ぐ中核病院「東千葉メディカルセンター(MC)」が4月、東金市丘山台に開院する。(読売1/17)

政令市に「総合区」 役割強化で法改正へ

政令指定都市の行政区の役割を強化する地方自治法改正案の概要が19日、分かった。現在は窓口業務が中心の各区を「総合区」に各上げして予算編成や人事権の一部を持たせるほか、道府県と政

令市の仕事の重複をなくすために「調整会議」を設置することなどが柱。(千葉日報1/20)

千葉市議会 報酬減 終了求める声

千葉市議会が2010年度から実施している議員報酬の減額について、来年度の継続を巡って会派の対立が続いている。一部会派が「減額は今年度末までという取り決めがあった」などと主張して、報酬を元に戻すよう強く求めている。(読売1/27)

千葉県14年度一般会計予算案 税収増見込み

県は6日、一般会計の総額が1兆6143億1300万円の2014年度当初予算案を発表した。予算規模は過去最大。(毎日2/7)

千葉市予算 最大規模に 税収大幅増

千葉市は、新年度当初予算案の一般会計総額を3750億円超とする方針を固めた。(読売2/12)

四街道市長に佐渡氏

四街道市長選は2月16日、投開票され、現職の佐渡斉氏(60無所属)が新顔の元市議坂本弘幸氏(66同)を破り、再選された。(朝日2/17)

2/25 千葉県議会 代表質問 答弁要旨

民主党の田中信行議員は「県施設の運営により多額の利益を上げた指定管理者から、県に利益を納入させるべきでは」と質した。高橋副知事は「今後、他自治体の事例も参考にしながら検討していく」と述べた。(千葉日報2/26)

「合併促進剤」の副作用

市町村合併の「副作用」に苦しむ自治体が4月以降急増する。地方「自治」のはずなのに、最後は国頼みの構図から抜け出せない。(朝日2/28)

2/27 千葉県議会 代表質問 答弁要旨

藤代政夫議員(市社無)は、先進農家で研修を受ける新規就農者に年間150万円を助成する国の「青年就農給付金制度」について、有機農業の研修状況を尋ねた。高橋副知事は「就農希望者のニーズに合わせ、有機農業も含め様々な農業経営に対応した研修体制を整備している」と説明。(千葉日

報2/28)

千葉市議会代表質疑 再開発地区で出店規制へ

2月定例市議会代表質疑が28日も行われ、市はJR千葉駅西口再開発地区で、性風俗店などの出店を規制する地区計画を導入する方針を明らかにした。パチンコ店が、再開発ビル内で1月から営業を始めたことを受けた措置。秋以降に規制がかかる見通し。

3/3 千葉県議会 一般質問 答弁要旨

民主党の石井敏夫議員は、農林総合研究センターが主催する公開講座の開催状況を聞いた。麻生農林水産部長は「本県の主要な農産物である菜の花やコメなどをテーマに、特徴や研究内容などを分かりやすく紹介するなど7年間で延べ13回開催し、毎回約150人が参加している」と答えた。

(千葉日報3/4)

3/4 千葉県議会一般質問 答弁要旨

民主党の石井宏子議員は、知事の許可を必要としない小口径井戸の地下水採取の状況について質問した。鶴巻郁夫総合企画部長は、「調査結果から、地下水採取を地盤沈下防止の観点から直ちに規制するのは難しい」との認識を示した。

(千葉日報3/5)

地方分権を問い直す 上・下

日本は中央集権国家で、地方公共団体はがんじがらめ。これでは地域の創意工夫を生かせない。

「分権改革」は私たちを救うのか。朝日新聞社の「未来への発想委員会」で、有識者の委員と記者が交わした議論を2日にわたって紹介する。

(朝日3/7、8)

千葉市議報酬の減額継続

千葉市議会(定数54)の議員報酬減額問題で、来年度も今年度と同様に減額が続く見通しとなった。会派の意見対立が続いていたが14日、全会派一致で減額に合意した。(読売3/15)

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	発 行 元	種 類	日 付
月刊自治研 1月号 苦難の時代をどう乗り越えるか		自治研中央推進委員会	情報誌	2014.1. 7
とちぎ地方自治と住民VOL490 <磯村英一>を読み解くⅡ		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2014.1.21
信州自治研 1月号 小布施若者会議、という挑戦		長野県地方自治研究センター	情報誌	2014.1.21
自治研とやまNO87 1月 三つの「自治研」とは		富山県地方自治研究センター	情報誌	2014.1.21
自治研いわて46 東日本大震災復興視察報告		岩手県地方自治研究センター	情報誌	2014.1.23
みやぎき研究所だより73 労働者の使い捨ては許さない！		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2014.1.23
フォーラムおおさか135 自治体職員の夢と希望		大阪地方自治研究センター	情報誌	2014.1.23
自治総研 1月号 石巻市における東日本大震災からの復旧・復興と財政		地方自治総合研究所	情報誌	2014.2.10
自治研おかやま 6 教育は今		自治研究センターおかやま	情報誌	2014.2.10
ぐんま自治研ニュース118号 低賃金・無権利・使い捨て公務非常勤職員の現状と課題2		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2014.2.10
新潟自治58 正念場 2014年を拓く		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2014.2.10
徳島自治101号 合併後の市町村における周辺部の過疎化の検証		徳島地方自治研究所	情報誌	2014.2.10
月刊自治研 2月号 2014年度予算 遠のく一体改革、地方の不安		自治研中央推進委員会	情報誌	2014.2.10
北海道自治研究540 人口減少化のまちづくりを考える		北海道地方自治研究所	情報誌	2014.2.10
自治研なら110号 地域社会を変えるソーシャルビジネス		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2014.2.10
全国首長名簿2013年版		地方自治総合研究所	資料集	2014.2.10
自治体再建 一原発避難と「移動する村」	今井 照	ちくま新書	新 書	2014.2.10
信州自治研 2月号「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が目指すもの		長野県地方自治研究センター	情報誌	2014.2.17
とうきょうの自治 No91 高齢社会の住まい方		東京自治研究センター	情報誌	2014.2.17
横須賀市財政白書2013年、2014年		横須賀地方自治研究センター	報告書	2014.2.17
とちぎ地方自治と住民VOL491 改憲論と歴史認識		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2014.2.17
公共サービス改革の本質 ー比較の視点ー	武藤博己	自治総研叢書	単行本	2014.2.17
都内基礎自治体データブック (2012年版)		東京自治研究センター	資料集	2014.2.17
自治研かごしま2月 公契約条例の推進		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2014.2.21
市政研究 14冬号 大都市の地域自治のいま		大阪市政調査会	情報誌	2014.2.21
かながわ自治研月報 2 2014年度政府予算と地方財政計画の特徴		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2014.3. 3
北海道自治研究541 2014年度地方財政計画と地方財政		北海道地方自治研究所	情報誌	2014.3. 3
自治権いばらき114 茨城県喜多ジオパークの活動紹介		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2014.3. 3
自治体セーフティネット		大阪市政調査会	単行本	2014.3. 3
自治総研 2月号 2014年度地方財政計画の概要		地方自治総合研究所	情報誌	2014.3. 3
月刊自治研 3月号 市民の心といのちに寄り添う		自治研中央推進委員会	情報誌	2014.3.18
信州自治研 3月号 よりよい公契約条例制定をめざす		長野県地方自治研究センター	情報誌	2014.3.18
自治研かごしま 2月 奄美群島日本復帰60周年		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2014.3.18
とちぎ地方自治と住民VOL492 2014年度地方財政の見通しの概要と展望		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2014.3.19
自治研なら 臨時号 震災からの教訓 依存からの脱却		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2014.3.27
北海道の元気！NPO訪問	加藤知美	北海道地方自治研究所	単行本	2014.3.27
大阪市はいし・特別区設置の制度設計案を批判する		大阪の自治を考える研究会	単行本	2014.3.31
埼玉自治研41 2014年度予算と自治体財政		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2014.3.31
自治総研 3月号 自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲をめぐる一考察		地方自治総合研究所	情報誌	2014.3.31
北海道自治研究542 北海道で考える交通権と公共交通		北海道地方自治研究所	情報誌	2014.3.31
自治研いわて47 3.11から3年 復興シンポジウム		岩手県地方自治研究センター	情報誌	2014.4. 8
市民自治	福嶋浩彦	ディスカバー 携書	単行本	2014.4. 8
相模原 第19号「リニア中央新幹線」をめぐる動き		相模原地方自治研究センター	情報誌	2014.4. 8
新潟自治58 新潟県内自治体の2014年予算をみる		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2014.4. 9
月刊自治研 4月号 自治研が広げるあなたの未来		自治研中央推進委員会	情報誌	2014.4. 9
自治研ぎふ109号 長良川おんぱくモデルを		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2014.4.14
フォーラムおおさか136 「地域主権改革」民主党政権は何をめざしたか？		大阪地方自治研究センター	情報誌	2014.4.16
自治研とやま No88 4月 2014年度地方財政の見通しと岐路に立つ地方財政制度		富山県地方自治研究センター	情報誌	2014.4.16
とちぎ地方自治と住民VOL493 2014年度栃木県一般会計当初予算概観		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2014.4.16
八王子自治研究センター通信 No 7		八王子自治研究センター	情報誌	2014.4.16
地域における見守りや支え合いのネットワークを考える		八王子自治研究センター	報告集	2014.4.16
信州自治研 4月号 バイオマス熱供給事業の可能性とカラマツの再生		長野県地方自治研究センター	情報誌	2014.4.22
みやぎき研究所だより74 社会保障・税一体改革と消費税増税		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2014.4.22
北海道自治研究543 特集<北海道の課題>		北海道地方自治研究所	情報誌	2014.4.30
自治総研 4月号 「アベノミクス」と2014年度予算		地方自治総合研究所	情報誌	2014.4.30
とうきょうの自治 No92 2014年度予算		東京自治研究センター	情報誌	2014.4.30
かながわ自治研月報 4 横浜の魅力あるまちづくり		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2014.4.30

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			
		電話 ()	
		Fax ()	
		メールアドレス	

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館別館 3階(教職員福祉会館)

TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

5月14日に衆議院厚生労働委員会で与党が地域医療・介護推進法案の採決を強行し、6月にも成立する見通しになりました。この法案は19の関連法案をまとめて1本にし、内容が多岐にわたることから、慎重審議が求められていました。内容的には「要支援」向けサービスを市町村事業に移管することについて、サービスの地域格差が広がるといった懸念や批判が多く出されました。今号に収録した2月15日の講演会では、社会保障審議会介護保険部会委員を務めてこられた結城先生に講演をお願いし、加えて介護現場で働く東出さん、大塚さんをまじえてパネルディスカッションをしていただきました。結城先生は介護や医療など、普遍的なサービスが求められる事業に地域格差があっては困る、ということで今回の改正に反対してられました。パネルディスカッションでも、社会保障制度は「全国一律のサービス」が期待されているという発言がありました。

今号では、2014年度千葉県予算と県都千葉市の予算について、藤代県議と白鳥千葉市議に寄稿していただきました。また、宮崎理事長と申主任研究員の連載論文を掲載しましたが、宮崎論文の膨大なデータの一部を本誌ではなく、当センターのホームページに掲載するという新たな試みをしました。地方財政に関心のある方々の積極的なご活用を期待します。

次回講演会は9月20日(土)に自治労千葉県本部との共催による第9回千葉県地方自治研究集会として、杉田敦先生(法政大学教授、政治学)の講演と小西洋之参議院議員と廣瀬理夫弁護士に参加していただくパネルディスカッションを予定しています。

事務局長 宮原 一夫

次回講演会のお知らせ (千葉県地方自治研究集会)

日 時 9月20日(土) 14時から
場 所 千葉県教育会館
講 師 杉田 敦(法政大学教授)
パネラー 小西 洋之(参議院議員)
廣瀬 理夫(弁護士)
テ ー マ 「政治権力の現状について」(仮題)

自治研ちば VOL.14

2014年6月11日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館別館3階

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 宮原一夫

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円(送料別途)

自治研ちば既刊案内

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで

1部 800円

2011年
2月
(vol.4)



- ・巻頭言 研究員 網中 肇
- ・第7回千葉県地方自治研究会
「新しい公共」
自治体でどう取り組むか
法政大学法学部教授
名和田是彦
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
白井市長 横山久雅子
ワーカーズコープちば専務理事
菊地 謙
研究員 網中 肇
- ・連載「房総の自治鉦脈」第4回
理事長 井下田 猛
- ・連載④ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・召しませ！白樺派のカレー
我孫子市役所 嶋田 繁
- ・公共の担い手
特定非営利活動法人TRYWARP
代表理事 虎岩 雅明
- ・自治研センター事務局より～
事務局員 高橋 秀雄
- ・紹介・スクラップブック
「千葉県地方自治関係記事」
理事長 井下田 猛

2011年
6月
(vol.5)



- ・巻頭言 副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・今、地方議会に問われているもの
自治研センター講演会より
法政大学法学部教授 廣瀬 克哉
- ・野田市長、巨大地震と契約条例を語る
2011年4月15日 野田市役所にて収録
野田市長 根本 崇
理事長 井下田 猛
自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦
- (特集・東日本大震災)
・東日本大震災見えてきた課題と
今後の対応
銚子市職労 大網 裕弥
・東日本大震災における浦安市の被災
浦安市市長公室長 中山 高樹
- ・連載：数字で掴む自治体の姿
(番外編)：数字で伝わる震災の記録
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・地震・津波・原発震災と緊急宣言私案
理事長 井下田 猛
- ・平成の大合併とコミュニティの多重化
淑徳大学コミュニティ政策学部教授
佐藤 俊一
- ・連載「房総の自治鉦脈」第5回
理事長 井下田 猛
- ・シリーズ 千葉の地域紹介
発酵の里・健康笑顔のまちこうざき
神崎町役場 浅野 憲治
- ・公共の担い手 地域コミュニティの再生に貢献
特定非営利活動法人
VAICコミュニティケア研究所
- ・自治体の事業紹介
千葉市の雇用推進事業
元千葉市就労相談員 東出 健治
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏
- ・読者の声 佐倉市 井原 慶一

2011年
10月
(vol.6)



- ・巻頭言 理事 衆議院議員 若井やすひこ
(特集・東日本大震災)
・復興への地方財政の役割
～災害救助をとおして自治体財政を見る～
公益財団法人地方自治総合研究所研究員
菅原 敏夫
- ・東日本大震災における習志野市
の被災と今後の取組み
習志野市総務部生活安全室長
角川 雅夫
- ・香取市長、震災対策を語る
2011年7月28日香取市役所にて収録
香取市長 宇井 成一
副理事長 佐藤 晴邦
事務局員 高橋 秀雄
- ・通信部日記
東北の通信部で過ごした7年余
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- ・千葉県平成23年度補正予算から
何を見るか？
理事 千葉県議会議員
ふじしろ政夫
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第6回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑤：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・ミクロネシア連邦と日本との交流
NPOミクロネシア振興協会の活動
NPOミクロネシア振興協会事務局長
川崎 正和
- ・若者に農業をやってみようと思
われる魅力ある農業を！
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- ・公共の担い手 生活保護受給者
と社会的参加の場づくり
ワーカーズコープちば専務理事
菊地 謙
- ・シリーズ千葉の地域紹介
市川市 ガーデニング・スタイルかわ
新聞の切り抜き記事から
(2011年4月6日～6月22日)
研究員 鶴岡 美宏

2012年
2月
(vol.7)



- ・巻頭言 副理事長 佐藤 晴邦
- ・自治研センター講演会・パネル
ディスカッション
「入札改革」社会的価値の追求と
公契約
法政大学大学院政策創造研究科教授
武藤 博己
副理事長 法政大学法学部教授
市川市副市長 遠峰 正徳
全建設連千葉県連合会執行委員長
鈴木 紘
理事 千葉県議会議員 藤代 政夫
- ・地方自治と原発財政 一原発交
付金と狭義の原発マネーを中心
として
理事長 井下田 猛
- ・脱原発へ…… 小さな一歩でも！
脱原発・市川市民の会 能登 基五
- ・液状化に強い街へ
千葉県議会議員 (浦安市選挙区)
矢崎 堅太郎
- ・東日本大震災と地方自治体の危
機管理
東金市議会議員 水口 剛
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第7回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑥：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手 生活保護受給者
と社会的参加の場づくり
ワーカーズコープちば専務理事
菊地 謙
- ・シリーズ千葉の地域紹介
鴨川市「自然と歴史を活かした観光・
交流都市」をめざして
新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2012年
6月
(vol.8)



- ・巻頭言 理事 総武法律事務所 弁護士
小川 寛
- ・自治研センター講演会
自然の法則・摂理を無視していた
巨大広域開発への警鐘
～巨大地震が物語った液状化・流動化・
地液現象と津波～
茨城大学名誉教授 楳井 久
(日本地質汚染審査機構・医療地質研究所)
- ・千葉市長を迎え 対談：大都市
問題 一大阪都構想・大都市制度一
千葉市長 熊谷 俊人
東京自治研究センター 研究員
佐藤 草平
- ・自治体当初予算検討の視点
理事長 井下田 猛
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第8回
理事長 井下田 猛
- ・大震災・福島第一原発事故から
1年の被災地を歩く
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- ・公共の担い手 市民向け公開講座の運営と公共
サービス民営化の受託
NPO法人ふれあい塾あびこ 副理事長
多田 正志
- ・シリーズ千葉の地域紹介
木更津市「ライジング木更津 笑
顔の数が増えてゆく」
千葉県議会議員 (君津市選挙区)
石井 宏子
- ・佐倉市議会報告
佐倉市議会議員 井原 慶一
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2012年
10月
(vol.9)



- ・巻頭言 理事 淑徳大学 准教授
結城 康博
- ・自治研センター第4回総会記念
講演会
大阪都構想の現状
橋下市政の6ヶ月
大阪市政調査会会長 澤井 勝
(奈良女子大学名誉教授)
- ・東庄町長を迎え
対談：東庄町の現状と課題
一町村の今後をどうしていくのか～
東庄町長 岩田 利雄
理事長 井下田 猛
副理事長 佐藤 晴邦
- ・県議会報告 千葉県の外郭団体
における仕組み問題について
理事 千葉県議会議員 網中 肇
(千葉市中央区選出)
- ・連載⑦：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第9回
理事長 井下田 猛
- ・公共の担い手 東京湾三番瀬保
全運動に取り組む
NPO法人パイプラインアソシエイツ
理事長 大野 一敏
- ・シリーズ千葉の地域紹介
鎌ヶ谷市 世界につながる人と
文化の交流拠点「鎌ヶ谷」
- ・低線量放射線リスクはなぜ過小
評価されるのか
一国会事故調で明らかになったこと一
高木学校 崎山比早子
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年
2月
(vol.10)



- ・巻頭言 副理事長
全国市町村職員共済組合連合会
参与 佐藤 晴邦
- ・第8回 千葉県地方自治研究会講演
第1部：講演「夕張の今と未来」
新たな可能性を創造するまちへ
夕張市長 鈴木 直道
- 第2部：対談
夕張市長 鈴木直道 vs
法政大学教授 宮崎伸光
- ・東日本大震災後の東京電力の取り組み
連合千葉 副事務局長 (千葉県電力総連派役員)
滝本 明良
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第10回
理事長 井下田 猛
- ・連載⑧：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手 松戸市清掃協業組合
自治労松戸市清掃労働組合 執行委員長
武田 智
- ・シリーズ千葉の地域紹介
芝山町 活力ある 緑の大地と
空がふれあうまち・芝山
- ・市議会報告 市政改革の推進力と
しての議会の役割について
千葉市議会議員 布施 貴良
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年
6月
(vol.11)



- ・巻頭言 淑徳大学 コミュニティ政策学部 教授
佐藤 俊一
- ・連載：「房総の自治鉦脈」第11回
理事長 井下田 猛
- ・自治研センター講演会
非正規公務員という問題
一問われる公共サービスのあり方一
公益財団法人地方自治総合研究所
研究員 (関東学院大学兼任講師)
上林 陽治
- ・千葉市における源頼朝の伝説と
地域文化の創出に向けて
一千葉の町・鎌倉の町一
元千葉市立郷土博物館 館長
丸井 敬司
- ・東京電力福島第一原子力発電所
事故と農産物被害
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
副理事長 法政大学法学部教授
宮崎 伸光
- ・公共の担い手 社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団
銚子市社会福祉事業団職員労働組合
副執行委員長 伊勢 和枝
- ・シリーズ千葉の地域紹介
旭市 豊かな自然が作り上げる
健康都市・旭
発行図書紹介
「医療なくして子育てでできず」
理事 千葉県議会議員 網中 肇
- ・市議会報告
市議会議員一年生の奮闘記
～約一年間の議会活動の報告と
感じたことについて～
会員 四街道市議 鈴木 陽介
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2013年
10月
(vol.12)



- ・巻頭言 副理事長 高橋 秀雄
- ・自治研センター
第5回定期総会記念講演会
安倍政権と地方行政財政改革の行方
(公社) 神奈川県地方自治研究センター 理事長
(神奈川大学法学部講師)
上林 陽治
- ・連載：数字で掴む自治体の姿
(番外編 その2)
県内各町村の財政健全化に係る指標
理事長 (法政大学法学部教授)
宮崎 伸光
- ・連載①：自治体政策形成のキーワード
主任研究員
(法政大学大学院公共政策研究科客員准教授)
申 龍徹
- ・公共の担い手 公益財団法人 ちば県民保健予防財団
ちば県民保健予防財団労働組合 書記長
石井なおみ
- ・シリーズ千葉の地域紹介
市原市 未来へ向けて
夢発信 いちはら
市原市職員労働組合 須藤 和人
- ・県議会報告
人間らしく生きぬめる県政を
千葉県議会議員 (流山市選出)
小宮 清子
- ・市議会報告
ベトナム問題への取組み
市川市議会議員 石原よしのり
- ・私たちの責務は語り継いでいくこと
一東日本大震災体験職員等アンケートを実施一
銚子市役所職員労働組合 大網 裕弥
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

2014年
2月
(vol.13)



- ・巻頭言 連合千葉顧問 (常勤) 黒河 悟
- ・公共サービス改革の国際比較とその
担い手 英米の経験からの検証
主任研究員 申 龍徹
(法政大学大学院公共政策研究科客員准教授)
- ・市長インタビュー 鴨川市
鴨川市長 長谷川孝夫
聞き手 副理事長 佐藤 晴邦
副理事長 高橋 秀雄
主任研究員 申 龍徹
- ・「手賀沼ふれあい清掃」からまちづくりへ
一我孫子市職員組合の新たな自治研活動について一
我孫子市職員組合 書記長 嶋田 繁
- ・連載⑩：数字で掴む自治体の姿
理事長 (法政大学法学部教授)
宮崎 伸光
- ・シリーズ千葉の地域紹介
流山市「水と緑と歴史のまち・
流山」を失ってはならない
流山市職員組合 梶岡 恒夫
- ・県議会報告 財政健全化へ
起債残高を減らすことを提案
千葉県議会議員 (船橋市選出) 堀江 はつ
- ・市議会報告 まちづくりの重要な
ポイントは地域自治会！
君津市議会議員 岡部 順一
- ・東日本大震災体験アンケート報告を発行
自治労銚子市役所職員労働組合 大網 裕弥
- ・新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏



中央ろうきん 毎月第3土曜日は 相談会の日



開催時間 10:00~17:00

住宅や車のローン、
教育資金、資産運用など、
何でも相談しちゃおう!

※8月の第3週は未開催となります。※一部未開催の店舗がございます。※店舗によって相談会の開催時間が異なる場合がございます。
※事前のご予約がないお客様につきましては、お待ちいただくか、ご相談時間を別途ご調整させていただく場合がございますので、
予めご了承ください。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店またはホームページにてご確認ください。

相談会ご予約受付中!

ホームページ予約専用URL <http://chuo.rokin.com/link/soudankai>

相談会にご来場いただけない方もホームページから

住宅ローンWeb簡易審査申込好評受付中!

最新の金利・商品の詳細をホームページでご確認いただけます

中央ろうきん



<http://chuo.rokin.com>

お問い合わせ・ご相談は

〈中央ろうきん〉千葉県本部 TEL.043-251-5162 FAX.043-256-1280

いつも
ここに
防災ずきんを



ZENROSALNEWS

自然災害保障付 火災共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済

火災・地震・風水害・落雷・盗難
まで、幅広く保障します。^{※1}

- 持ち家でも賃貸でもあなたの住まいに合わせてご加入いただけます。
- スピーディーな生活再建へ。火災は、70%以上の焼損割合で全焼損扱い。
- 被害を受けた住宅や家財は、同程度のものを新たに購入できる「再取得価額」で保障。^{※2}

※1 地震、盗難については、自然災害共済にご加入の場合、保障されます。 ※2 風水害・地震などのときは保障額が異なります。こちらに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「パンフレット」ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただければ組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

今日、「まさか」について考えよう。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GWを除く）

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128（レストランセブンシーズ）

ランチタイム	ディナータイム	20:30 (コース L.O.)
11:30～14:30	17:00～22:00	21:00 (アラカルト L.O.)



ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル



Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分

電車・モノレールにて

◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

